

令和元年度

# 明石市包括外部監査結果報告書

委託契約に関する事務の執行について

明石市包括外部監査人

公認会計士 石 田 博 信

## 目次

I.	包括外部監査の概要	4
1.	監査の種類	4
2.	選定した特定の事件	4
3.	事件を選定した理由	4
4.	監査の視点	4
5.	主な監査手続	5
6.	監査対象年度	5
7.	監査の実施期間	5
8.	外部監査人及び補助者	6
9.	利害関係	6
10.	用語の説明	6
11.	その他	6
II.	包括外部監査の結果及び意見	7
1.	委託契約について	7
2.	契約等事務の概要について	15
III.	全庁的な監査の結果及び意見	21
1.	概要	21
2.	委託料の推移	21
3.	全庁的な監査の視点	22
4.	全庁的な課題	23
5.	監査の結果・意見の一覧	28
IV.	対象部署別監査の結果及び意見	36
1.	政策局 都市開発室 都市ビジョン担当	36
2.	政策局 都市開発室 プロジェクト担当	41
3.	総務局 総務管理室 情報管理課	44
4.	総務局 財務室 施設包括管理担当課	47
5.	総務局 財務室 管財担当	52
6.	総務局 財務室 契約担当	54
7.	総務局 財務室 契約担当	58
8.	総務局 財務室 契約担当	62
9.	市民生活局 環境室 資源循環課	66
10.	市民生活局 環境室 資源循環課	69
11.	市民生活局 環境室 資源循環課	72
12.	市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課	75

13.	市民生活局 産業振興室 産業政策課	78
14.	市民生活局 環境室 あかし動物センター	85
15.	市民生活局 産業振興室 産業政策課	89
16.	市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課	93
17.	福祉局 地域共生社会室 地域総合支援担当	97
18.	福祉局 地域共生社会室 地域総合支援担当	102
19.	福祉局 生活支援室 障害福祉課	106
20.	福祉局 生活支援室 発達支援課	110
21.	福祉局 高齢者総合支援室	114
22.	こども局 こども育成室 放課後児童クラブ担当	118
23.	こども局 明石こどもセンター 総務課	124
24.	こども局 子育て支援室 子育て支援課	126
25.	都市局 住宅・建築室 住宅課	130
26.	都市局 道路安全室 道路整備課	134
27.	都市局 道路安全室 道路整備課	137
28.	都市局 道路安全室 道路整備課	140
29.	都市局 都市整備室 海岸課	143
30.	教育委員会事務局 学校給食課	146
31.	教育委員会事務局 学校給食課	150
32.	教育委員会事務局 学校教育課	153
33.	教育委員会事務局 学校給食課	158
34.	教育委員会事務局 学校給食課	162
35.	教育委員会事務局 学校給食課	165
36.	教育委員会事務局 学校教育課	168
37.	消防局 消防総務課 情報指令課	171
38.	消防局 消防総務課 消防団担当	174

## I. 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査及び明石市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

委託契約に関する事務の執行について

### 3. 事件を選定した理由

市では、「明石市財政健全化推進計画」において、民間で実施した方が効率的、効果的な業務について、業務委託の導入・拡大を推進するとし、一方で、施策や事業の効果が十分か、コストが過大でないか、公平性は保たれているかという観点から、施策や事業を客観的に検証して見直すとしている。

平成 29 年度の一般会計決算における委託料は 92 億円と歳出額 1,018 億円のおよそ 1 割を占めており、財政健全化推進計画の方針を見ても、外部資源を有効に活用していくという観点から、民間との委託契約は増加していく可能性がある。また、委託契約は多数の担当部局が関与しており、監査の結果について市全体への波及効果が高いと考えられる。

このような委託に関する事務の執行が、法令規則に準拠して適正に行われているか、経済的・効率的に行われているかを市の方針に照らして検討することは、今後の委託契約事務の見直しや、新規事業の取組に際して有意義であると考え、当該テーマを特定の事件として選定することとした。

### 4. 監査の視点

#### (1) 合規性の視点

委託に関する事務は地方自治法、地方自治法施行令、市が定める条例その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。

#### (2) 経済性、効率性、有効性等の視点

##### ・ 事業の PDCA は行われているか

事業の目的が明確にされ、目的がよく達成されているかの確認を行っているか。その結果、必要な場合は事業手法、又は事業そのものの見直しを行っているか。効果測定のための指標は適切か。

PDCA (サイクル) : Plan-Do-Check-Action の 4 段階を繰り返すことによって、継続的に業務を改善すること。

- ・ 委託先の選定は適切に行われているか  
委託先の選定に当たり、競争性・透明性の確保、機会均等及び公平性に十分配慮されているか。随意契約を採用する場合は、その理由に十分な合理性が認められるか。
- ・ 委託料は合理的に決められているか  
委託料の算定過程は明確になっているか。委託内容に比して、委託料は合理的な水準となっているか。業務内容・量によってではなく、委託先の組織を基準として委託料を算定するなど、実質、委託先への補助金となっていないか。
- ・ 委託業務は適切に行われているか  
委託した業務内容が適切に実施されたか、実績確認を行っているか。
- ・ 公平性に配慮しているか  
公平性、透明性、合理性に配慮して事務を執行しているか。

## 5. 主な監査手続

調査票による事前調査  
監査対象とした委託契約の関係部署へのヒアリングの実施  
関係書類の閲覧・分析  
現地視察

## 6. 監査対象年度

平成 30 年度  
但し、必要に応じて平成 29 年度以前及び令和元年度の一部を含む。

## 7. 監査の実施期間

自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 1 月 31 日

## 8. 外部監査人及び補助者

包括外部監査人	石田 博信	(公認会計士)
同補助者	玉置 寿子	(公認会計士)
同補助者	乾 将太	(公認会計士)
同補助者	本田 真二郎	(公認会計士)
同補助者	池田 学	(公認会計士)
同補助者	和田 泰史	(公認会計士)
同補助者	久保田 浩之	(公認会計士)
同補助者	力石 康平	(公認会計士協会準会員)

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

## 10. 用語の説明

本報告書において記載した監査の「結果」及び「意見」の内容について、次のように定義した。

### (1) 監査の「結果」と「意見」の定義

#### ① 「結果」

- ・ 是正すべき事項（法令、条例、規則及び行政実務上必要なもの）の指摘と改善の方向性
- ・ 現行制度のもと、運用上改善することが必要な事項の指摘と改善の方向性

#### ② 「意見」

- ・ 事実調査により不正不当とまでは判断しないが、説明責任上対応することが望ましい事項

### (2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設け、冒頭に【結果】又は【意見】として表示し記載している。

## 11. その他

報告書中の数値は全て単位未満切り捨てで表示している。そのため、表中の合計と内訳の合計数値とが一致しない場合がある。

## II. 包括外部監査の結果及び意見

### 1. 委託契約について

#### (1) 委託契約とは

契約とは、相対立する 2 個以上の意思表示の合致によって成立する法律行為である。契約に関する民法上の大原則として、契約自由の原則があり、どのような契約を締結するかは当事者の自由である。

地方公共団体が行う委託契約は、地方公共団体が私人と対等の地位において締結するものであり、民法その他私法の適用を受け、いわゆる契約自由の原則も該当するものであるが、地方公共団体の公共性に鑑み、地方自治法施行令をはじめ地方公共団体の条例、規則によって公法上の制限が加えられている。

地方公共団体の契約においては、契約の履行をいかに確実に確保するかという点と、支出又は収入される金が公金であることから、いかに公正かつ適正な価格の契約を締結するかという点の 2 点を調和させることが究極的な課題となる。

#### (2) 委託契約の締結方法・形態

契約の締結方法については、地方自治法第 234 条第 1 項に、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められている。

また同条第 2 項において、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定められている。地方公共団体では、公正かつ適正な価格の契約を締結するという点を重視して一般競争入札によることを原則とし、一定の要件を満たす場合に、他の方法によることができるとされている。

契約の締結方法

原則	一般競争入札
政令で定める場合 (詳細は後述)	指名競争入札 随意契約 せり売り

各契約の内容やメリット・デメリットは下記のとおりである。

### (3) 一般競争入札

契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法であり、地方自治法上、原則とされる契約締結方法である。

平成 19 年度に国土交通省が地方自治体の入札制度担当者に行った「地方自治体の発注体制に関する実態調査」では、公共工事においては一般競争入札もわずかにみられるものの、指名競争入札、随意契約が大半を占め、委託業務に至っては一般競争入札を採用している割合は不明であった。しかし近年様々な取組が進められ、工事、委託業務のいずれにおいても、競争入札の割合が増加している。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広く参加者を公募し、選定過程が明らかなため、公平性・透明性が高い。</li><li>・ 参加者間での競争を促すことで、経済性に優れた相手先と契約することができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 結果として技術・能力の面で劣る業者が落札した場合、必要な水準の品質を得られない可能性がある。</li><li>・ 公募から契約までに期間を要し、事務手続の負担が大きく、事務経費も大きくなる。</li><li>・ 過当競争、ダンピングにより質が低下する可能性がある。</li><li>・ 受注に偏りがでる可能性がある。</li></ul>

一般的なデメリット以外に、自治体の規模等によっては、一般競争入札では周知が不足し、応札者が十分にいないために、入札不調になることも危惧されている。入札参加者に一定の要件を付した制限付一般競争入札もある。

### (4) 指名競争入札

地方自治法第 234 条第 2 項に規定された契約手法の一つであり、地方公共団体が資力、信用その他について適当であると認める複数の者を指名し、その特定多数の者をして入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法である。

地方自治法施行令では、下記のとおり、適用できる場合を限定している。



## 地方自治法施行令 第167条

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に適当と認める者に参加者を限定するため、不信用・不誠実な業者を排除できるなど、確実な履行の確保が可能となる。</li> <li>・ 参加者間において競争させることで、一般競争入札ほどではないものの、経済性を高めることができる。</li> <li>・ 一般競争入札に比べて、事務手続が簡素となり、事務負担や事務経費が軽減される。</li> <li>・ 中小企業の受注機会の確保について配慮が可能である。</li> <li>・ 業者に対して働き掛けることにより、受注意欲を喚起させる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札の参加者が固定化される傾向があり、談合などによって公正な競争が阻害される可能性がある。</li> <li>・ 指名業者の選定における恣意的な運用のおそれがある。</li> <li>・ 入札者を限定することにより競争性が低下するおそれがある。</li> </ul>

一般的に、一般競争入札では多くの参加者が見込めない場合に、市のほうから能動的に参加資格者を指名し、入札への参加を促すことで、より多数での競争性を確保できると見込める場合に選択する方式として運用することもある。

### (5) 随意契約

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法で、地方自治法施行令第167条の2第1項において適用できる場合を限定している。

随意契約によることができる場合（地方自治法施行令第 167 条の 2）

- (1) 売買、貸借、請負、その他の契約で、その予定価格が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の別表で定める額の範囲内において、契約規則第 19 条で定める額を超えないものをするとき。

これは競争入札による場合の事務手続きの煩雑さや経費面から、少額な契約については随意契約を認めたもので、少額随契と呼ばれている。しかしこの場合においても 2 者以上の見積合せを行わなければならない。

契約の種類	施行令第 167 条の 2（別表 5） 市町村（指定都市を除く）	契約規則第 19 条に 定める額
(1) 工事又は製造の請負	130 万円	130 万円
(2) 財産の買入れ	80 万円	80 万円
(3) 物件の借入れ	40 万円	40 万円
(4) 財産の売払い	30 万円	30 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円	30 万円
(6) 上記に掲げるもの以外	50 万円	50 万円

- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。（不適条項）  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

契約の履行の内容によっては価格以外の目的により契約の相手方を選定する必要がある場合に限られる。

- ア 不動産の買入れ及び借入れをするとき。
- イ 物品製造等のために物品を売払うとき。
- ウ 契約の目的が特定の者でなければ納入することができない物であるとき。
- エ 特殊な物品であるため、若しくは特別な目的があるため買入れ先が特定される  
とき。
- オ 特殊な技術・手法等を必要とするとき。
- カ 外国で契約を締結するとき。
- キ 文化財の運送又は保管をさせるとき。
- ク 国又は他の地方公共団体等と契約を締結するとき。
- ケ 公債、証券、債券等の買入れ又は売払いをするとき。

以上の運用の解釈として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備等を必要とする業務等で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付すること

が不可能又は著しく困難な場合である。したがって、上記アからケに該当する場合でも、その唯一性について十分に検討すること。

また、ウ、エによる場合は、特殊な物品等を選定することについて特別な理由が必要となるので注意すること。

コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定した場合は、本号による随意契約が適用となる。

※プロポーザル方式等を採用する場合の留意点

プロポーザル方式はあくまで例外的な手法（一般競争入札を原則とする地方自治法の例外となり、随意契約の相手方となる候補者を選定する手続のひとつ）であって、特にその必要がある場合に限って活用するよう留意すること。

したがって、プロポーザル方式を採用する際には、一般競争入札で発注できないかなどを検討したうえで、やむを得ないと判断した場合には、その必要性を明らかにし十分な説明ができるようにすること。（決裁の際には、プロポーザル方式を選択した理由を記載し、決裁権者に十分な説明をすること）。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号

契約規則第 19 条の 2 で定める手続きにより物品を買い入れる契約及び役務の提供を受ける契約をいい、障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、障害者支援施設、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合又は新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合に適用されるが、この場合、契約規則第 19 条の 2 の規定に基づく手続きが必要となる。

(5) 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付する暇がないようなときであること。

競争入札に付しては、契約の目的を達成できないこと。

※単に予算上の理由や発注が遅れた場合等については該当しない。

<p>(6) 競争入札に付すことが不利と認められるとき。(不条理条項) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号</p>
<p>一般競争入札又は指名競争入札のいずれかの方法による場合も、ともに不利と認められるときには随意契約とすることができる。</p> <p>不利と認められるときの判断は、個々具体的な事実に基づいて行う必要があり、恣意的になってはならない。</p>

<p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号</p>
<p>特殊な機械を備えていることや、特定の業者がその物品を多量に保有し、又は工事につき使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有するため、他の者に比べて著しく低価で契約を締結することができる場合が考えられる。しかし、時価に比して著しく有利な価格とするためには、市場価格等を十分に把握しておく必要がある等、困難な面も多いため、運用には十分に注意すべきである。</p>

<p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号</p>
<p>この場合において、契約保証金及び履行期間を除くほか、最初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項)</p>

<p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号</p>
<p>この場合は一応落札者があったのであるから、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできない。(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 項)</p>

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>信用や実績を基に、最も適格と考えられる業者を選定することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約先が固定化されやすく、緊張感がなくなることで馴れ合い・不正の起こ</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争入札に比べ、事務手続が簡易になり、事務負担と事務経費が大きく軽減される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争の原理が働きにくく、適正な価格よりも高い価格での契約となるおそれがある。</li> </ul>
--	--

市では「契約事務の手引き」第6節において冒頭に、随意契約を行う場合でも競争の原則を逸脱すべきではなく、必ず「見積合せ」を行わなければならない旨、定めている。例外的に、契約の性質上特定の者と契約しなければ契約の目的を達することができない場合には、特命随契又は一者随契といわれる方法でその特定の者と契約を行うが、本来競争すべきところ競争できない特別な理由が必要、としており、1者しか納入できない物品を選定する場合には、その選定に合理性がなければ、特命随契等の要件を満たしていたとしても、その物品の選定自体が不当といえるので、選定に際しては十分注意を払う必要があるとしている。

さらに、随意契約はあくまで例外的な方法であることから、これによる場合は、原則明石市入札参加資格者名簿に登録のある2者以上の者から見積書を徴さなければならない(契約予定金額が50万円以上は原則3者以上)としている。

#### (6) せり売り

契約価格等について、買い手に口頭で競わせて、最も有利な価格を提示した者と契約する方法である(今回の包括外部監査においては監査の対象外としている)。

地方自治法施行令では、下記のとおり、適用できる場合を限定している。

#### 地方自治法施行令 第167条の3

動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合
----------------------------------

#### (7) プロポーザル方式

プロポーザル方式とは、業務の委託先を決定する際に、公募又は指名により複数の業者からその目的に合致した企画の提案を受け、その中から価格及び実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最も優れた企画・提案を提示した者を委託先として選定する方法である。

プロポーザル方式は、競争により契約相手方を選定するため、競争性なく相手方と契約行為を行う他の随意契約とは異なるが、手続上は、プロポーザル方式により特定された事業者と契約を締結するため、随意契約(一者随契や特命随契と呼ばれる2号随意契約)の一種とされている。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的に合致した、最も優れた提案を受け入れることができる。</li> <li>・ 価格及び企画の質を総合的に判断して業者を選定できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募から契約までに期間を要し、事務手続の負担が大きく、事務経費も大きくなる。</li> <li>・ 業者に大きな負担を強いることとなり、応募業者が少数となる可能性がある。</li> </ul>

市では、「契約事務の手引」の随意契約の項目に、プロポーザル方式等を採用する場合の留意点として、「プロポーザル方式はあくまで例外的な方法（一般競争入札を原則とする地方自治法の例外となり、随意契約の相手方となる候補者を選定する手続のひとつ）であって、特にその必要がある場合に限り活用するよう留意すること。」とし、「プロポーザル方式を採用する際には、一般競争入札で発注できないかなどを検討した上で、やむを得ないと判断した場合にはその必要性を明らかにし十分な説明ができるようにすること。」とプロポーザル方式の積極的な活用は図っていない。一方、この報告書内では、競争性のある契約方法という点を重視して取り扱っている。

#### (8) 総合評価落札方式

競争入札の原則は価格競争であるが、例外的に最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合があり（地方自治法第234条第3項）、これを総合評価落札方式という。

「公共調達の適正化」では、「総合評価方式の拡充」として、「研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札を拡充することとし、評価基準や実施要領の作成等、円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その導入に努めるものとする。」としている。

また、「総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められ、更には発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必要」とされている（「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成23年8月9日閣議決定)」）

## 2. 契約等事務の概要について

### (1) 明石市における契約事務に係る規程等

市における契約事務に係る主な規程類は、下記のとおりである。

#### ① 「明石市契約規則」「契約事務の手引」

市が締結する売買、賃貸、請負、保管、運送等の契約に関する事務に関して、別に定めがある場合を除くほか、必要な事項を定めている。構成内容は、「第1章 総則」、「第2章 契約の方法（第1節 一般競争入札、第2節 指名競争入札 第3節 せり売り 第4節 随意契約）」、「第3章 契約の締結」、「第4章 契約の履行の確保（第1節 契約の履行、第2節 工事等の監督及び検査、第3節 物件の買入れ等の監督及び検査）」、「第5章 雑則」となっている。より具体的な手続は「契約事務の手引」に規定されている。

#### ② 「明石市決裁規程」

市長の権限に属する事務で別に定めるものを除くほか、決裁の区分及び手続を定め、責任の所在を明確にしている。

#### ③ 「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例・取扱要領」

長期継続契約は、解除条件付きの複数年契約であり、各年度の予算の範囲内で執行される翌年度以後の債権債務が確定していない契約であり、長期継続契約を締結することができる契約として以下を定めている。

(i) 物品を借り入れる契約で、商習慣上、翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的なものとして、以下の例を挙げ、期間は原則10年が上限。

電子情報処理機器、事務用機器、医療用機器、庁舎等備付設備機器、プレハブによる仮設建築物、重機等特殊自動車を借り入れる契約及びその他これらに類する契約

(ii) 役務の提供を受ける契約で、毎年繰り返し切れ間なく、安定した役務の提供を受け、かつ、相手方の初期投資及び準備期間を確保する必要があるものとして、以下の例を挙げ、期間は原則5年が上限。

機械警備業務、受付案内業務、給食業務、医療事務業務、施設運転管理業務その他これらに類する契約。

#### ④ 適正な契約事務の執行について（通知）（明財号外平成31年4月4日）

・ 仕様書の適正性の確認義務

仕様書は担当課でしか作成でき得ないものであるため、特に業務委託の

仕様書について、所属長の最終確認義務や、見積による積算は入札参加可能な複数者から見積りを徴取するなど、実勢価格の正確な把握に努めるべきこと

- ・ プロポーザル方式の適正な活用

プロポーザル方式は、随意契約の相手方となる候補者を選定する方法であり、原則的取扱いである一般競争入札に対してあくまで例外的手法であること、価格だけではなく、業務に係る具体の企画提案によって当該業務に最も適した者を選定できるという特性を生かす必要性のある案件にのみ活用すること、事業者からの企画提案の積み重ねにより、業務内容を市の方で仕様書として作成できるものは競争入札での発注に切り替えることなどを通知している。

⑤ その他

市においては、契約事務に関する規程等として、上記①～④のほか下記の規程類が存在する。このうち、工事契約にのみ関係する規程は当報告書では参照していない。

- ・ 明石市業務委託契約約款
- ・ 明石市競争入札等審査会要綱
- ・ 工事等の指名業者選定基準
- ・ 明石市入札参加者等指名停止基準
- ・ 業務委託にかかる契約事務について（お知らせ）（明契号外平成 19 年 3 月 29 日）
- ・ 一般競争入札及び指名競争入札等参加資格について（明石市告示第 357 号平成 20 年 4 月 1 日）
- ・ 明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱
- ・ 「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」施行に伴う契約事務の進め方について（明契号外平成 27 年 4 月 30 日）
- ・ 明石市が行う契約からの暴力団排除に係る各課での手順について
- ・ 明石市暴力団排除条例
- ・ 明石市発注者網紀保持マニュアル（庁内用）平成 26 年 6 月改訂版

(2) 明石市における契約事務について

① 総務局財務室契約担当の役割

市では、総務局財務室に契約担当部門として契約担当を設置し、一定の金



額を超える、市の重要な契約に関する事務を行っている。

契約担当において事務を行う対象は、1 件が 130 万円を超える工事の請負契約、1 件が 100 万円を超える工事に直接関連する業務委託契約、1 件が 1,000 万円を超える工事に直接関連しない業務委託契約、1 件が 10 万円を超える物品購入契約及び 1 件が 30 万円を超える不用品の売却契約である。

## ② 明石市競争入札等審査会

審査会は、次に掲げる事項を審議する。審査会は会長、副会長及び委員 7 名以内をもって組織される。

- (i) 競争入札等に参加しようとする者の資格の審査基準に関すること。
- (ii) 競争入札等に参加する資格を有する者の格付の基準その格付に基づく発注標準に関すること。
- (iii) 明石市入札参加者等指名停止基準（平成 6 年 7 月 6 日制定）別表第 2 第 8 項第 12 号に定める指名停止の措置を必要とする者及び同基準第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定を適用する等審査会に諮る必要があると認められる者の審査に関すること。
- (iv) 総価契約における設計金額又は単価契約における予算額（以下「設計金額等」という。）が 5,000 万円以上の建設工事に係る施工内容に関すること。
- (v) 設計金額等が 5,000 万円以上の建設工事に係る一般競争入札等の参加要件の設定又は随意契約の可否に関すること。
- (vi) 設計金額等が 3,000 万円以上の委託業務（工事に直接関連するものに限る。）に係る業務内容及び一般競争入札等の参加要件の設定に関すること。
- (vii) 設計金額等が 1 億円以上の委託業務（工事に直接関連しないものに限る。）に係る業務内容及び一般競争入札等の参加要件の設定に関すること。
- (viii) 入札契約制度に関すること。
- (ix) 建設工事の品質確保に関すること。
- (x) その他契約事務に係る重要事項に関すること。

## (3) 契約事務に関する監査の視点

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも納税者から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。国は、入札及び契約に係る取扱い及び情報の

公表等に関し、「公共調達適正化について（平成18年8月25日財計第2017号）」（以下「公共調達適正化について」）を定め、入札及び契約に係る手続の一層厳格な取扱いを行うとともに、情報公開の充実に努めることを求めている。また、公共調達に係る各省各庁の契約に関する統計をまとめている。

この報告書において取り扱う監査の視点の参考のため、「公共調達適正化について」に掲げられた措置を以下に抜粋する。

#### ① 入札及び契約の適正化を図るための措置

##### (i) 競争入札に付する場合の留意事項

予定価格については、より一層適正な設定に努めるものとする。

また、不自然な入札結果について統計的な分析を行うことにより談合等の排除に努めるものとする。

##### (ii) 随意契約による場合

法令等に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）による調達を行うものとする。

また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）又は企画競争<sup>1</sup>若しくは公募<sup>2</sup>を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

なお、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。

#### 例：リース契約等

複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

※ 長期継続契約については、「長期継続契約を締結できる契約を定める条例」が平成17年12月21日に制定されている。

#### 例：設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約

<sup>1</sup> 「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

<sup>2</sup> 「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募ることをいう。

当該保守点検業務等が不可分とならないよう見直しを行うものとする（特にシステムの開発及び運用に係るもの）。なお、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価落札方式による一般競争入札に改めることができな  
いか等について検討を行うものとする。

## ② 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

### (i) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

### (ii) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。

- ・ 再委託を行う合理的理由
- ・ 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- ・ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

### (iii) 履行体制の把握及び報告徴収

再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書

面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

### ③ 内部監査の実施等

#### 随意契約の重点的監査

特に、随意契約については、監査計画等において、当分の間、重点的に監査を行うことを定めるとともに、次に掲げる事項にも留意して行うものとする。

(i) 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行ったもの

(ア) 単に当該業務に精通していることのみをもって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものは、仕様書及び作業マニュアルの作成等により競争が可能であり、随意契約によることとする理由としては、不適切である。

(イ) 契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約の相手方の履行能力が十分でないと認められる場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。

(ウ) 外形上、再委託が行われていない場合であっても、契約の目的となる事務又は事業を実施するため、一時的に民間等から職員を出向させ、雇用することにより、形式的に再委託となることを回避しているような場合には、契約の相手方に履行能力があるとはいえ、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。

(ii) 少額の随意契約

(ア) 合理的な理由なく、意図的に契約を分割しているようなものは、不適切である。

(イ) 予決令第 99 条の 6 に定める、なるべく二人以上の者から見積書を徴する等の手続を適正に行っていないものは不適切である。

### III. 全庁的な監査の結果及び意見

#### 1. 概要

厳しい財政状況下、安定的に公共サービスを提供していくためには、地方公共団体の有する経営資源のみではますます対応が困難な状況にあり、民間に委託可能なものは民間に委託し、職員は真に行政として対応しなければならない政策・課題に重点的に取り組まなければならない。こうした民間活力を活かした公共サービスは今後ますます増加していく傾向にあると考えられる。

国においても「地方公共団体における行財政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日総務省）において「公共サービス改革」として民間委託等の見直しを実施するよう求めている。また平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等を受け、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成 27 年 8 月 28 日総務大臣通知）が示され、地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託やクラウド化等の業務改革の推進に努めるよう、各地方公共団体に要請している。これを受けた「地方行政サービス改革の取組状況に関する調査結果」（総務省HP）によると、中核市では窓口業務を委託している団体<sup>3</sup>が 83%、総合窓口の導入状況<sup>4</sup>では中核市で 28%、庶務業務の集約化<sup>5</sup>に関する実施状況では中核市で 57%の団体が実施している。

#### 2. 委託料の推移

市における委託料の推移は下表のとおりである。

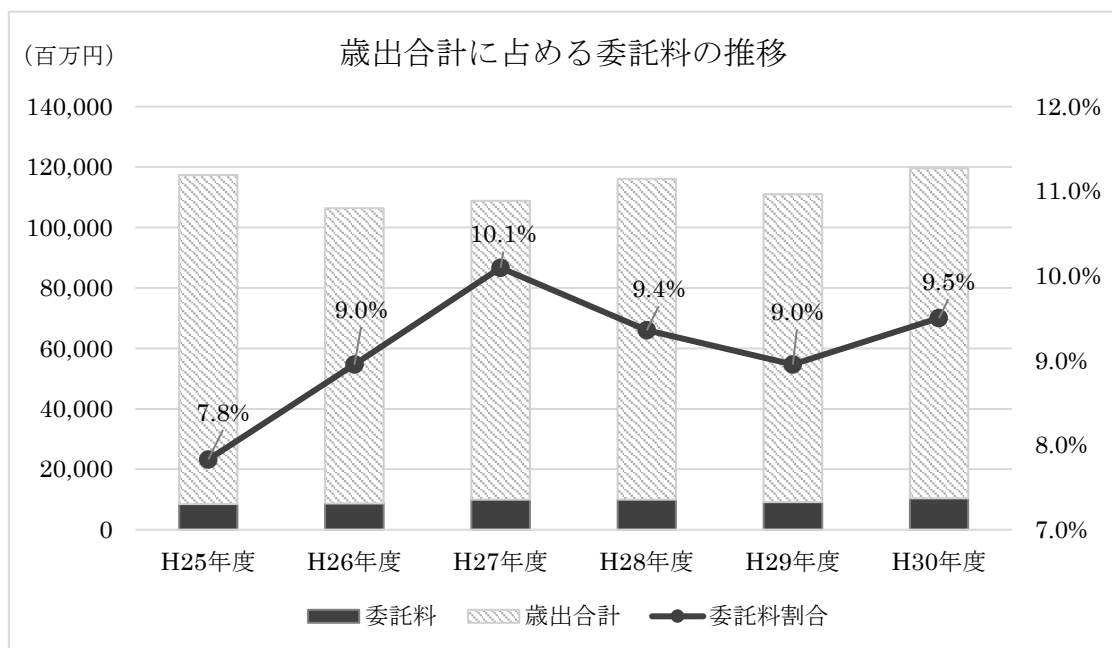
(百万円)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
歳出合計	108,911	97,603	98,838	106,167	101,875	109,211
委託料	8,527	8,737	9,978	9,933	9,121	10,376
割合	7.8%	9.0%	10.1%	9.4%	9.0%	9.5%

<sup>3</sup> 内閣府通知で民間事業者に取り扱わせることができると整理された窓口業務のいずれかを委託している団体

<sup>4</sup> 住民等からの各種申請等（戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等）に関する受付部署を複数部署から 1 部署に集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完了する取組。

<sup>5</sup> 人事・給与・旅費・福利厚生等の庶務業務について、庶務事務システム等を使用して発生源入力を行い、審査確認等の担当部局を集約し、各部局の庶務担当者の業務を削減する取組を行っていることをいう。



厳しい地方財政の状況、ヒト・モノ・カネといった経営資源は制約がますます強まる一方で、少子高齢化等を背景とした公共サービス需要は確実に増加していくと見込まれている。このような状況下で、経営資源を最大限に活用し、高レベルの公共サービスを維持し、効果的、効率的に提供していくためには、外部資源の積極的な有効活用は、市にとって今後も重要な課題である。

### 3. 全庁的な監査の視点

市の委託契約に関する事務は、各事業を所管する部署が行うが、一部の契約種別については総務局財務室契約担当が契約事務を行っている。委託業務に関しては、一部例外を除き、工事に直接関連する業務委託（1件100万円を超えるもの）及び工事に直接関連しない業務委託（1件1,000万円を超えるもの）が該当する（契約規則第52条）。また、これ以外にも、契約担当は契約事務の指導、審査及び総括に関すること、ルールの方策定、周知も行っている。

委託の対象となる様々なサービスは、民間に委託することでより幅広い経験やノウハウ・創意工夫を取り入れることができる、より低コストを実現することができるなどのメリットを享受できる可能性もあるが、委託することで却って管理コストがかさむなど全体として非効率になってはいないか、過剰な管理を行うことで民のノウハウや創意工夫を生かし切れていないケースはないか、反対に管理が不十分で委託者と受託者の間で慣れ合いが生まれ、それが実害につながるケースはないか、委託業務の手法を見直し、最適化する仕組みがないか、など様々な視点から課題が発見される場合がある。

これらの視点で監査を行うため、対象とする部署は広範囲に設定することとし、平成30年度の歳出における委託料から一定の基準で委託契約を抽出し、抽出した契約については、事業の視点で検討を加えるため、所管部署への質問、契約書等関係書類の閲覧等により検討を加え、併せて合规性のチェックを行い、個別の契約に対する監査結果を形成した。

さらに、個々の委託契約から発見された個別具体的な問題点のうち、全庁的な視点での検討が必要な課題については、契約に関する統括部門であり、総合調整機能を担う契約担当に対し、ヒアリングを行った。

これらの手続の結果、把握された現状及び課題について、全庁的な課題、個別具体的な課題に分けて整理する（所管部署別の個別意見については、IV. 対象部署別監査の結果及び意見の項を参照。）。

#### 4. 全庁的な課題

**【意見①】再委託の審査に当たっては再委託の意義をよく理解し、必要十分なレベルで行うべきである**

市では、監査対象期間において、再委託について特段の規程はなく、標準の「明石市業務委託契約約款」第6条第1項において「業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とあるのみであった<sup>6</sup>。受託者が業務の一部を第三者に再委託するに当たって、事前の申請や承認等は求められていないことから、自治体における再委託の特殊な意味合いや再委託先での個人情報の取扱いの確認等に関して、監査対象年度（平成30年度）においては、その必要性や意義が十分に浸透しているとはいえない状況が多く見られた。

もとより、自治体として一括再委託は、明文化されたルールの有る無しにかかわらず、当然に禁止されていると解釈すべきである。そのようなことが可能であるなら、市は再委託先と直接契約するほうが、市と実働先の間には契約者が介在するよりも、契約額の節約になるだけでなく、責任範囲も明確になる。近年しばしば問題になる、再委託先への個人情報の流出も、市の直接コントロール下に置くことができる。同じ観点から見て、業務の主たる部分を再委託することも、望ましいとはいえない。

---

<sup>6</sup> その後、令和元年10月1日に同条第2項「受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。」が追加された。

市の委託業務は多岐にわたり、再委託も頻繁に行われているため、その再委託が市にとって、合理的なのか、個人情報を含む情報の安全性は保たれるのか、暴力団排除は適切に図られるのかなどの観点で事前に審査が必要となる。

市の関知しないまま再委託が行われることは、市が責任を正しく果たしているとは言えない。民間事業者にとって、再委託を行うことは経済合理性があり、一般的でもあるから、事業者が自治体にとっての再委託の特殊な意味を十分に理解しないまま、悪意なく行っていることもありうる。したがって自治体はそういった背景をよく理解し、自らが積極的に確認の責務を果たさなければならない。

再委託を行う場合は、事前にその内容を通知させ、内容をよく吟味し(審査)、承認を行って初めて再委託を行ってよいと考えるべきである。さらにいえば、委託先が当初から再委託を含めて業務を設計している場合、再委託を承認しなければ業務が成り立たない可能性もあるため、契約前にその点を確認するべきである。

しかし、各契約においては、委託先から再委託の申請がないことのみをもって再委託はないとしている例、業者から業務名や再委託先が記載された申請書を入力しているが、再委託の金額など審査を行う上で重要な情報について十分に把握しないまま承認している例、業務の主たる部分と考える部分について再委託がなされているにもかかわらず、客観的かつ具体的な根拠によらずこれを承認している例、再委託の意義・必要性が不明なまま再委託が承認されている例など、審査の質が十分に確保されていないと考えられる例がみられた。

再委託については、一般条項として一括再委託や主たる部分の再委託の禁止を記載するだけでなく、実質的に審査を行い、審査に当たっては再委託の意義をよく理解し、必要十分なレベルで行うべきである。

**【意見②】 随意契約において再委託を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない**

契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない(市では競争入札に適さない)」として、2号(一者随契、特命随契などと呼ばれる)随意契約を締結したものについて、再委託の承認を行う場合には、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならないが、市においてはそのような観点で再委託の審査が行われていることが客観的に分かる資料は見られな



かった。

2号随意契約を締結する際の再委託については特に留意されたい。

**【意見③】業務の効率化を図るため工事業務と保守業務が一括発注されている事例があった。このような事例を参考とし、一括発注が効率的、効果的である場合は一括発注を行うなど、全庁的に発注単位について見直しの指示を行われたい**

前述「公共調達最適化について」に以下の記載がある（以下、要約）。

「設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約については、当該保守点検業務等が不可分とならないよう見直しを行うものとする（特にシステムの開発及び運用に係るもの）。なお、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価落札方式による一般競争入札に改めることができないか等について検討を行うものとする。」

この趣旨を鑑みると、初年度のみ競争入札等を行って相手先を選定するが、後年度の付随する契約は初年度の相手先との随意契約にならざるを得ないようなケースでは、ある程度業務を取りまとめて入札等の手続を行うほうが合理的な場合もある。

全庁的にこのような検討を行った上で契約方法を選択するよう、全庁的に通知を出されたい。

例えば、高機能消防指令センターの保守業務をセンターの設置工事と一体の業務として発注及び入札手続を実施しているケースがある。システム等の更新を実施し、その保守が必要となる場合、両者を分けて発注することが市では過去の通例となっているが、当該ケースでは、入札事務や契約手続の効率化、トータルでの契約額の低減を達成すべく一括発注を行い、落札率 73.4%とその効果が表れている。

それぞれの業務を分けて、別の業者が実施することが可能かつ効率的であるようなケースでは、それぞれを別に発注することに合理性があるが、このケースの工事と保守のように、当然に同業者が両業務を行う場合では、分割発注することに合理性はなく、かえって工事を低い価格で応札し、その後の保守業務についてはシステム等の特殊性から 2号随意契約となって、競争性のない価格で発注することにならざるを得ないケースも考えられる。一括発注が合理的であるケースでは、一括発注の採用の可否について検討した上で、契約方法を選択するよう、全庁に周知されたい。

**【意見④】 事業の PDCA を行うための効果指標が適切に設定されていない事例がある**

民間企業には利益という明確な指標があり、それを株主、従業員、経営者、社会にどれだけ配分するかを考えればよい。長期にわたり利益の見込めない事業を継続することは不可能で、撤退の意思決定が行われるから、事業活動におのずと PDCA が組み込まれている。しかし、地方自治体のすべての活動は、住民の福祉を目的としたものであるから、いったん始められた事業は、撤退の意思決定をすることが難しい。

しかし、税金を源泉として事業を行う地方自治体は、無尽蔵の資金を投入できるわけではないから、各事務事業について、今のままそれを継続するのか、拡大するのか、あるいは縮小・廃止するのか、また、目的がうまく達成できていないのであれば重点を変えるべきなのかなど事業の PDCA に寄与するような「効果指標」をうまく選択、設定し、継続的に観察することが重要となる。

この点、利用者の満足度調査といった定性的な評価は行われており、これらもちろん重要な点ではあるが、更に重要な点は、税金を継続して投入する意義が十分に果たされているかを測ることである。

そのために、事業による成果総量など「アウトプット」指標だけではなく、一人当たり、コスト当たりなど、単位当たりでの効果を図る「アウトカム」指標も適宜、適切に設定し、評価を行われたい。

**【意見⑤】 入札に際して、業務に関する評価が著しく低い場合に、当該業者のその後の入札参加要件等に反映させる仕組みを検討することが望まれる**

建設工事に係る設計業務委託において、給付の完了確認が実施されており、委託業務検査調書が作成されている。当該調書によると、①業務計画及び工程管理 ②業務履行状況 ③業務考察力 ④提出書類及び説明力 ⑤品質等 のすべての項目が E ランク（A～E のランクがあり、E は最低ランクの「劣る」）となっているケースがあった。

この点、たとえ最低評価であったとしても、「主管課で確認しているため成果物としての品質に問題が無い」とのことだが、それだけ業者への指導、業者との協議等に労力を要したということは明らかである。

評定については、評定運用基準によるものであり、今回の結果が次回以降の入札参加要件に影響を与えることもないとされているが、このように業務体制に問題があると考えられる業者を、他の業者と同様に扱うことが望ましいか疑問

である。一般競争入札の場合、入札金額のみによって業者選定が行われることから、一業務の評定結果が著しく低い場合、次回以降の入札参加要件等に一定の制限を加えるといった仕組みづくりを検討されたい。

**【意見⑥】道路整備課において、入札の中止を防ぐため、「金抜き設計書チェックリスト」が活用されているが、全庁的に当該チェックリストを活用することが望まれる**

道路整備課において、入札の中止を防ぐため、「金抜き設計書チェックリスト」(下図)を用いて複数人により設計書や仕様書及び図面等の整備の漏れがないかを確認している。

入札の中止となると、入札を準備していた業者が不足の損害を被ることや、工期が遅れる等により住民の期待に応えられないという状況になりかねない。当該チェックリストを用い、複数人でチェックすることにより、設計書、仕様書及び図面等の整備が漏れなく行えるようになるため、入札の中止という事態を防ぐ有効な手段であると考え。しかしながら、当該チェックリストは、道路整備課のみが活用しており、全庁的には共有されていない。

全庁的に入札の中止を防ぐため、当該チェックリストを全庁横断的に利用することが望まれる。

**【参考：金抜き設計書チェックリスト】**

**金抜き設計書チェックリスト**

〇〇〇等管理業務委託

確認年月日	課長

	チェックポイント	設計者	精算者	係長	摘要
設計書関係					
設計書鑑	位置、事業名、委託名の記載内容は正しいか	✓	✓	✓	
	委託概要の記載内容は正しいか	✓	✓	✓	
	前金払いの率は適切か	✓	✓	✓	
	部分払いの回数は適切か	✓	✓	✓	
	単価摘要日は設計時期と整合が取れているか	✓	✓	✓	
	費目、工種、施工名称などの欄に項目の消し忘れがないか	✓	✓	✓	
	数量欄に数量の抜けはないか	✓	✓	✓	
	単価、金額の消し忘れがないか	✓	✓	✓	
	備考欄に項目の消し忘れがないか	✓	✓	✓	
仕様書					
仕様書	特記仕様書の記載内容に抜けがないか	✓	✓	✓	
数量計算書					
数量計算書	積算に必要な数量計算書の抜けがないか	✓	✓	✓	
図面					
図面	積算に必要な図面の抜けがないか	✓	✓	✓	
確認年月日					
確認印					

## 5. 監査の結果・意見の一覧

全庁的な課題			
監査の結果/意見			
【意見①】	再委託の審査に当たっては再委託の意義をよく理解し、必要十分なレベルで行うべきである	意見	
【意見②】	随意契約において再委託を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない	意見	
【意見③】	業務の効率化を図るため工事業務と保守業務が一括発注されている事例があった。このような事例を参考とし、一括発注が効率的、効果的である場合は一括発注を行うなど、全庁的に発注単位について見直しの指示を行われたい	意見	
【意見④】	事業の PDCA を行うための効果指標が適切に設定されていない事例がある	意見	
【意見⑤】	入札に際して、業務に関する評価が著しく低い場合に、当該業者のその後の入札参加要件等に反映させる仕組みを検討することが望まれる	意見	
【意見⑥】	道路整備課において、入札の中止を防ぐため、「金抜き設計書チェックリスト」が活用されているが、全庁的に当該チェックリストを活用することが望まれる	意見	
対象部署別監査の結果及び意見			
No. /所管課	監査の結果/意見		課題の所在
1. 政策局 都市開発室 都市ビジョン担当 (P36)	中心市街地まちづくり推進事業企画・調整業務委託 ① 契約相手先である第三セクターの財政状況を鑑み、まちづくり業務及び協議会等運営委託料としての市の 22 百万円の支出につき、再検討すべき		意見 委託料の必要性
2. 政策局 都市開発室 プロジェクト担当 (P41)	JT 跡地公募売却支援業務委託 ① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない		結果 書類不備

3. 総務局 総務管理室 情報管理課 (P44)	明石市情報システム再構築・運用業務委託		
	① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない	意見	再委託
4. 総務局・財務室 (P47)	市有施設包括管理業務委託		
	① 市有施設包括管理業務に関する修繕の再委託契約手続の不備	意見	再委託
5. 総務局 財務室 管財担当 (P52)	明石市役所庁舎総合管理業務委託		
	① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない	結果	書類不備
6. 総務局 財務室 契約担当 (P54)	明石市電子入札システム更改ハードウェア更新業務委託		
	① 再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて十分検討すべき	意見	再委託
	② 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない	結果	書類不備
7. 総務局 財務室 契約担当 (P58)	明石市電子入札システム運用・保守業務委託		
	① 詳細な見積書を入手すべき	意見	委託金額の合理性
	② 再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて十分検討すべき	意見	再委託
	③ 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない	結果	書類不備
8. 総務局 財務室 契約担当 (P62)	明石市電子入札システム更改アプリケーション開発業務委託		
	① 詳細な見積書を入手すべき	意見	委託金額の合理性
	② 再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて十分検討すべき	意見	再委託
	③ 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない	結果	書類不備
9. 市民生活局 環境室 資源循環課 (P66)	明石クリーンセンター焼却施設包括管理業務委託		
	① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない	意見	再委託

10. 市民生活局 環境室 資源循環課 (P69)	明石クリーンセンター破砕選別施設包括管理業務委託			
	① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない	意見	再委託	
11. 市民生活局 環境室 資源循環課 (P72)	明石クリーンセンター最終処分場包括管理業務委託			
	① 再委託先から暴力団排除の誓約書・再委託の承諾申請書を入手していない	結果	書類不備	
12. 市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ・ 生涯学習課 (P75)	自治会・町内会委託事務契約			
	① 市からの委託料の支払先口座を、自治会の個人名義の口座としていることは不適切である	結果	不適当な事務執行	
13. 市民生活局 産業振興室 産業政策課 (P78)	商工業振興事業等事業業務委託			
	① 一者随意契約理由の誤り	結果	随意契約理由の合理性	
	② 一括委託の必要性を検討すべき	意見	一括委託の合理性	
	③ 事業の効果測定指標を見直すべき	意見	事業のPDCA	
14. 市民生活局 環境室 あかし動物センター (P85)	(仮称)あかし動物センター維持管理業務委託			
	① 実態にあった積算を行うべき	意見	委託金額の合理性	
	② 実際の業務量が積算した時点と乖離しているため、実績に合わせて精算が可能な契約方法に変更すべき	意見	委託金額の合理性	
15. 市民生活局 産業振興室 産業政策課 (P89)	明石市南二見会館等管理運営業務委託			
	① 財産は規則に沿った所属とすべき	結果	不適当な事務執行	
	② 駐車場利用料金の妥当性を検討し、経済的価値を最大限発揮すべき	意見	利用者負担	
	③ 現金受取りに係る委託先の内部統制を把握し、その適切性を確認すべき	意見	内部統制	
	④ 財産の活用を進める工夫が必要	意見	財産活用	

16. 市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課 (P93)	明石市文化団体連合会支援事業		
	① 同一団体に対する補助金と委託料の支払が存在するため、補助金交付対象業務と委託業務を明確に区分すべき	意見	委託と補助金の混同
	② 適切な事業活動収支見込みの実施により委託額抑制の可能性を検討すべき	意見	委託金額の合理性
17. 福祉局 地域共生 社会室 地域総合 支援担当 (P97)	明石市後見支援センター事業業務委託契約		
	① 委託対象である業務から生じた収益1,842,420円は市に返還を求めるか、当年度の委託料から当該累計額を控除した残額を支払う、等の対応が必要である	結果	不適切な委託料
	② 現在の効果指標では、事業の測定に乏しいため、効果指標を実態に即して改めるべきである	意見	事業のPDCA
18. 福祉局 地域共生 社会室 地域総合 支援担当 (P102)	地域総合支援センター運營業務委託契約		
	① 委託料の算定において、市は支出した額から固定資産購入積立資産の支出額を除くべきである	結果	不適切な委託料
19. 福祉局 生活支援室 障害福祉課 (P106)	明石市障害者就労・生活支援事業業務委託		
	① 当初プロポーザル方式により委託先を選定したのち、現在まで同一先と長期間に渡り随意契約をしている。市内に同業務の実績を有する事業者が複数あることから、2号随意契約理由にあたらないため、契約方法の見直しを検討されたい。	意見	随意契約理由の合理性
	② 効果指標として就職後の定着者数・定着率を用いるべきである	意見	事業のPDCA
20. 福祉局 生活支援室 発達支援課 (P110)	明石市立ゆりかご園給食調理業務委託契約		
	① 委託範囲が不適切である	意見	業務の共通化による経済性
21. 福祉局 高齢者総合 支援室 (P114)	明石市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業委託契約(市営魚住北住宅・市営東二見住宅)		
	① 当初の見積りが正確性に欠ける	意見	委託金額の合理性

22. こども局 こども育成室 放課後児童 クラブ担当 (P118)	明石市放課後児童健全育成事業委託 明石市放課後児童健全育成事業委託（花園校区分）		
	① 花園校区とそれ以外の校区で別運営となっている放課後児童クラブにつき、両者の長所を活かすべく一体運営を検討すべき	意見	事業実施方法の改善
	② 比較的規模の大きい本業務の委託先を法人格のない委員会とすることは組織の安定性等の観点から懸念があるといえるため、委託先の組織形態につき検討すべき	意見	事業実施方法の改善
23. こども局 明石こども センター 総務課 (P124)	明石市児童相談所情報処理システム導入業務委託		
	① 児童相談所利用者に関する情報の取扱いについては、厳格な手続を構築することを検討されたい	意見	情報セキュリティ
24. こども局 子育て支援室 子育て支援課 (P126)	こども総合支援推進事業業務委託		
	① 随意契約の委託料は、工数等の内訳が明らかとなった見積書を入手し、これを適切な費用かを検証することにより決定する必要がある	意見	委託金額の合理性
25. 都市局 住宅・建築室 住宅課 (P130)	明石市営住宅維持管理・修繕等業務委託		
	① 長期的に適正な検収を実施できるようにすべき	意見	業務管理体制
	② 再委託の承諾申請書を入手していない	結果	書類不備
	③ 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない	結果	書類不備
26. 都市局 道路安全室 道路整備課 (P134)	市道魚住10・14号線道路改良事業に伴う山陽本線大久保・魚住間地西踏切暫定拡幅工事委託		
	① 鉄道事業者への工事委託について、現状は契約金額が適切かどうか検証できない状況になっている。公共事業透明性の確保のため、鉄道事業者に見積内訳や積算根拠の提示を求め、工事委託金額が適切であるか検証されたい	意見	委託金額の合理性
	② 鉄道事業者及びその業務の請負業者から暴力団排除条例遵守に関する誓約書が入手されていない。契約の透明性を確保するために設けたルールである以上、一般事業者及び鉄道事業者を問わず、誓約書を入手する必要がある	結果	書類不備



27. 都市局 道路安全室 道路整備課 (P137)	山陽本線明石・西明石間西明石陸橋橋梁点検業務委託		
	① 鉄道事業者への跨線橋点検業務委託について、現状は契約金額が適切かどうか検証できない状況になっている。公共事業透明性の確保のため、鉄道事業者に見積内訳や積算根拠の提示を求め、委託金額が適切であるか検証されたい	意見	委託金額の合理性
	② 鉄道事業者及びその業務の請負業者から暴力団排除条例遵守に関する誓約書が入手されていない。契約の透明性を確保するために設けたルールである以上、一般事業者及び鉄道事業者を問わず、誓約書を入手する必要がある	結果	書類不備
28. 都市局 道路安全室 道路整備課 (P140)	明石駅前広場等総合管理業務委託		
	① 当該委託を随意契約とする場合、当業務は再委託が行われているため、随意契約によることとした理由と不整合にならないか、特に留意しなければならない	意見	随意契約理由の合理性
29. 都市局 都市整備室 海岸課 (P143)	砂浜等清掃業務委託（単価契約）		
	① 委託する業務の範囲を見直すべき	意見	少数入札
30. 教育委員会 事務局 学校給食課 (P146)	（仮称）明石市立東部学校給食センター調理等業務委託		
	① 給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい	意見	委託先選定方式の再検討
	② 調理食数に対する実績管理を充実し、仕様書の見直しを行われたい	意見	委託金額の合理性
31. 教育委員会 事務局 学校給食課 (P150)	（仮称）明石市西部中学校給食センター調理等業務委託		
	① 給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい	意見	委託先選定方式の再検討

32. 教育委員会 事務局 学校教育課 (P153)	平成 30 年度明石市小学校体験活動事業委託		
	① 金銭の管理の観点からは、委託料の支出先を委員会とする意義が不明である。また委員会の活動内容を見直し、体験活動のさらなる活性化のため、委員会の定期開催等によるモニタリング実施を検討すべきである	意見	実質市が行う委員会方式の契約
	② 小学校での出納事務におけるリスクを低減させるため、領収書保管等を徹底すべき	意見	内部統制
	③ 指導員に対する謝金の支給基準がないためルール化すべき	意見	内部統制
33. 教育委員会 事務局 学校給食課 (P158)	明石市立二見北小学校給食調理業務		
	① 給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい	意見	委託先選定方式の再検討
	② 給食調理業務委託の参考見積限度額は、継続的に現受託者のみから入手した見積書金額をもとに設定している。契約金額設定に関する透明性を確保するため、複数事業者より見積書を入手して参考見積限度額を設定する必要がある	意見	1 者見積
	③ 小学校給食調理業務の契約額につき小学校ごとに大幅な差があるため、その原因を分析し、参考見積限度額の算定に反映する必要がある	意見	委託金額の合理性
34. 教育委員会 事務局 学校給食課 (P162)	明石市立二見小学校給食調理業務		
	① 給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい	意見	委託先選定方式の再検討
	② 給食調理業務委託の参考見積限度額は、継続的に現受託者のみから入手した見積書金額をもとに設定している。契約金額設定に関する透明性を確保するため、複数事業者より見積書を入手して参考見積限度額を設定する必要がある	意見	1 者見積

35. 教育委員会 事務局 学校給食課 (P165)	東部・西部学校給食センター施設維持管理業務委託		
	① 給食センター施設維持管理業務は、市の他施設の維持管理業務と同様の業務であるが、予定価格の設定については、設計・積算を行っておらず、1事業者のみの見積書をもとに予定価格を設定している。契約金額設定に関する透明性を確保するため、市で設計・積算し予定価格を設定する必要がある	意見	1者見積
36. 教育委員会 事務局 学校教育課 (P168)	明石市外国語指導業務委託		
	① 予定価格積算の参考としている見積書の項目が粗く、実績確認に基づく次年度業務の委託額への反映等が難しいため、詳細な見積りを要求すべき	意見	委託金額の合理性
37. 消防局 消防総務課 情報指令課 (P171)	高機能消防指令センター等保守業務委託		
	① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない	意見	再委託
38. 消防局 消防総務課 消防団担当 (P174)	消防団浜西班詰所新築ほか工事実施設計業務委託		
	① 小規模施設の建築工事に係る設計業務についても、工事と別発注とすることが、委託額の低減及び事業の円滑の遂行という観点から望ましいか検討すべき	意見	業務範囲
監査の結果及び意見の数		結果	15件
		意見	55件
		計	70件

#### IV. 対象部署別監査の結果及び意見

##### 1. 政策局 都市開発室 都市ビジョン担当

###### (1) 委託契約の内容等

###### ① 委託契約の概要

契約名	中心市街地まちづくり推進事業企画・調整業務委託
契約先名（所在地）	明石地域振興開発株式会社（兵庫県明石市）
契約内容	明石市中心市街地活性化基本計画に基づく各活性化事業を推進・展開するため、中心市街地の商業活性化その他のまちづくりの推進に関する事業の企画・調整業務
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 21 年 1 月 9 日
予定価格（税込）	19,948,356 円
契約額（税込）	19,818,000 円 22,092,480 円（変更契約）
執行済額	22,092,480 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 11 号④に基づき、契約保証金は免除 ④前各号に掲げるもののほか、市長がその必要がないと認めるとき
当初の契約方法及び根拠法令	一者随意契約 （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	明石市業務委託契約約款第 13 条及び仕様書に従い、各業務の実施状況を定期的に打合せや電話にて確認し、最終的に業務完了後に成果品の提出を受け、履行を確認
再委託先の有無、ある場合は件数	有 1 件
再委託の業務範囲	歩行者・自転車通行量調査業務の現地調査及び集計
再委託金額	1,820,000 円（税込）
再委託確認方法	契約書及び見積書を確認し、再委託先も同席した上で、打合せを実施
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	主に商業活性化に関する企画・調整を行うため、商業者団体及び商工会議所等との綿密な連携が不可欠であることから、直営よりも、民間主導で業務を推進する方が効果的であるため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	中心市街地活性化基本計画の目標指標 3つのうち、委託するよりも直営の方が効率的な都市福利施設利用者数及び新規出店調査を直営で実施（歩行者・自転車通行量については、本業務委託にて実施）（10%相当）
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	商業活性化に関する企画・調整を行う業務であることから地元商業者団体及び商工会議所等との連携が必要であり、平成 12 年 12 月に本市が認定した唯一のまちづくり会社である明石地域振興開発株式会社は、関係団体との利害関係だけでなく、これまで築き上げた市内唯一の TMO 事業者（中心市街地を一体的かつ計画的にマネジメントするコーディネイト役）を担ってきた経験及び実績があり、中心市街地の状況に熟知しているため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	土木設計業務基準（業務委託料）及び測量業務積算基準（測量業務費）に基づき積算し、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約 明石地域振興開発株式会社
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約 明石地域振興開発株式会社

④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	中心市街地活性化の先導的役割として、主体的に商業関係者や地域住民等と相互連携による事業を展開する等、まちづくりのトータルコーディネートを実施するとともに、まちづくりの推進体制の強化及び人材育成等を図ることにより、中心市街地の活性化を推進					
期待する効果	中心市街地の活性化					
効果指標	都市福祉施設利用者数、歩行者・自転車通行量調査、新規出店者数					
効果指標の過去5年の推移	目標指標	基準値	目標値	H28	H29	H30
	都市福祉施設利用者数	452,001 (人/年) (H26)	478,000 (2020)	540,115	1,398,325	1,415,487
	歩行者・自転車通行量	16,737 (人/日) (H27)	21,000 (2020)	16,973	18,124	19,724
	新規出店者数	12 (店/年) (H27)	12 (H28-2020) (平均)	22	24	17
効果指標の前事業者 (または直営)との比較	不明					

⑥ 事業の概要

明石地域振興開発株式会社は、同社ホームページによると、明石市の中心市街地の街並みの整備とその活性化を図ることを主な目的として施行された東仲ノ町地区市街地再開発事業により誕生した大型ショッピングセンター「アスピア明石（延床面積 21,473m<sup>2</sup> 約 90 店舗）」及び立体駐車場（延床面積 25,659m<sup>2</sup> 駐車台数 680 台）の管理運営と、中心市街地の商業の振興をはじめ、その賑わいづくりを主な目的とするまちづくり会社の機能をあわせ持つ、市などが出資した第三セクターの株式会社である。

その事業内容は(i)大型ショッピングセンターの運営(ii)駐車場の運営(iii)中心市街地活性化を図るまちづくり事業となっている。

このうち、(iii)が当委託の「中心市街地まちづくり推進事業企画・調整業務委託」である。本業務の特記仕様書によると、委託業務内容は、(ア)まちづくり業務 (イ)中心市街地活性化協議会等の運営支援 (ウ)報告書作成 となっている。

当該株式会社は、「明石市中心市街地活性化基本計画」に基づく各活性化事業を推進・展開することを目的としてまちづくり業務及び中心市街地活性化協議会の運営を行っており、当該株式会社は中心市街地内の商業者など関係者との調整を行いながら、この役目を果たしている。

現基本計画期間は来年度で終了するため、次期基本計画を策定するか検討中であり、今後、明石港周辺利活用計画との関係でも検討が必要となってくる。

さてそもそも、当該基本計画の認定には協議会の設置が必要とされており（以下参考参照）、業務内容は県内他市の協議会と同様である（川西、伊丹、姫路、丹波、明石の5つがある）。協議会には市は必ず参加している。協議会は法定上必要だが、委託業務として内容は適切か、機能のみ持たせることはできないのか、他市は委託しているのかを調査し、精査すべきである。

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 契約相手先である第三セクターの財政状況を鑑み、まちづくり業務及び協議会等運営委託料としての市の22百万円の支出につき、再検討すべき【意見】

市が58%出資する第三セクター、明石地域振興開発株式会社が契約相手先であり、委託内容は⑥事業の概要に記載した(iii)の業務に係るまちづくり業務、協議会の運営である。

当該株式会社は上述のとおり、JR明石駅周辺の再開発に伴い、まちづくりを推進するため、市その他の出資により平成12年に設立された第三セクターである。設立にあたり、再開発組合が建設し、当該株式会社が購入した固定資産であるアスピア明石と駐車場の賃料収入等により、平成31年3月期は税引後利益が83百万円と十分にある。

過去の累積赤字はあるが、過年度に計上した減価償却費と減損損失の影響が大きく、キャッシュアウトはない（減損損失は累計で約25億円）。平成20年度には16億円の減損損失を計上したが、その後のほとんどの年度で当期利益を計上しており、法人税も納めている。市は平成13年から29年度まで駐車場の運営に総額約18億円の補助を当該株式会社に行っているが、固定資産の償却費を原因とする赤字を埋めるために、市が補助金や委託料の水準を決定することに合理性はない。

すなわち、市がまちづくり業務及び協議会の運営を委託しなくとも、まち

づくり業務及び協議会の運営は十分可能な状況にある。

当該株式会社の設立目的の1つにまちづくりの推進が含まれているから、協議会の運営は目的に含まれている。その運営費を賄うため、独自の賃貸収入を得られるよう、アスピア明石の商業床や駐車場を所有しており、運営費を別途支払う必要性があるとは考えにくい。他市の例も参考に当該団体の財政状況と委託内容を鑑み、まちづくり業務支払いが必要であるかを再度検討する必要がある。

当該株式会社は「(i)大型ショッピングセンターの運営(ii)駐車場の運営」により継続的に更なる収入を確保し、委託を受けることなく「(iii)中心市街地活性化を図るまちづくり事業」を行うことが、第三セクターとしての存在意義といえる。

(以下参考)

「中心市街地活性化基本計画」とは、

「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」第9条第1項によれば、市町村は、政府が策定する「中心市街地の活性化を図るための基本方針」に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための「中心市街地活性化基本計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができ、認定を受けた事業については、補助事業や法律の特例措置によって、国が重点的に支援することとされている。

また、同法第15条第1項によれば、基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、「中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」（同項第1号）及び「中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」（同項第2号）は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会を組織することができるとされている。そして、第1号ロは、第1号に掲げる者として、「良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの」を挙げており、これを受けて、中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）第6条第1項では、当該会社が株式会社である場合には、総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が100分の3以上であることが要件



とされている。

現在、同株式会社は、明石市中心市街地活性化協議会において、協議会の開催・運営、委員同士の意見交換の場の設定、意見の集約等の役割を担っている（平成 30 年度における協議会の開催回数は 1 回）。

## 2. 政策局 都市開発室 プロジェクト担当

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	JT 跡地公募売却支援業務委託
契約先名（所在地）	一般財団法人日本不動産研究所 神戸支所（兵庫県神戸市）
契約内容	市有地である JT 跡地（明石市大久保町）の公募売却に係る支援業務
現契約期間	平成 30 年 4 月 4 日～平成 31 年 3 月 15 日
同一相手先への委託開始時期	平成 30 年 4 月 4 日
予定価格（税込）	13,816,275 円
契約額（税込）	(当初) 13,078,800 円 (第 1 回変更) 16,285,488 円 (第 2 回変更) 17,574,840 円
執行済額	17,574,840 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約保証金有（1,757,485 円）
当初の契約方法及び根拠法令	一者随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	仕様書に定められた成果品の内容を確認
再委託先の有無、ある場合は件数	有 2 件
再委託の業務範囲	(i) 現況の交通量調査の実施 (ii) 交通量予測等の実施
再委託金額	(i) 2,268,000 円 (ii) 2,872,800 円
再委託確認方法	仕様書に定められた成果品の内容を確認
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	JT 跡地は約 5.6ha に及ぶ広大な整形地であるとともに、JR 大久保駅に近接する非常に高いポテンシャルを持つ市有地であることから、その一部（約 3.6ha）の公募売却にあたり、公有地売却支援の経験を有する民間企業の支援を受けた方が、直営単独で実施するよりも、まちづくりへの効果及び売買代金額について優位性があると判断されたため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	<p>本業務を遂行する上で必須事項である以下の 4 点を満たす事業者は、委託先において他はなく、随意契約による業務委託を行うものである</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 公共の見地から、中立・公平かつ客観的な立場での業務推進が可能であること</li> <li>(ii) 良好なまちづくりに資する公有地活用事業・売却の豊富なノウハウ・経験を持っていること</li> <li>(iii) 明石市の地価動向及び JT 跡地の状況に精通していること</li> <li>(iv) 平成 29 年度の委託業務について引き続き検討を行えること</li> </ul>
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが、一番低い相手先としない場合はその理由	—

前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	JT跡地の活用にあたっては、明石市の進める「住みたい・住み続けたいまち」「こどもから高齢者まで誰にもやさしいまち」「ユニバーサルデザインのまちづくり」を踏まえ、立地特性を活かした周辺と調和のとれた質の高い住環境を創出するとともに、市民サービスの向上のための公共公益施設を整備し、一体的・複合的な活用を進めていく必要があり、JT跡地の一部を民間に売却することで、民間の企画力、ノウハウ、そして資金力を活用した開発を行おうとするものである
期待する効果	・周辺と調和のとれた質の高い住環境の創出に繋がる提案 ・売買代金額の上昇
効果指標	売買代金額
効果指標の過去5年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

⑥ 事業の概要

市有地であるJT跡地(明石市大久保町)の公募売却に係る支援業務として、(i)実施要綱の作成(ii)不動産鑑定(iii)交通量調査(iv)応募者に求める資料の考案(v)審査基準の策定(vi)審査会の補助(vii)契約事務の支援(viii)最終提案に基づく効果測定を一般財団法人日本不動産研究所に委託している。

JT跡地は約5.6haに及ぶ広大な整形地であるとともに、JR大久保駅に近接する非常に高いポテンシャルを持つ市有地であることから、その一部(約3.6ha)の公募売却にあたり、公有地売却支援の経験を有する民間企業の支援を受けた方が、直営単独で実施するよりも、まちづくりへの効果及び売買代金額について優位性があると判断されたため、外部委託することとし、実際に短期間で、当該土地を35.9億円で購入し、一部(約2.0ha)を公共用に残

して約 66.8 億円で売却し、市は差分の利益を得ることができた。

当該 JT 跡地のうち市に残した 2.0ha のうち 1.5ha については、市庁舎の移転候補地の一つとしても検討されている。市庁舎が移転しなかったとしても、何らかの公共施設の整備を検討する予定である。

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない【結果】

「明石市暴力団排除条例」第 6 条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第 5 条第 2 項において、契約金額 200 万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。

しかし市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。

よって、市において今後は、各規則・契約に定められた期間までに、所定の手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。

## 3. 総務局 総務管理室 情報管理課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市情報システム再構築・運用業務委託
契約先名（所在地）	富士通株式会社神戸支社（兵庫県神戸市）
契約内容	情報システムの再構築及び運用業務
現契約期間	平成 22 年 12 月 8 日～令和 4 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	昭和 45 年（電子計算機導入時から）
予定価格（税込）	4,799,463,713 円
契約額（税込）	4,799,463,654 円（変更契約後：4,819,283,454 円）（落札率：99%）
執行済額	3,469,204,944 円（令和元年 6 月分まで）
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号に基づき、契約保証金は免除
当初の契約方法及び根拠法令	プロポーザル方式により受託予定者を決定後、12 年間の一者随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

履行の実績確認方法	契約書第 16 条の規定に従い、毎月の業務完了後に完了届及び業務実績報告書の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	有 (21 件)
再委託の業務範囲	情報システムの再構築・運用業務
再委託金額	不明
再委託確認方法	契約相手方に再委託承諾申請書を提出させ、内容を確認している
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由 (直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	<p>1970 年に電子計算機を導入して以来、様々な情報システムを導入し市民サービスの向上、の効率化・高度化、地域情報化の推進を図ってきたが、ホストシステムと個別サーバー間でのデータ連携の難しさ、制度改正によるシステムの複雑化、多様化する市民ニーズに応えるためのシステム構築の難しさ、開発導入業者への随意契約による運用経費の高止まり、ホスト運用要因確保の不安、システム調達に関する職員のノウハウ不足など様々な問題が発生していた。</p> <p>そのため、業務の効率化、市民サービスの拡充、職員負荷の軽減を図るため、基幹系業務システムを中心とした情報システムの運用等を包括的に委託することとした。</p>
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	職員の育成のため、受託者と協議のうえ、一定の業務運用を直営で行っている (業務数比で約 13%)
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

「該当なし」

④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	<p>業務の性質上、本業務の受託者には、同種の業務についての豊富な経験は勿論のこと、信頼性、機能性、費用対効果の高いシステム要件が求められ、明石市に有益となるサービスレベルおよび契約内容を設定し、将来を見据えて明石市の情報システムを再構築するといった、地方自治体のもつシステムに対する高度な能力および提案力が求められる。</p> <p>このため、本業務の受託者の選定にあたっては、選定手続きへの参加を希望する者に業務内容に関する提案を求め、金額的評価に上記の内容の評価を加えた総合評価をもって行い、受託者には仕様書等の内容に加え提案書の内容に基づく業務の実施を求める「公募型プロポーザル方式見積合せ」とした。</p>
応札者数	2者
予定価格の積算方法	情報提供依頼（RFI）の結果を参考のうえ、決定
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	公表
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

⑤ 効果測定について

事業の目的	「情報通信技術の恩恵を享受でき、便利で豊かな暮らしを実感できるまち」を目指して、現在の問題を解決し、今後の住民サービス向上の基盤を確立するとともに、情報システムの(i)安定性、安全性、(ii)適価性、利便性、(iii)将来性、柔軟性を確保することを目的とする					
期待する効果	情報システムの維持に要する費用・要員の削減					
効果指標	情報システムの維持に要する費用・要員					
効果指標の過去5年の推移	(単位：千円、名)					
	年度	H26	H27	H28	H29	H30
	費用	476,136	476,136	476,136	474,936	454,562
要員	7	7	6	6	6	

効果指標の前事業者（または直営）との比較	費用：△300万円／年 要員：△4名（平成21年と平成30年の比較）
----------------------	---------------------------------------

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない【意見】

「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「要綱」）第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については暴力団排除に関する誓約書を入手することとされているが、要綱の施行日が平成27年7月1日であるため、本業務（平成22年12月8日契約締結）については誓約書を入手していない。

しかし、暴力団の排除に関する社会的な要請の高まりから要綱が制定された経緯に加えて、それぞれの契約においては各年度の終了時に検認を行いそれに基づき支払を実施することを考えると、要綱が施行された年度において、誓約書の入手が必要な再委託契約があるかどうか精査し、該当があれば誓約書を入手する、あるいは一律に誓約書を入手するなどの対応を行うことが望ましい。

よって本業務に関しても、契約締結そのものは要綱の施行前であるとしても、誓約書を入手することにより当該契約から暴力団が排除されていることを確かめることが望まれる。

## 4. 総務局 財務室 施設包括管理担当課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	市有施設包括管理業務委託
契約先名（所在地）	日本管財株式会社 神戸支店（兵庫県神戸市）
契約内容	小・中・養護学校、幼稚園、保育所、コミセン、市民センターなど市内132施設の設備点検、清掃等の業務委託及び修繕を一括して業務委託するもの（従来、施設ごと、所管課ごとに発注していたものを一括して発注することとした）。 ただし、一括して委託するといっても、全ての作業を1つの事業者が行うのではなく、元請の受託者が全体のマネジメントを行い、実作業は多くの再委託先事業者で体制を組んで実施することを前提とするものである。
現契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ただし、当初、公募型プロポーザル方式による選定を行ったことを根拠に、令和4年度までの5年間、年度ごとに、本市と受託者

	との協議による業務内容の増減を反映して、本市の予算の範囲内で契約することとしている
同一相手先への委託開始時期	平成 30 年 4 月 1 日
予定価格 (税込)	330,000,000 円 (プロポーザル提案上限額)
契約額 (税込)	(i) 受託者提案見積額 318,266,320 円 (対予定価格率: 96.4%) (ii) 当初契約額((i)から業務内容の増減あり) 309,723,360 円 (iii) 最終契約額((ii)から修繕業務の精算増あり) 340,740,449 円
執行済額	340,740,449 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号(※)に基づき契約保証金は免除 ※契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	公募型プロポーザル方式により受託予定者選定後、2022 年度までの 5 年間、年度ごとに、本市と受託者との協議による業務内容の増減を反映して、本市の予算の範囲内で随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	契約書第 15 条 及び 仕様書第 17 項に従い、月ごとの業務実施報告書を翌月 10 日までに受領するとともに、各点検・修繕業務の完了報告書を随時、当業務用の情報共有システム内で受領している。 施設の職員による現場作業確認、完了報告書の記載内容、写真等による確認、完了後の現地確認等を行い、履行の実績を確認している。
再委託先の有無、ある場合は件数	対象施設の設備点検、清掃等の業務委託及び修繕を一括して業務委託し、元請の受託者が全体のマネジメントを行い、実作業は多くの再委託先事業者で体制を組んで実施している
再委託の業務範囲	同上
再委託金額	「見積内訳書」のとおり把握している
再委託確認方法	受託者に再委託業者一覧及び見積内訳書を提出させ、内容を把握している
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由 (直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	(i) 従前、所管課ごとの施設管理で、大半の所管課には技術職員が配置されていなかったが、施設包括管理担当の技術職員を配置するとともに、受託者であるビル管理の専門事業者のノウハウを活用することで施設の安全・安心を高めることができる  (ii) 主に所管課の職員を減員することで施設管理に係るコスト
---------------------------------	---



	削減を図ることができる。(約4,800万円/年) また、明確な数値化はできないが、同じ金額でもより質・量の高い修繕を実施できるため、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減を図ることができる  (iii)本市の技術職員と受託者の技術者が連携して業務にあたることで技術職員の能力を幅広く活用し、職員数(特に技術職員数)の減に対応できる
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

「該当なし」

### ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	種類の異なる多くの施設、業務を対象とし、施設の安全性の確保や長寿命化によるライフサイクルコストの低減の観点から重要性が高い業務であることから、事業者の実績、組織体制や技術力、マネジメント力、追加提案の内容などを総合的に評価し、業務品質の向上と業務の効率化を達成できる信頼性の高い事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式によることとした
応札者数	公募型プロポーザル方式 参加者数6事業者
予定価格の積算方法	点検・清掃等業務及び修繕業務については従前の契約実績額の積み上げにより積算。マネジメント経費については、サウンディング調査における9事業者からの聞き取り及び先進5自治体からの聞き取りをもとに積算

予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	公表
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

#### ⑤ 効果測定について

事業の目的	(i) 施設の安全・安心の向上 (ii) 施設の長寿命化・管理の効率化
期待する効果	(i) 施設包括管理担当の技術職員と受託者であるビル管理の専門事業者の連携による管理で施設の安全・安心を向上 (ii) 主に施設管理職員の減によるコスト削減、修繕品質の向上による施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減
効果指標	(i) 学校、幼稚園、保育所、コミセンへのアンケートによる満足度 (ii) コスト削減額（施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減額は算出不能）
効果指標の過去 5 年の推移	平成 30 年度 (i) 施設の状況が良くなった又は少し良くなった割合 66.1% 修繕への対応が満足又はまあ満足の割合 70.3% (ii) 48,000,000 円 コスト削減効果 (iii) 受託者からの提案による付加サービス（追加費用無） ・ 当業務用の情報共有システムの提供 ・ 予防保全巡回を実施し短中期修繕計画を作成（平成 30 年度は 1,000 m <sup>2</sup> 以上の施設）
効果指標の前事業者（または直営）との比較	(ii) 48,000,000 円

#### ⑥ 事業の概要

市は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までを契約期間として、小・中・養護学校、幼稚園、保育所、コミュニティセンター、市民センターなど市内 132 施設の設備点検、清掃等の業務委託及び修繕を一括して業務委託している。これらの施設は、従来所管課ごと、施設ごとに発注していたが、効率性を鑑み、市では当該年度から可能な範囲を一括して発注することとし

た。現在の委託先との契約期間が継続している施設（本庁舎）や、施設の性質が異なるため一括発注が困難な施設（主に消防署）など、今回の一括発注の範囲に含まれていない市有施設も存在するが、一括発注方式が効果的に機能することが判明すれば、市は、今後範囲を拡大していくことも視野に入れている。

このような施設の維持管理業務の一括発注は、地方公共団体においても近年取り組まれてきているものの、これほど大規模な委託は、いまのところ明石市が最も先進的とのことで、今後他の自治体でも大いに参考にされたい事例である。

契約額は、318,266,320 円(税込、以下同じ)、執行済額は 340,740,449 円である。執行済額には、206,026,089 円の修繕費を含んでいる。

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 市有施設包括管理業務に関する修繕の再委託契約手続の不備【意見】

当該市有施設包括管理業務に関する修繕の再委託契約については、予定価格が 30 万円以上の場合には、相見積りを入手した上で契約することとなっている。

しかしながら、1,559 件の修繕実施案件から契約額が 30 万円以上の 4 件をサンプル抽出したところ、以下の理由から 4 件中 3 件が一者見積り契約となっていた。市の随意契約に関する規定と同様の理由から一者見積り契約となる場合もあると考えられるが、その場合には理由を記録するなど、委託事業者に対してルールに即した契約手続の運用を指導されたい。

#### 【各案件の概要と一者見積りとなった理由】

修繕番号	対象施設	内容	実施業者	金額(税込)	一者見積りの理由
18 修 1895	098_林小学校	給食室・食器消毒保管庫 児童数増に伴う食器消毒保管庫の増設	三和厨房株式会社	787 千円	他に受注可能な事業者がなかったため
18 修 0480	098_林小学校	遊具・大規模更新(遊具 5 基の撤去、3 基の新設)	吉田体機工業株式会社	1,533 千円	事故の補償責任の明確化のため遊具新設、修繕は従来から全て吉田体機に発注しているため
18 修 0209	112_魚住小学校	給食室 食器食缶洗浄機の更新	木戸商店	4,999 千円	他に受注可能な事業者がなかったため

## 5. 総務局 財務室 管財担当

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市役所庁舎総合管理業務委託
契約先名（所在地）	株式会社大和研装社（兵庫県神戸市）
契約内容	本庁舎の建築設備・防災設備の保守点検と運転監視、庁舎清掃、執務環境測定等
現契約期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日（長期継続契約）
同一相手先への委託開始時期	平成21年4月1日
予定価格（税込）	73,349,280円
契約額（税込）	64,476,000円（落札率：87.9%）
執行済額	64,476,000円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25条第1項第1号⑤に基づき、契約保証金は免除。 ⑤契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	総合評価落札方式 地方自治法施行令第167条の10の2
履行の実績確認方法	建築保全業務特記仕様書（建築設備管理業務、清掃業務）一般共通事項に従い、日報、月報のほか、委託内容が的確に実施されているかの年4回の自主検査報告（プロセス検査）
再委託先の有無、ある場合は件数	有 20件
再委託の業務範囲	エレベーター、冷暖房機点検など専門性の高い業務
再委託金額	20,912,472円
再委託確認方法	個々の機器について、個別の点検結果報告
個人情報取扱の有無	無

#### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	職員の人件費削減と、高度なビルメンテナンス会社のノウハウを活かし、的確な庁舎管理を行うため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

「該当なし」

### ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	価格以外の技術評価、公共性評価を加えることで、総合的な本庁舎管理に適した業者を選ぶため
応札者数	2者
予定価格の積算方法	労務単価・数量の積み上げによって市が積算
前回の契約方法及び契約先	総合評価落札方式 株式会社大和研装社
前々回の契約方法及び契約先	総合評価落札方式 株式会社大和研装社

### ⑤ 効果測定について

事業の目的	市役所本庁舎の機能維持保全を行うほか、執務環境の向上を実施する
期待する効果	市役所業務に影響をおよぼすような機器の故障の防止。適切な執務環境の維持
効果指標	来庁者・職員からの改善要望件数
効果指標の過去5年の推移	庁舎の老朽化が進んでいる状況であるため、来庁者・職員からの改善要望件数は増えている
効果指標の前事業者（または直営）との比較	前事業者との契約が平成18年度～平成20年度であり、長期間経過していることから、当該簿冊の保存年限も超過しており、比較は困難である

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない【結果】

「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。

しかし市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。

よって、市において今後は、各規則・契約に定められた期間までに、所定の手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。

6. 総務局 財務室 契約担当

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	明石市電子入札システム更改ハードウェア更新業務委託
契約先名（所在地）	西日本電信電話株式会社 兵庫支店（兵庫県神戸市）
契約内容	明石市電子入札システムのアプリケーションサーバとデータベースサーバ、スイッチ2台、および周辺機器の構築・更改作業を行う
現契約期間	平成30年4月1日～平成30年10月31日
同一相手先への委託開始時期	無
予定価格（税込）	28,080,000円
契約額（税込）	28,080,000円
執行済額	28,080,000円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25条第1項第1号㊸に基づき、契約保証金は免除 ㊸契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	一者随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
履行の実績確認方法	明石市業務委託契約約款第13条に従い平成30年10月29日に「工事完了報告書」の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	有 2件

再委託の業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本電信電話株式会社 システム要件定義、設計作業、開発、構築、総合試験</li> <li>・ 株式会社ミライト・テクノロジーズ アプリケーションサーバ、データベースサーバ、構築、サーバ 単体試験</li> </ul>
再委託金額	再委託に際しては、再委託先の事業者名やその業務内容等は「再委託に関する承諾願い」の提出により把握していたが、再委託に係る金額までは把握できていません
再委託確認方法	受託者から「再委託に関する承諾願い」の提出を受けて内容を把握している
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	本業務を行うには、明石市電子入札システムについての高度で専門的な知識や技術が必要であるため、明石市電子入札システムを開発したエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の西日本地区における業務を担当する西日本電信電話株式会社兵庫支店でしか適正に履行することができないため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	本業務を行うには、明石市電子入札システムについての高度で専門的な知識や技術が必要であるため、明石市電子入札システムを開発したエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の西日本地区における業務を担当する西日本電信電話株式会社兵庫支店でしか適正に履行することができないため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが、一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	明石市電子入札システムを構成するアプリケーションサーバとデータベースサーバ、スイッチ2台、および周辺機器について、製造元による保守サービスの提供が終了されるため、当該機器を更改する
期待する効果	明石市電子入札システムの安定的な運用
効果指標	電子入札件数 139 件（H30）
効果指標の過去5年の推移	電子入札件数の推移 H26:254件、H27:220件、H28:197件、H29:187件、H30:139件
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて十分検討すべき【意見】

当該契約は西日本電信電話株式会社との一者随意契約（2号随意契約）である。その理由は、委託の対象であるシステムを開発したエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の西日本地区における業務を担当する西日本電信電話株式会社でしか業務を適正に履行できないためであり、委託対象であるシステムの更新にあたり、既存のシステムに関する高度で専門的な知識及び技術を必要とするためである。

ところで、この「明石市電子入札システム更改ハードウェア更新業務委託」



業務のうち、システム要件定義・設計業務、開発、構築、総合試験、アプリケーションサーバ、データベースサーバ、構築、サーバ単体試験は他の2業者に再委託している。ということはすなわち、当該委託業務のうち、西日本電信電話株式会社以外でも可能な作業があるということである。

今回の委託に関しても、再委託の範囲や内容によっては、西日本電信電話株式会社が指示・監理業務を行いつつ、市が再委託先と直接契約することが可能かつ合理的な部分がある可能性もある。

システム関連の委託に関しては一者随意契約（2号随意契約）で業務内容の詳細区分や範囲、各業務間の相互の影響がブラックボックスになりやすく、それぞれの業務が当該1者でしかできないのか、それとも一部を分割して他者に直接委託することが可能なのか、その場合、市が再委託先と直接契約することがより合理的なのかなどについて検討されないまま、漫然と一者随意契約（2号随意契約）が継続していることが多い。そうであれば、一度採用したシステムに対しては、その開発会社が将来にわたってほぼ独占的にシステムに付随する業務を担当し、競争にさらされないことになる。実際に、当該業務においても、西日本電信電話株式会社からの見積書の価格が予定価格となり、契約金額（落札率100%）となっている。

再委託に当たっては特に注意を払い、再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて詳細に理解、把握し、契約の全体が一者随意契約（2号随意契約）にふさわしいのか、あるいは一部の業務は入札にかけるなどして、市が直接契約したほうが経済的合理性があるのか、などを検討する必要がある。

## ② 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない【結果】

「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。

しかし市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。

よって、市において今後は、所定の手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。

## 7. 総務局 財務室 契約担当

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市電子入札システム運用・保守業務委託
契約先名（所在地）	西日本電信電話株式会社 兵庫支店（兵庫県神戸市）
契約内容	明石市電子入札システムが提供するサービスの安定的、継続的、効率的、かつ安全で高品質な運用を実現することを目的とした当該システムの運用関連業務および保守関連業務の委託
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 23 年度～
予定価格（税込）	26,655,000 円
契約額（税込）	26,654,400 円
執行済額	26,654,400 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号⑩に基づき、契約保証金は免除 ⑩契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	一者随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	明石市電子入札システム運用・保守業務委託契約約款第 11 条に従い平成 31 年 3 月末日に「業務完了報告書」の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	有 5 件
再委託の業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本電信電話株式会社 電子入札システムにおける運用監視業務、メンテナンス業務、故障対応業務及びユーザーサポート業務</li> <li>・ 株式会社ミライト・テクノロジーズ サーバ機器保守</li> <li>・ エヌ・ティ・ティデータ先端技術株式会社 WAF 機器保守</li> <li>・ 株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト オンサイト保守 (FW/WAF)</li> <li>・ 株式会社日立ソリューションズ FW 機器保守</li> </ul>

再委託金額	再委託に際しては、再委託先の事業者名やその業務内容等は「再委託に関する承諾願い」の提出により把握していたが、再委託に係る金額までは把握できていない
再委託確認方法	受託者から「再委託に関する承諾願い」の提出を受けて内容を把握している
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	<p>本業務は、明石市電子入札システムにおける運用・保守（システム状況監視やNW疎通の定期監視等運用監視業務、ログ管理やバックアップ管理等のメンテナンス業務、故障対応業務、ユーザーサポート業務）を実施するものである。</p> <p>本業務を行うには、当該システム特有の専門的な知識や技術が必要であり、当該システムの開発を行ったエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の西日本地区における保守・管理を担当する西日本電信電話株式会社兵庫支店にしか適正に履行できないため。</p>
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	<p>本業務は、明石市電子入札システムにおける運用・保守（システム状況監視やNW疎通の定期監視等運用監視業務、ログ管理やバックアップ管理等のメンテナンス業務、故障対応業務、ユーザーサポート業務）を実施するものである。本業務を行うには、当該システム特有の専門的な知識や技術が必要であり、当該システムの開発を行ったエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の西日本地区における保守・管理を担当する西日本電信電話株式会社兵庫支店にしか適正に履行できないため。</p>
---------	---

根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合 は見積件数）	無
相見積を取っている が一番低い相手先と していない場合はそ の理由	—
前回の契約方法及び 契約先	一者随意契約／西日本電信電話株式会社兵庫支店
前々回の契約方法及 び契約先	一者随意契約／西日本電信電話株式会社兵庫支店

#### ④ 入札等の概要

「該当なし」

#### ⑤ 効果測定について

事業の目的	明石市電子入札システムが提供するサービスの安定的、継続的、効率的、かつ安全で高品質な運用を実現することを目的とする当該システムの運用関連業務および保守関連業務の委託
期待する効果	明石市電子入札システムの安定的な運用
効果指標	電子入札件数 139 件（H30）
効果指標の過去 5 年 の推移	電子入札件数の推移 H26:254 件、H27:220 件、H28:197 件、H29:187 件、H30:139 件
効果指標の前事業者 （または直営）との比較	—

### （2） 監査の結果及び意見

#### ① 詳細な見積書入手すべき【意見】

一者随意契約であることから、見積書は一者しか入手できない。

このため、契約金額の妥当性は、市が行う積算によって適否が判断される  
ところ、市は積算を行っておらず、予算策定時に事前の価格交渉を行うにと  
どまっている。よって、最終的には受託者からの見積書が市の積算書となっ  
ている。

しかも、当該見積書の内訳は、作業の項目ごとに「1 式」とあるだけで、具  
体的に、どういうエンジニアが参加し、どれだけの工数を費やすのか、詳細

が明らかでなく、契約金額の妥当性を検証するのに、情報として乏しいものである。

積算が困難であるのであれば、せめて受託者からの詳細な内訳を入手し、明らかに不当な単価になっていないか、明らかに不要な業務が含まれていないか、等の検証を行うことが望ましい。

## ② 再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて十分検討すべき【意見】

当該契約は西日本電信電話株式会社との一者随意契約（2号随意契約）である。その理由は、委託の対象であるシステムを開発したエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の西日本地区における業務を担当する西日本電信電話株式会社でしか業務を適正に履行できないためであり、委託対象であるシステムの更新にあたり、既存のシステムに関する高度で専門的な知識及び技術を必要とするためである。

ところで、この「明石市電子入札システム運用・保守業務委託」業務のうち、明石市電子入札システムにおける運用監視業務、メンテナンス業務、故障対応業務、ユーザサポート業務、サーバ機器保守、WAF 機器保守、オンライン保守（FW・WAF）、FW 機器保守は他の5業者に再委託している。ということはすなわち、当該委託業務のうち、西日本電信電話株式会社以外でも可能な作業があるということである。

今回の委託に関しても、再委託の範囲や内容によっては、西日本電信電話株式会社が指示・監理業務を行いつつ、市が再委託先と直接契約することが可能かつ合理的な部分がある可能性もある。

システム関連の委託に関しては一者随意契約（2号随意契約）で業務内容の詳細区分や範囲、各業務間の相互の影響がブラックボックスになりやすく、それぞれの業務が当該1者でしかできないのか、それとも一部を分割して他者に直接委託することが可能なのか、その場合、市が再委託先と直接契約することがより合理的なのかなどについて検討されないまま、漫然と一者随意契約（2号随意契約）が継続していることが多い。そうであれば、一度採用したシステムに対しては、その開発会社が将来にわたってほぼ独占的にシステムに付随する業務を担当し、競争にさらされないことになる。実際に、当該業務においても、西日本電信電話株式会社からの見積書の価格が予定価格となり、ほぼそのまま契約金額（落札率 99.99%）となっている。

再委託に当たっては特に注意を払い、再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて詳細に理解、把握し、契約の全体が一者随意契約（2号随意契約）にふさわしいのか、あるいは一部の業務は入札にかけるなどして、市が直接契約したほうが経済的合理性があるのか、などを検討する必要がある。

③ 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない【結果】

「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。

しかし市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。

よって、市において今後は、所定の手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。

## 8. 総務局 財務室 契約担当

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市電子入札システム更改アプリケーション開発業務委託
契約先名（所在地）	西日本電信電話株式会社 兵庫支店（兵庫県神戸市）
契約内容	OS 変更に伴う、動作検証及び、明石市電子入札システムのアプリケーションサーバとデータベースサーバへのアプリケーションのインストール、OS、ミドルウェア設定作業を行うこと。 現行の明石市電子入札システムの機能は継続し、併せて脆弱性対応（XSS、SQL）を行うこと。
現契約期間	平成30年1月25日～平成30年9月30日
同一相手先への委託開始時期	無
予定価格（税込）	25,920,000円
契約額（税込）	25,920,000円
執行済額	25,920,000円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25条第1項第1号④に基づき、契約保証金は免除 ④契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	一者随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
履行の実績確認方法	明石市業務委託契約約款第13条に従い平成30年9月30日に「工事完了報告書」の提出を受け、履行を確認している

再委託先の有無、 ある場合は件数	有 1件
再委託の業務範囲	・東日本電信電話株式会社 システム要件定義、設計作業、開発、構築、総合試験
再委託金額	再委託に際しては、再委託先の事業者名やその業務内容等は「再委託に関する承諾願い」の提出により把握していたが、再委託に係る金額までは把握できていない
再委託確認方法	受託者から「再委託に関する承諾願い」の提出を受けて内容を把握している
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	本業務を行うには、明石市電子入札システムについての高度で専門的な知識や技術が必要であるため、明石市電子入札システムを開発したエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の西日本地区における業務を担当する西日本電信電話株式会社兵庫支店でしか適正に履行することができないため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	本業務を行うには、明石市電子入札システムについての高度で専門的な知識や技術が必要であるため、明石市電子入札システムを開発したエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の西日本地区における業務を担当する西日本電信電話株式会社兵庫支店でしか適正に履行することができないため
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定

相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが、一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	明石市電子入札システム更改に伴う新しい OS (Redhat7) 環境での電子入札システムの改修、動作検証及び、脆弱性対応 (XSS、SQL) を実施する
期待する効果	明石市電子入札システムの安定的な運用
効果指標	電子入札件数 139 件 (H30)
効果指標の過去 5 年の推移	電子入札件数の推移 H26:254 件、H27:220 件、H28:197 件、H29:187 件、H30:139 件
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

監査の結果及び意見

① 詳細な見積書入手すべき【意見】

一者随意契約であることから、見積書は一者しか入手できない。

このため、契約金額の妥当性は、市が行う積算によって適否が判断される。ところが、市は積算を行っておらず、予算策定時に事前の価格交渉を行うにとどまっている。よって、最終的には受託者からの見積書が市の積算書となっている。

しかも、当該見積書の内訳は、作業の項目ごとに「1 式」とあるだけで、具体的に、どういうエンジニアが参加し、どれだけの工数を費やすのか、詳細が明らかでなく、契約金額の妥当性を検証するのに、情報として乏しいものである。



積算が困難であるのであれば、せめて受託者からの詳細な内訳を入手し、明らかに不当な単価になっていないか、明らかに不要な業務が含まれていないか、等の検証を行うことが望ましい。

## ② 再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて十分検討すべき【意見】

当該契約は西日本電信電話株式会社との一者随意契約（2号随意契約）である。その理由は、委託の対象であるシステムを開発したエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社の西日本地区における業務を担当する西日本電信電話株式会社でしか業務を適正に履行できないためであり、委託対象であるシステムの更新にあたり、既存のシステムに関する高度で専門的な知識及び技術を必要とするためである。

ところで、この「明石市電子入札システム更改アプリケーション開発業務委託」業務のうち、システム要件定義・設計業務、開発、構築、総合試験は他の業者に再委託している。ということはすなわち、当該委託業務のうち、西日本電信電話株式会社以外でも可能な作業があるということである。

今回の委託に関しても、再委託の範囲や内容によっては、西日本電信電話株式会社が指示・監理業務を行いつつ、市が再委託先と直接契約することが可能かつ合理的な部分がある可能性もある。

システム関連の委託に関しては一者随意契約（2号随意契約）で業務内容の詳細区分や範囲、各業務間の相互の影響がブラックボックスになりやすく、それぞれの業務が当該1者でしかできないのか、それとも一部を分割して他者に直接委託することが可能なのか、その場合、市が再委託先と直接契約することがより合理的なのかなどについて検討されないまま、漫然と一者随意契約（2号随意契約）が継続していることが多い。そうであれば、一度採用したシステムに対しては、その開発会社が将来にわたってほぼ独占的にシステムに付随する業務を担当し、競争にさらされないことになる。実際に、当該業務においても、西日本電信電話株式会社からの見積書の価格が予定価格となり、契約金額（落札率100%）となっている。

再委託に当たっては特に注意を払い、再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて詳細に理解、把握し、契約の全体が一者随意契約（2号随意契約）にふさわしいのか、あるいは一部の業務は入札にかけるなどして、市が直接契約したほうが経済的合理性があるのか、などを検討する必要がある。

### ③ 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない【結果】

「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。

しかし市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。

よって、市において今後は、所定の手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。

## 9. 市民生活局 環境室 資源循環課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石クリーンセンター焼却施設包括管理業務委託
契約先名（所在地）	住友重機械エンバイロメント株式会社大阪支店（大阪府大阪市）
契約内容	(i) 運転管理業務 ・搬入廃棄物検査業務・運転業務・分析測定業務 (ii) 保全業務 ・定期点検業務・修繕業務 (iii) 建築物・関連施設管理業務 ・建築物管理業務・関連施設管理業務 (iv) 消耗品・用役等調達業務 ・消耗品等調達業務・用役等調達業務
現契約期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
同一相手先への委託開始時期	平成17年4月1日
予定価格（税込）	3,905,685,000円
契約額（税込）	（当初）3,904,200,000円（落札率99.96%）
執行済額	3,904,200,000円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25条第1項第1号㊸に基づき契約保証金は免除 ㊸契約の相手先が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	制限付一般競争入札

履行の実績確認方法	契約約款第 20 条及び要求水準書に従い、毎月及び毎年業務完了後、月報及び日報の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	34 者（下請負含む）
再委託の業務範囲	専門的知見を必要とする各種業務
再委託金額	—
再委託確認方法	承諾申請書により確認
個人情報取扱の有無	契約書に個人情報取扱特記事項を盛り込んでいる

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	当該業務は法令により市に処理責任が課せられるとともに、市民生活の根幹に関わる基幹的サービスであり、安定的・確実に継続して業務を実施しつつも、業務実施における経済性や効率性を追求しているため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

「該当なし」

## ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	制限付一般競争入札
応札者数	1 者

予定価格の積算方法	積算基準に基づき積算しているが、基準にない項目については 5 者から見積を入手し、参考の上、決定している
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	委託のみの入札となるため、入札公告時から公表
前回の契約方法及び契約先	平成 22 年、制限付一般競争入札（応札 2 者） 住重環境エンジニアリング株式会社 大阪支店
前々回の契約方法及び契約先	平成 19 年、制限付一般競争入札（応札 3 者） 住重環境エンジニアリング株式会社 大阪支店

### ⑤ 効果測定について

事業の目的	明石クリーンセンター焼却施設等の管理業務を包括的に委託することにより、基本性能を十分発揮させ、その安全性を確保しつつ、効率的かつ総合的また一体的な運営を行うこと																		
期待する効果	焼却施設における適切な維持管理を行うとともに、焼却施設の管理技術を有する民間のノウハウを生かし、効率的かつ安定した事業の推進																		
効果指標	焼却量、発電量																		
効果指標の過去 5 年の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>焼却量</th> <th>発電量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26 実績</td> <td>101,458t</td> <td>40,536,830kwh</td> </tr> <tr> <td>H27 実績</td> <td>99,484t</td> <td>41,158,970kwh</td> </tr> <tr> <td>H28 実績</td> <td>96,306t</td> <td>43,471,830kwh</td> </tr> <tr> <td>H29 実績</td> <td>97,579t</td> <td>41,493,420kwh</td> </tr> <tr> <td>H30 実績</td> <td>96,291t</td> <td>42,442,420kwh</td> </tr> </tbody> </table>		焼却量	発電量	H26 実績	101,458t	40,536,830kwh	H27 実績	99,484t	41,158,970kwh	H28 実績	96,306t	43,471,830kwh	H29 実績	97,579t	41,493,420kwh	H30 実績	96,291t	42,442,420kwh
	焼却量	発電量																	
H26 実績	101,458t	40,536,830kwh																	
H27 実績	99,484t	41,158,970kwh																	
H28 実績	96,306t	43,471,830kwh																	
H29 実績	97,579t	41,493,420kwh																	
H30 実績	96,291t	42,442,420kwh																	
効果指標の前事業者（または直営）との比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>焼却量</th> <th>発電量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17 実績</td> <td>115,100t</td> <td>41,566,360kwh</td> </tr> </tbody> </table> <p>費用効果の直営との比較については、対象業務そのものの民間委託により約 48,000 千円/年、人員削減により約 78,000 千円/年の削減効果を見込んでいる</p>		焼却量	発電量	H17 実績	115,100t	41,566,360kwh												
	焼却量	発電量																	
H17 実績	115,100t	41,566,360kwh																	

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない【意見】

「明石市暴力団排除条例」第 6 条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「要綱」）第 5 条第 2 項において、契約金額 200 万円を超える再委託契約については暴力団排除に関する誓約書を入手することとされているが、要綱の施行日が平成 27 年 7 月 1 日であるため、焼却施設等包括管理業務委託（平成 26 年 4 月 1 日契約締結）については誓約書を入手していない。

しかし、暴力団の排除に関する社会的な要請の高まりから要綱が制定された経緯に加えて、それぞれの契約においては各年度の終了時に検認を行いそれに基づき支払を実施することを考えると、要綱が施行された年度において、誓約書の入手が必要な再委託契約があるかどうか精査し、該当があれば誓約書を入手する、あるいは一律に誓約書を入手するなどの対応を行うことが望ましい。

よって本業務に関しても、契約締結そのものは上記要綱の施行前であるとしても、誓約書を入手することにより当該契約から暴力団が排除されていることを確かめることが望まれる。

## 10. 市民生活局 環境室 資源循環課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石クリーンセンター破砕選別施設包括管理業務委託
契約先名 (所在地)	川崎重工業株式会社 神戸工場 (兵庫県神戸市)
契約内容	(i) 運転管理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転業務・処分処理業務・分析測定業務</li> </ul> (ii) 保守点検・修繕業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保守点検・修繕業務</li> </ul> (iii) 建築物・関連施設管理業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物管理業務・関連施設管理業務</li> </ul> (iv) 用役等調達業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用役等調達業務・消耗品等調達業務</li> </ul>
現契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 18 年 4 月 1 日
予定価格 (税込)	1,095,448,000 円
契約額 (税込)	(当初) 1,037,880,000 円 (落札率 94.74%) (変更) 1,037,907,000 円 (労務単価上昇による特例措置)
執行済額	830,325,600 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25 条第1項第1号㊸に基づき、契約保証金は免除 ㊸契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	制限付一般競争入札

履行の実績確認方法	契約約款第 20 条及び要求水準書に従い、毎月及び毎年の業務完了後、月報及び日報の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	24 者（下請負含む）
再委託の業務範囲	専門的知見を必要とする各種業務
再委託金額	—
再委託確認方法	承諾申請書により確認
個人情報取扱の有無	契約書に個人情報取扱特記事項を盛り込んでいる

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	当該業務は法令により市に処理責任が課せられるとともに、市民生活の根幹に関わる基幹的サービスであり、安定的・確実に継続して業務を実施する必要がある。 施設の運転管理には、専門性の高い技術を要する一方、人事異動等により配属された市職員の育成には時間がかかるなど、施設的设计・管理技術を有する民間のノウハウを生かし、業務実施における経済性や効率性を追求するため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

「該当なし」

## ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札若しくはプロポーザル方式を選択した理由	制限付一般競争入札
-----------------------------------	-----------

応札者数	1 者
予定価格の積算方法	積算基準に基づき積算しているが、基準にない項目については 5 者から見積を入手し、参考の上、決定している
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	入札公告時は非公表、応札後は公表 5 か年の委託と工事を一括で発注しており、工事部分が非公表となるため、全体として非公表としている
前回の契約方法及び契約先	平成 23 年、制限付一般競争入札（応札 1 者） 川崎重工業株式会社
前々回の契約方法及び契約先	平成 20 年、制限付一般競争入札（応札 1 者） カワサキプラントシステムズ株式会社 関西支社 (川崎重工業から事業継承、その後、再統合し現在に至る)

### ⑤ 効果測定について

事業の目的	明石クリーンセンター破砕選別施設等の管理業務を包括的に委託することにより、施設の基本性能を十分に発揮させ、その安全性を確保しつつ、効率的かつ総合的また一体的な運営を行うこと
期待する効果	破砕選別施設における適切な維持管理を行うとともに、破砕選別施設の管理技術を有する民間のノウハウを生かし、効率的かつ安定した事業の推進
効果指標	処理量
効果指標の過去 5 年の推移	資源ごみ      不燃ごみ      粗大ごみ
	H26 実績    2, 816 t      3, 717 t      575 t
	H27 実績    2, 877 t      3, 796 t      584 t
	H28 実績    2, 773 t      3, 806 t      570 t
	H29 実績    2, 730 t      4, 113 t      586 t
H30 実績    2, 776 t      5, 056 t      647 t	
効果指標の前事業者 (または直営) との比較	資源ごみ      不燃ごみ      粗大ごみ
	H17 実績    3, 395 t      5, 530 t      452 t
	供用開始時から委託している

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない【意見】

「明石市暴力団排除条例」第 6 条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「要綱」）第 5 条第 2 項において、契約金額 200 万円を超える再委託契約については暴力団排除に関する誓約書を入手することとされているが、要綱の施行日が平成 27 年 7 月 1 日であるため、破

碎選別施設包括管理業務委託（平成 27 年 4 月 1 日契約締結）については誓約書を入手していない。

しかし、暴力団の排除に関する社会的な要請の高まりから要綱が制定された経緯に加えて、それぞれの契約においては各年度の終了時に検認を行いそれに基づき支払を実施することを考えると、要綱が施行された年度において、誓約書の入手が必要な再委託契約があるかどうか精査し、該当があれば誓約書を入手する、あるいは一律に誓約書を入手するなどの対応を行うことが望ましい。

よって本業務に関しても、契約締結そのものは上記要綱の施行前であっても、誓約書を入手することにより当該契約から暴力団が排除されていることを確かめることが望まれる。

## 11. 市民生活局 環境室 資源循環課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石クリーンセンター最終処分場包括管理業務委託
契約先名（所在地）	シバタ工業株式会社（兵庫県明石市）
契約内容	(i) 最終処分場維持管理業務 ・埋立管理業務・遮水設備・漏水検知システム管理業務・付帯施設運転管理業務・保全業務 (ii) 焼却灰等搬出運搬業務 ・灰クレーン運転業務・焼却灰等運搬業務 (iii) その他業務 ・測量業務・除草業務・排水路、道路清掃業務 (iv) 用役等調達業務 ・用役等調達業務・消耗品等調達業務
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 19 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	292,992,999 円
契約額（税込）	（当初）292,600,620 円（落札率 99.87%）
執行済額	58,514,400 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号㊸に基づき契約保証金は免除 ㊸契約の相手先が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき



当初の契約方法及び根拠法令	制限付一般競争入札
履行の実績確認方法	契約約款第 14 条及び要求水準書に従い、毎月及び毎年の業務完了後、月報及び日報の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	4 者（下請負含む）
再委託の業務範囲	専門的知見を必要とする各種業務
再委託金額	—
再委託確認方法	承諾申請書により確認
個人情報取扱の有無	契約書に個人情報取扱特記事項を盛り込んでいる

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	<p>当該業務は法令により市に処理責任が課せられるとともに、市民生活の根幹に関わる基幹的サービスであり、安定的・確実に継続して業務を実施する必要がある。</p> <p>施設の運転管理には、専門性の高い技術を要する一方、人事異動等により配属された市職員の育成には時間がかかるなど、施設的设计・管理技術を有する民間のノウハウを生かし、業務実施における経済性や効率性を追求するため。</p>
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

「該当なし」

④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	制限付一般競争入札
応札者数	1者
予定価格の積算方法	積算基準に基づき積算しているが、基準にない項目については3者から見積を入手し、参考の上、決定している
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	委託のみの入札となるため、入札公告時より公表
前回の契約方法及び契約先	平成30年、制限付一般競争入札（応札1者） シバタ工業株式会社
前々回の契約方法及び契約先	平成25年、制限付一般競争入札（応札1者） シバタ工業株式会社

⑤ 効果測定について

事業の目的	明石クリーンセンター最終処分場包括管理業務を包括的に委託することにより、最終処分場の基本性能を十分に発揮させ、その安全性を確保しつつ、効率的かつ総合的また一体的な維持管理を行うこと
期待する効果	最終処分場における適切な埋め立て処理を行うとともに、防水シート管理技術を要する専門的な最終処分場の維持管理及び延命化の推進
効果指標	埋立処分量（t）：最終処分地理立量＋場外埋立量（フェニックス）
効果指標の過去5年の推移	平成26年度 8,174+6,997=15,171（t） 平成27年度 8,709+6,997=15,706（t） 平成28年度 11,652+4,198=15,850（t） 平成29年度 11,044+4,195=15,239（t） 平成30年度 12,096+3,870=15,966（t）
効果指標の前事業者（または直営）との比較	第3次埋め立て地供用開始時より委託しており、現事業者が受託

(2) 監査の結果及び意見

① 再委託先から暴力団排除の誓約書・再委託の承諾申請書を入手していない【結果】

「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「要綱」）第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。

最終処分場包括管理業務委託については要綱に基づき、「暴力団排除に関する特約（委託）」を締結しており、その第13条において「本業務が完了した旨の通知をするときまでに」誓約書を入手することとされている。本業務が契約書第13条及び第14条において、毎会計年度終了後に実績報告書の提出を受け、それに基づき委託料の支払を行うこととされていることからすると、契約金額200万円を超える再委託契約については、契約後最初の年度終了時の実績報告書受領時までに誓約書を入手し、その後は再委託先の変更時等必要に応じて入手することが必要と考えられる。

しかし、市は再委託先の業者名と再委託した業務内容は把握しているものの、再委託金額は把握できていないため、誓約書の入手が必要な再委託契約に該当するかどうか判断できておらず、契約2年目に入った段階で、契約金額にかかわらず誓約書を入手しているのが現状である。

この点、各規則等に定められたタイミングまでに誓約書を入手することにより、当該契約から暴力団が排除されていることを確かめることが必要である。

## 12. 市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	自治会・町内会委託事務契約
契約先名（所在地）	自治会・町内会（470団体）
契約内容	下記業務を各自治会へ委託 (i) 広報文書の配布 (ii) 街路灯の管理協力 (iii) 地域防災計画に係る災害情報の連絡及び応急措置に対する協力 ④その他市長が必要と認める事務
現契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
同一相手先への委託開始時期	1966年5月1日

予定価格（税込）	
契約額（税込）	自治会ごとに、均等割（10,000円）＋世帯割（600円×世帯数）で算出した金額（別紙参照）
執行済額	59,790,117円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25条第1項第7号⑨に基づき、契約保証金は免除⑩国、他の地方公共団体又は公共的団体と契約するとき
当初の契約方法及び根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約
履行の実績確認方法	翌年度に「自治会・町内会委託事務完了報告書兼委託事務請書」の提出を受け、委託事務報告により履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	市と自治会との情報共有を図り、きめ細やかな行政サービスを提供するため。また、地域の状況を把握する自治会等に委託するのが合理的であるため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	自治会等に委託するのが合理的であり、競争入札に適さないため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	設定なし
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	随意契約／自治会・町内会
前々回の契約方法及び契約先	随意契約／自治会・町内会

### ④ 入札等の概要

「該当なし」

### ⑤ 効果測定について

事業の目的	市と自治会との情報共有を図り、きめ細やかな行政サービスを提供するため
期待する効果	行政情報の周知、災害時における連絡、応急措置に対する協力
効果指標	—
効果指標の過去 5 年の推移	475 自治会 (H30 年度)、475 自治会 (H29 年度)、473 自治会 (H28 年度)、477 自治会 (H27 年度)、477 自治会 (H26 年度)
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

### ⑥ 事業の概要

本契約は、「明石市における自治会等に関する規則」第 5 条（委託事務）及び第 6 条（委託費の交付）に基づき、広報文書の配布等の事務を各自治会・町内会へ委託するものである。

内容としては、市が発行した広報文書の配布や、街路灯の管理、災害時の応急措置に関する協力、回覧板の回付等であり、市民の身近な生活に直接関わる事項について各自治会・町内会の協力を仰ぎ、市と住民との協働による市政の効率的な促進に資するとの考えから、自治会への委託が行われている。

(2) 監査の結果及び意見

① 市からの委託料の支払先口座を、自治会の個人名義の口座としていることは不適切である【結果】

各自治会・町内会への委託費については、「自治会・町内会 委託事務完了報告書 兼 委託事務請書」において登録された振込先の口座に対して送金を行っている。

このうち送金先の口座名が自治会会計名義や自治会会長名義ではなく、個人名義で登録されているものが、委託先全470団体中26団体(全体の約5.5%)ある。このような場合、実際に自治会長の個人収入として利用されている可能性があるだけでなく、自治会・町内会への委託費の支出として外観上も不適切である。

よって市としては、振込先口座を自治会・町内会会計名義とすることを支給の要件にするなど、適正性を疑われないような支出手続を行うべきである。

13. 市民生活局 産業振興室 産業政策課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	商工業振興事業等事業業務委託
契約先名(所在地)	明石商工会議所(兵庫県明石市)
契約内容	本市中小企業支援及び商店街活性化支援として、以下の業務を実施する (i) まち賑わい創出事業補助業務 (ii) 商業団体共同事業補助業務 (iii) 街路灯電気料金補助業務 (iv) 中小企業経営指導等事業業務 (v) 中小企業経営安定化事業業務
現契約期間	平成30年4月3日～平成31年3月31日
同一相手先への委託開始時期	平成30年4月3日
予定価格(税込)	24,599,999円
契約額(税込)	24,599,999円
執行済額	22,996,999円(平成30年度決算額)
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25条第1項第7号に基づき、契約保証金は免除

当初の契約方法及び根拠法令	一者随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
履行の実績確認方法	契約書第13条及び仕様書に従い、(i)(ii)(iii)について月次、(iv)(v)については年次の報告書の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	有 2件
再委託の業務範囲	(7)(i)まち賑わい創出事業補助業務、(ii)商業団体共同事業補助業務、(iii)街路灯電気料金補助業務 (4)(v)中小企業経営安定化事業業務
再委託金額	(7)16,132,000円((i)(ii)(iii)) (4)2,808,000円((v))
再委託確認方法	再委託者通知書を提出させ、内容を把握している
個人情報取扱の有無	有 契約書第20条により、個人情報取扱特記事項を遵守させている

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	本業務は、本市中小企業を支援することによって、本市産業の振興を図り、もって、地域経済の発展に寄与することを目的とした業務であり、明石商工会議所は、地域商工業の発展・振興を目的として、商工会議所法に基づき設立された団体であり、市内商工業者を対象に専門的知識を持つ経営指導員による個別的な指導業務や専門的講師を招いた各種講座の開催等を行うこと、また、業種、業態、規模の大小を問わず、市内にあらゆる商工業者の利益を図るとともに、地域経済社会の発展や、社会福祉の増進に資することを目的とした事業を行っており、市内事業者に対して、設立以降継続的に補助業務や経営指導業務等を行っている団体であるため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—

委託契約を分割している場合の分割の方針	—
---------------------	---

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	本業務の履行に必要となる経験や実績を有している団体は他にないため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／一般財団法人明石市産業振興財団
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約／明石商工会議所（(iv)のみ委託、(i)(ii)(iii)は直営）

### ④ 入札等の概要

「該当なし」

### ⑤ 効果測定について

事業の目的	市内の比較的小規模の商工業やサービス業を行う者等 小規模事業者に対して振興施策を実施する
期待する効果	別表
効果指標	別表
効果指標の過去 5 年の推移	別表
効果指標の前事業者（または直営）との比較	別表



## 【別表 効果測定】

〈効果指標、及び過去5年の推移〉

### (i) まち賑わい創出事業補助金

期待する効果：まちの活性化及び交流人口の増加を図る

効果指標：商業団体等のイベント事業への補助件数、補助金額

【平成26年度】 15件、9,475千円（直営）

【平成27年度】 17件、9,934千円（直営）

【平成28年度】 17件、10,488千円（直営）

【平成29年度】 25件、10,682千円（産業振興財団に委託）

【平成30年度】 24件、9,968千円（商工会議所に委託）

### (ii) 商業団体共同事業補助金

期待する効果：商店街の施設の近代化を促進する

効果指標：商業団体の施設の新設、改修、撤去への補助件数、補助金額

【平成26年度】 4件、941千円（直営）

【平成27年度】 4件、2,215千円（直営）

【平成28年度】 3件、1,375千円（直営）

【平成29年度】 4件、412千円（産業振興財団に委託）

【平成30年度】 8件、1,684千円（商工会議所に委託）

### (iii) 街路灯電気料補助金

期待する効果：地域の安全確保と商店街の負担軽減を図る

効果指標：商業団体の街路灯電気料への補助件数、補助金額

【平成26年度】 15件、2,571千円（直営）

【平成27年度】 17件、2,195千円（直営）

【平成28年度】 14件、1,543千円（直営）

【平成29年度】 14件、1,581千円（産業振興財団に委託）

【平成30年度】 14件、1,545千円（商工会議所に委託）

### (iv) 中小企業経営指導等業務委託

期待する効果：市内商工業者の育成を図る

効果指標：個別指導実績件数、集団指導（講座、セミナー）実施回数・参加人数

【平成26年度】 個別指導 267件 集団指導全8講座、357名参加  
（商工会議所に委託）

【平成 28 年度】 個別指導 286 件 集団指導全 10 講座、759 名参加  
(商工会議所に委託)

【平成 28 年度】 個別指導 282 件 集団指導全 9 講座、436 名参加  
(商工会議所に委託)

【平成 29 年度】 個別指導 286 件 集団指導全 6 講座、298 名参加  
(産業振興財団に委託)

【平成 30 年度】 個別指導 275 件 集団指導全 19 講座、637 名参加  
(商工会議所に委託)

(v) 中小企業経営安定化業務委託

期待する効果：経営課題を抱えている企業の経営安定化を図る

効果指標：専門家の派遣件数

【平成 30 年度】 訪問調査 50 社、 継続支援 10 社 (商工会議所に委託)

\*平成 30 年度より事業開始のため、過去の実績なし

⑥ 事業の概要

中小企業支援及び商店街活性化支援として、以下の業務を実施している。

- (i) まち賑わい創出事業補助業務
- (ii) 商業団体共同事業補助業務
- (iii) 街路灯電気料金補助業務
- (iv) 中小企業経営指導等事業業務
- (v) 中小企業経営安定化事業業務

(i)～(iii)は条件の該当者に補助金を支給する業務で、補助対象候補者の決定は市に権限があり、受付窓口と事業内容の審査、及び交付決定・支給決定を行っている。以前は市に補助要綱があったが、これを廃止し、同様の内容で、商工会議所の補助として要綱を定めた。同業務は商工会議所から産業振興財団に再委託しており、実質的に商工会議所が行っているわけではない。

(iv)は従来から商工会議所が行っている業務。

(v)は 17 年度から新規に開始した事業で、17 年度はプロポーザル方式を実施し、1 者入札で「産業人 OB ネット」が受託している。18 年度から商工会議所に委託することになったが、前年と同じく産業人 OB ネットに再委託している。

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 一者随意契約理由の誤り【結果】

商工業振興事業等事業業務委託契約については、「履行に必要となる経験や実績を有している団体が明石商工会議所以外にない」ことを理由に、例外的に随意契約が許されるケースの2号を適用し、一者随意契約を行っている。

しかし、事業の概要に記載したとおり、(i)～(iii)の業務は、平成29年度は明石市産業振興財団と一者随意契約を行っており、平成30年度は同財団に再委託を行っていることから、本業務を履行できる団体は少なくとも2つは存在している。また、(v)の業務も同様の構造である。一者随意契約とすべきその他の理由がなかったのであれば、一般競争入札等の原則的な契約方法の採用を検討されたい。

※財務省「公共調達の適正化について（平成18年8月25日財計第2017号）」より要約。

契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

#### 【一者随意契約書より引用】

本業務は、本市中小企業を支援することによって、本市産業の振興を図り、もって、地域経済の発展に寄与することを目的として、本市商店街の振興に資する事業に対して補助を行う業務、また、本市中小企業の経営力を高めるため、企業経営に係る課題解決を図る経営者等に対し、相談指導等を実施する事業を実施する業務等を委託する業務である。

明石商工会議所は、地域商工業の発展・振興を目的として、商工会議所法に基づき設立された団体であり、市内商工業者を対象に専門的知識を持つ経営指導員による個別的な指導業務や専門的講師を招いた各種講座の開催等を行うこと、また、業種、業態、規模の大小を問わず、市内にあらゆる商工業者の利益を図るとともに、地域経済社会の発展や、社会福祉の増進に資することを目的とした事業を行っており、市内事業者に対して、設立以降継続的に補助業務や経営指導業務等を行っている団体である。

よって、本業務の履行に必要となる経験や実績を有している団体は、明石商工会議所以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、一者随意契約を締結するものとする。

② 一括委託の必要性を検討すべき【意見】

まち賑わい創出事業補助業務、商業団体共同事業補助業務、街路灯電気料金補助業務及び中小企業経営安定化事業業務は実質的に再委託先が業務を行っており、明石商工会議所と委託契約を行う必然性に乏しい。

また、中小企業経営安定化事業は、平成29年度は商工振興事業等事業とは別にプロポーザルの結果、産業人OBネットに委託されていたが、平成30年度は商工振興事業等事業として一括して明石商工会議所に委託した上で、産業人OBネットに再委託されている。平成29年度の委託契約額は2,630,000円(税抜)であるのに対し、平成30年度の委託契約額(積算額)は2,800,000円(税抜)である。平成29年度及び平成30年度ともに実質的に産業人OBネットに委託しているにもかかわらず、明石商工会議所が入ることにより契約額が増額している。委託内容に徐々に変遷はあるというものの、具体的な金額の差について説明できるものはない。

明石商工会議所へ委託する意義、必要性を再度検討のうえ、必然性がある場合のみ、商工会議所を通した委託を実施されたい。

③ 事業の効果測定指標を見直すべき【意見】

事業の効果測定指標が不明確である。

それぞれ、実施した件数(アウトプット指標)を効果指標としているが、事業の目的に照らした効果が確かにあがっているかを測ることができる効果指標(アウトカム指標)を設定しなければ、事業のPDCAを適切に行うことができない。例えば、事業内容の(i)であれば、件数ではなく、補助金を出すことによって、そうでない場合と比べて、まちが賑わったのか、(iii)であれば、補助金を出さなければ商店街は街路灯を夜間点灯しないのか、夜間点灯することで、しない場合と比べて犯罪件数が減少したのか、(iv)であればセミナーを実施した回数ではなく、経営指導、記帳指導等を実施した結果、求める効果が出た実績、(v)であれば、訪問件数ではなく、訪問したことにより、経営が改善した会社は何件あったか、などである。このようなアウトカムによる測り方で事業の効果測定をしなければ、いったん始めた事業が継続的に必要な事業なのか、その範囲や規模が適切なのかのPDCAを行い得る資料とならない。

委託料の額の多寡によって実施件数は増減するので、件数だけをカウントしていても意味がない。効果指標をみることは、その事業に効果があるかど

うか、継続すべきか、量的に適切かなどを判定できる、見直しのための機会であり、それにふさわしい指標を考案するべきである。

商工会議所は会員制の組織であり、会費収入や簿記検定料収入等、独自収入をもって、地域の個人事業者や中小企業の会員・非会員向けにセミナー等を実施し、経営相談、共済制度、企業同士の交流などのサービスを提供している。

市と商工会議所の関係については、近隣市では数百万円の補助を行っているケースもあるが、委託を行う例は少なく、規模も明石市とは異なる。

明石市が商工会議所に委託している個々の事業について、その必要性、や規模について、毎期検討を加える必要がある。個々の事業については、その大半が再委託されているものもあり（結果①、意見②に記載）、実態を踏まえて商工会議所を通す必然性があるのかも含め、PDCAを行う必要がある。

#### 14. 市民生活局 環境室 あかし動物センター

##### (1) 委託契約の内容等

###### ① 委託契約の概要

契約名	(仮称)あかし動物センター維持管理業務委託
契約先名 (所在地)	株式会社TMC (兵庫県明石市)
契約内容	あかし動物センターで一時保管されている動物の飼養・健康管理に必要な業務及び受入・譲渡・治療に関する補助業務及び施設の維持管理業務
現契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
同一相手先への委託開始時期	新規業務委託のため同一相手先委託は無
予定価格 (税込)	21,719,000円
契約額 (税込)	21,546,000円
執行済額	21,546,000円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25条第1項第1号注に基づき、契約保証金は免除 注契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	公募型見積合せにより受託予定者を決定後、1年間一者随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

履行の実績確認方法	契約書第7条及び特記仕様書に従い、毎月の報告書及び日報の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	契約書第6条に再委託の禁止としており、受託者にも確認しており再委託は無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	業務締結に当たり誓約書を提出させている

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	当該業務は本施設で保管されている動物は、処分（譲渡、返還、致死）を目的とし一時保管する施設であり、動物の飼養管理は365日行う必要があるため委託としている
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	本業務は新規事業であり、過去の業務実績がないため、案件を公開して希望者から見積書を提出させる、公募型見積合せとした
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予定価格の積算方法	委託設計書を設計
相見積の有無（有の場合は見積件数）	1者

前回の契約方法及び 契約先	—
前々回の契約方法及 び契約先	—

④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	本施設で保管される動物は、処分(譲渡、返還、致死)を目的として一時保管する施設であることを念頭に、本施設の健全な運営に支障をきたす事がないよう業務を遂行する
期待する効果	一時保管動物の病気治癒、健康を維持し、返還数、譲渡数の増加
効果指標	動物の譲渡数
効果指標の過去5年 の推移	新規事業初年度であるため推移はない
効果指標の前事業者 (または直営)との比較	新規事業初年度であるため比較は出来ない

(2) 監査の結果及び意見

① 実態にあった積算を行うべき【意見】

本件の契約方法は公募型見積合せであることから、受託者の見積と比較される市の積算の正確性が金額面で重要な指標となる。

積算は大きく①動物に関する業務と②施設清掃に関する業務に分かれる。市の積算では、①の業務に関しては、保管動物の飼養等の単価に国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 建築保全業務共通仕様書(平成28年度版)及び建築保全業務積算基準(平成25年度版)での、「保全技師補」の単価をメインに使用している。また、②の業務に関しては、「清掃員B(実務経験3年以上6年)」の単価をメインに使用している。

しかし、②の業務の内容は、施設の清掃がメインであることから、単価は「清掃員」を使用し、かつ、清掃の実務経験を条件としていないことから、「清掃員C(実務経験3年未満程度)」の単価を使用すべきである。

実際に、当該業務に携わる人員の経歴・資格等は、①の業務に携わる2名は、愛玩動物飼育管理士2級、潜水土、上級救命士であった。また、②の業務

に携わる2名の経歴・資格等は、普通免許、1級建築士であった。

② 実際の業務量が積算した時点と乖離しているため、実績に合わせて精算が可能な契約方法に変更すべき【意見】

施設の収容能力は、最大で犬25頭、猫60頭であるところ、委託料積算では年間の稼働予定を犬70%、猫80%程度と見込んで必要業務量を計算している（犬が22頭、猫が47頭程度にあたる）。一方、実際の稼働実績は以下の表のとおりであった。

(単位：頭)

月	犬			猫		
	入	出	月末	入	出	月末
平成30年度						
4月	2	2	0	16	10	6
5月	1	0	1	34	14	26
6月	1	0	2	25	30	21
7月	1	1	2	15	14	22
8月	0	0	2	13	24	11
9月	1	0	3	19	12	18
10月	0	0	3	8	14	12
11月	1	2	2	7	15	4
12月	0	0	2	2	4	2
1月	0	1	1	0	2	0
2月	0	0	1	3	1	2
3月	0	0	1	0	2	0
年間平均	0.5	0.5	1.6	11.8	11.8	10.3

以上のように、委託量の計算の基礎は、犬22頭、猫47頭であることに對し、年間平均頭数は、犬1.6頭、猫10.3頭と乖離している。平成30年度において最大となった収容頭数は、犬が11月の4頭に對し、猫は繁殖期にあたる6月に収容能力限界頭数近くに達していた。確かに、動物の引取、処分等、動物の疾患の有無を予め見積ることは難しいところではあるが、上記の年間稼働予定を基礎として設計した委託料を、実績が想定から乖離しても、当初の設計通り受託者に支払うことは、合理的とは言えない。犬、猫の繁殖時期や飼い主の引っ越しの時期等も考慮し、実績に応じて変動する契約など検討されたい。

他の業務においても、その性質上、稼働前に業務量を予想しきれない契約内容の場合、前月の実績に基づいて翌月の業務量を再設定し、実績に応じて適切な必要人員の配置を行えるよう、事業者の裁量を認め、契約金額を精算するなどの工夫をしているケースもある。



当該委託の業務内容は実作業を担う人件費で構成されている。日報によると、動物の飼育に2人/日（日によって臨時増員有）、施設の清掃（動物の飼育場所以外）に1人/日が稼働している。当該3名は月平均22日稼働し、人は固定である。単純化すれば市が支払う委託料21百万円と3名が委託先から受け取る給与との差が委託先の利益となっているが、それが委託先の行う事務作業の内容に対して適切な水準であるかが検討されていない。

動物の保管数の実績に合わせて精算するなど、実績に応じて変動する契約の導入など検討されたい。

## 15. 市民生活局 産業振興室 産業政策課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市南二見会館等管理運営業務委託
契約先名（所在地）	日本環境マネジメント株式会社（埼玉県さいたま市）
契約内容	南二見会館等について、以下の項目に基づき管理する。 (i) 市民等の平等な利用を確保し、公平公正な施設の運営に努めること (ii) 施設の適切な維持管理に努めること (iii) 市民や利用者の意見を管理運営に反映させること (iv) 統括責任者を配置し、効率的な運営を行うこと (v) 住民サービスの向上に努めること (vi) 個人情報の保護に努めること (vii) 関係法令を遵守し、利用者の安全を確保すること
現契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
同一相手先への委託開始時期	平成30年4月1日
予定価格（税込）	11,993,400円
契約額（税込）	11,989,188円
執行済額	11,673,722円（平成30年度決算額）
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	履行保証保険契約を締結
当初の契約方法及び根拠法令	一者随意契約 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

履行の実績確認方法	仕様書に従い、相手先から提出される業務報告書によって毎月履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	再委託については、仕様書により一部の業務を限定して認めているが、その報告を受けていないため、把握していない
再委託の業務範囲	上記のとおり報告を受けていないため、把握していない
再委託金額	上記のとおり報告を受けていないため、把握していない
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	職員の人件費削減と、民間の施設管理業務のノウハウを活かし、効果的な施設管理を行うため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	当課が発注する指定管理施設の指定管理者に本業務も併せて委託することにより、効率的な施設管理が行えるとともに人件費や管理運営費の削減が図られるため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考に決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としない場合はその理由	—

前回の契約方法及び契約先	随意契約 一般財団法人明石市産業振興財団
前々回の契約方法及び契約先	—

④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	明石市南二見会館、北駐車場及び南駐車場の管理運営
期待する効果	施設、設備及び敷地等の維持管理を図り、利便性及び安全性等の維持及び向上に努める
効果指標	—
効果指標の過去 5 年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

⑥ 事業の概要

南二見会館は、県が造成した二見臨海工業団地内の福利厚生施設として、当該団地立地企業及びその従業員並びに周辺住民の利用に供するために設置された施設である。人工島への企業進出が進んだことから、企業連絡協議会への譲渡が試みられたが、受け入れられなかったため、市に所有権と維持管理義務が移管された。現在、市民生活局産業政策課の普通財産として管理されている。

平成 30 年度の利用率

	会議室	ホール	卓球利用
利用件数	93	131	395
利用可能枠	717	717	584
利用率	13.0%	18.3%	67.6%

当該会館の管理には南北駐車場も含まれている。人工島の中心部にあり、立地が良く、また島内に他に賃貸駐車場がないこともあって、ニーズは高く、空きはない。周辺企業の月極利用も多いことから、会館の利用が低調であっても、全体として収支は黒字になっている。

(収支の概要)	駐車場・貸室利用料収入	23 百万円
	支出 委託料	11 百万円 (修繕費含)
	当期利益	12 百万円

(2) 監査の結果及び意見

① 財産は規則に沿った所属とすべき【結果】

普通財産は例外的な場合を除き財務室に所属させる（明石市公有財産規則第3条第2項）こととなっているが、現在の所属は産業振興室である。市長が同所属を定める特段の手続も取っていない。普通財産であれば、財務室の所属として売却を検討すべきであるし、行政財産であれば、稼働率を上げる方策を検討すべきである。なお、所属によると施設の必要性、建物の劣化状況、利用実態等を踏まえ今後の方向性を検討しているとのことである。

【明石市公有財産規則第3条第2項より】

普通財産は、財務室に所属させるものとする。ただし、財務室に所属させることが不適当と認められるものについては、市長がその所属を定める。

② 駐車場利用料金の妥当性を検討し、経済的価値を最大限発揮すべき【意見】

駐車場の利用料金を5,000円/台としているが、その利用料金の妥当性について特段の検討が行われていない。明石市南二見会館、北駐車場及び南駐車場は普通資産であり経済的価値の発揮を目的としていることから、近隣駐車場の利用料金の状況等から適切な利用料金を検討した上で決定されたい。

③ 現金受取りに係る委託先の内部統制を把握し、その適切性を確認すべき【意見】

明石市南二見会館の会議室等の利用料は、利用者がその場で現金を支払い、後日、委託先から月毎の受入歳入について報告書とともに入金される。このような出先機関での現金取扱いにおいて、複数人での牽制が日常的に行われていなければ、間違いが生じる可能性が一般的には非常に高い。そのため、適切なチェック体制を整備し運用することが望まれる。この点、委託先がどのような対応を実施しているのか、担当課では把握していない。不正防止の観点から、委託先が適切な内部統制を整備及び運用しているか否かを確認されたい。

#### ④ 財産の活用を進める工夫が必要【意見】

当会館は利用者が少ないため、コスト負担に鑑み、1階にあった喫茶室が昨年撤退した。卓球台だけは高稼働率であり、80～100%となっている。利用料が安いことやほかに手軽な遊戯場がないこともあって、ニーズが高いと考えられる。利用料の算出根拠は特になくのことである。

公の資産を低利用状況のまま放置することは望ましくないため、会議室としての利用ニーズが低調なのであれば、ニーズの高い卓球台を増やす、卓球台を入れることができるような利用料を設定するなど、利用者の福祉を増進することにより、稼働率を高める工夫を行うことが必要である。また、快適な利用を促進するためには日常の適切な修繕が必要である。

一方、会館に併設された駐車場には空きがなく、収支差額である12百万円は毎年、市の安定収入になっている。市としては普通財産であることから、リニューアルしてまで使う意識はなく、大規模修繕が必要な時期が来れば閉鎖の可能性もあると考えている。島内では、駐車場が不足していることや、立地が良いことから、引き合いがあれば売却も可能であるが、団地の福利厚生施設であることと、安定収益を獲得できることから、現状、積極的に売却の道は探っていない。

このように、利用率を高めることも含めて、当該財産の活用の観点から、特段の施策は実施していないと考えられる。売却するにせよ、所有したまま市民の利用に供するにせよ、公の財産は、最大限活用するために不断の努力が必要であり、当面保有するのであれば、その間、低利用であればなおさら工夫が必要である。財産の保有方針を定め、保有するのであれば、稼働率の上昇も含め、公の財産の活用法を検討すべきである。

## 16. 市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市文化団体連合会支援事業
契約先名（所在地）	公益財団法人明石文化芸術創生財団（兵庫県明石市）
契約内容	明石市芸術祭等の事業実施
現契約期間	平成30年4月3日～平成31年3月31日
同一相手先への委託開始時期	平成30年4月3日
予定価格（税込）	6,450,000円
契約額（税込）	6,450,000円

執行済額	6,450,000円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25条第1項第7号に基づき、契約保証金免除
当初の契約方法及び根拠法令	平成29年度まで明石市文化団体連合会に一者随意契約 平成30年度より明石文化芸術創生財団（現明石文化国際創生財団）に一者随意契約
履行の実績確認方法	契約書第6条に従い、実施内容を報告
再委託先の有無、ある場合は件数	有 6件
再委託の業務範囲	会場費・舞台人件費、パンフレットデザイン、印刷製本費 等
再委託金額	合計 2,268,633円（1件当たり200万円を超えるものはない）
再委託確認方法	実施報告書による
個人情報取扱の有無	有 個人情報取扱特記事項により適切な扱いを周知

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	芸術祭の開催には市内で活動する各種文化団体で構成されている明石市文化団体連合会の主導・協力が必要であり、委託により事業実施の効率化が図れるため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予定価格の積算方法	事業者から提出のあった見積書を参考の上、決定

相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	随意契約 明石市文化団体連合会
前々回の契約方法及び契約先	随意契約 明石市文化団体連合会

#### ④ 入札等の概要

「該当なし」

#### ⑤ 効果測定について

事業の目的	日頃の活動成果を発表する機会を提供する 次世代への芸術文化の継承・市民文化意識の向上を図る
期待する効果	日常的に文化芸術活動に親しむ市民の増加
効果指標	入場者数、参加者数
効果指標の過去 5 年の推移	入場者数：9,203 人（H30 年）、8,172 人（H29 年）、9,653 人（H28 年）、10,105 人（H27 年）、10,114 人（H26 年） 出演者・出品数：3,304 人・933 点（H30 年）、1,988 人・920 点（H29 年）、2,937 人・874 点（H28 年）、3,064 人・727 点（H27 年）、3,251 人・742 点（H26 年） ※年により開催内容、募集分野等が異なる
効果指標の前事業者（または直営）との比較	特になし なお、平成 29 年度は台風による警報発令のため明石ステージアートが中止となったため、入場者数が減少している

#### ⑥ 事業の概要

「平成 30 年度明石市文化団体連合会支援事業委託仕様書」によると、本業務は、(i)明石市文化団体連合会（以下、「明文連」という。）事務業務、(ii)明石市芸術祭の開催、(iii)明文連及び構成団体の活動支援事業の実施がその事業内容とされている。このうち、(i)の事業内容は以下のように記載されているとおり、各種事務業務を委託するものであり、これに係る人件費等も含むものであると考えられる。

- ・ 総会事務や会計事務、明石市芸術祭等に係る事務を担う事務局機能の役割
- ・ 文化芸術団体の連合体としての機能を果たすような明文連の運営
- ・ 明文連が窓口となる東播磨文化団体連合会関連の事務

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 同一団体に対する補助金と委託料の支払が存在するため、補助金交付対象業務と委託業務を明確に区分すべき【意見】

委託先である公益財団法人明石文化芸術創生財団から業務完了時に提出された「事業完了報告書」によると、事業に要した経費は、賃借料、消耗品費等の芸術祭等における実費分のみであり、仕様書上は人件費を含むと考えられるものの、実際は事務業務に係る人件費は含まれていない。

一方で、当該委託先に対しては、明石市から運営経費に係る補助金が交付されており、人件費は当該補助金で賄われている可能性があり、本業務の委託事業内容と補助金の交付対象業務が重複していると考えられる。委託契約第7条に、「受託者は、この事業の経費について余剰金が生じたときは、その余剰金を受託者に返還するものとする。」とあることから、委託事業内容とその実績を照合することの重要性は高いため、補助金と委託業務の支払対象を明確に区分されたい。

### ② 適切な事業活動収支見込みの実施により委託額抑制の可能性を検討すべき【意見】

委託事業内容の一つである明石市芸術祭の事務運営に関して、当該芸術祭では、入場料を徴収する展示として「DANCE ART～舞」が開催されている。この入場料は1人あたり500円を徴収するものであり、「事業完了報告書」によると、合計576,500円の入場料収入が計上されている。

当該展示については、本年度から有料化することが明確になっていたが、当初の予算には計上されておらず、結果的に委託金額と合わせて700万円超の収入となっている。

その結果、入場料収入分の収入超過額に合わせて「その他明文連支援事業」項目の支出が増加しているが、予算作成の段階で入場料収入を適切に計上していれば、市からの委託額を抑えることができたとも考えられ、より適切な事業活動収支見込みの実施による委託額の積算が望まれる。



## 17. 福祉局 地域共生社会室 地域総合支援担当

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市後見支援センター事業業務委託契約
契約先名（所在地）	社会福祉法人明石市社会福祉協議会（兵庫県明石市）
契約内容	後見支援推進事業業務
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 27 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	44,000,000 円
契約額（税込）	44,000,000 円
執行済額	43,915,000 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項 7 号 <sup>⑩</sup> に基づき、契約保証金は免除 <sup>⑩</sup> 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体と契約をするとき
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	○契約書第 6 条・仕様書に従い、四半期ごとに業務報告書の提出を受け、履行を確認している。 ○委託業務報告書を徴求し、センター主催の会議への出席を通じてその真実性を確認している。
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

#### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	当該業務は国の計画により市町村が取り組むべきもの（中核機関の整備）とされており、市民生活の根幹に関わる基幹的なサービスであり、安定的かつ効果的に継続して業務を実施するとともに、業務実施における効率性の向上が期待できる。 ・直営で行う場合を想定した人件費（本市職員の給与）／801 万円 ・委託で行う場合の人件費（社協の給与）／535 万円 ※平成 30 年度の正規職員の平均給与（給料、手当、社会保険料事業主負担分を含む。）
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	当該業務の責任主体は市町村（※）にあることから、市の主管課に専門性を有する人材を配置することが必要である。しかしながら、市における職員定数削減の方向（財政健全化推進計画（平成 27 年 3 月策定））が示される中で、専門職を継続して定着させることが難しい現状がある。
併存の理由	※行政責任において適切に権限を行使して地域住民の権利擁護の推進を担っていく役割がある。また、老人福祉法等に基づいて適切に権限を行使していく必要がある業務（老人福祉法による成年後見制度市町村長申し立て、戸籍や住民票などの公用請求）がある。
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	社会福祉法人明石市社会福祉協議会は、平成 20 年度から地域包括支援センターを運営し、ソーシャルワーク業務に実績があるとともに、平成 27 年 4 月には「高齢者・障害者の総合窓口」を開設し、基幹相談支援センター・地域包括支援センターとの一体的な取組を推進してきた実績がある。また、権利擁護支援において基盤となる地域福祉の推進を図る中核的な役割を担っている。
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	明石市社会福祉協議会から徴収した予算書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	随意契約及び明石市社会福祉協議会
前々回の契約方法及び契約先	随意契約及び明石市社会福祉協議会

### ④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人や、支援や援護を必要とする人が住み慣れた地域で安全に安心して生活を続けるために、本人主体の観点から後見制度の利用支援や権利擁護支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図ること
期待する効果	成年後見制度の利用が必要なすべての人が制度を利用できるような地域支援体制の構築
効果指標	相談件数、市民後見人の選任件数
効果指標の過去5年の推移	○相談件数／ H27年：4,563件、H28年：4,678件、H29年：8,600年、H30年：9,052件 ○市民後見人の選任件数／ H27年：0件、H28年：0件、H29年：1件、H30年：1件
効果指標の前事業者 (または直営)との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 委託対象である業務から生じた収益 1,842,420 円は市に返還を求めるか、当年度の委託料から当該累計額を控除した残額を支払う、等の対応が必要である【結果】

明石市後見支援センター事業業務委託契約において、受託者から提出された実績報告書は以下の内容であった。

平成 30 年度明石市後見支援センター収支予算執行額

(単位：円)

科目	執行額計	
<b>【収入の部】</b>		
市受託金	43,914,689	
法人後見受任報酬収入	650,000	
その他収入（遺贈）	2,019,984	
受取利息配当金収入	60	
雑収入（講師報酬等寄付）	262,660	
①収入計		46,847,393
<b>【支出の部】</b>		
人件費	35,729,789	
事業費	3,668,803	
事務費	3,807,161	
その他活動	3,641,640	

うち、後見基金積立資産支出	2,932,644	※
②支出計		46,847,393
【収支差額】		
収支差額①－②		0

市の委託料（上表の市受託金）の金額は、最初に委託業務に要する費用を委託料として、受託者に44,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）が支払われ、年度途中において、委託料に不足が生じるおそれがある場合、市と受託者との協議になる。その後、業務完了後に受託者から、委託業務実績報告書等の提出を受け、委託料に余剰が生じた場合には、返還を求めることができる。

支出の部の「後見基金積立資産支出」とは、収入のうち、「市受託金」と「受取利息配当金収入」以外の収入の合計であり、これは、明石市社会福祉協議会の自主財源として積立てられていることを意味する。

明石市後見支援センターの運営費はすべて市が負担しているため、その活動から生じた収入は、市に帰属する。したがって、「後見基金積立資産支出」のうち、市に帰属することが明らかな「法人後見受任報酬収入」及び「雑収入（講師報酬等寄付）」については、過年度からの累計額1,842,420円に対し返還を求めるか、当年度の委託料から当該累計額を控除した残額を支払う、等の対応が必要である。

② 現在の効果指標では、事業の測定に乏しいため、効果指標を実態に即して改めるべきである【意見】

当事業の目的は、「認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人や、支援や援護を必要とする人が住み慣れた地域で安全に安心して生活を続けるために、本人主体の観点から後見制度の利用支援や権利擁護支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図ること。」であり、期待する効果は「成年後見制度の利用が必要なすべての人が制度を利用できるような地域支援体制の構築」であるとしている。市では、事業の効果指標として、「相談件数」と「市民後見人の選任件数」としており、実績は以下のとおり示されている。

## 市が用いている効果指標

(単位：件)

年度	相談件数	市民後見人の選任件数
平成 27 年度	4,563	0
平成 28 年度	4,678	0
平成 29 年度	8,600	1
平成 30 年度	9,052	1
合計	26,893	2

この指標によると、過去 4 年間で相談件数が 2 万 6 千件、市民後見人を選任できた件数が 2 件とのことであり、「成年後見が必要なすべての人が制度を利用できるような地域支援体制の構築」ができたかを測ることができない。

そのため、事業の効果を測るため、さらに以下のような指標を徴取した。

## 後見申立・受任調整等の支援実績

年度	実人数 (単位：人)	件数 (単位：件)			
		合計	後見申立	後見受任	その他
平成 27 年度	24	40	16	19	5
平成 28 年度	47	82	35	45	2
平成 29 年度	90	161	71	81	9
平成 30 年度	86	155	69	81	5
合計	247	438	191	226	21

(出典：市が作成)

## 上記「後見受任」の内訳

(単位：件)

年度	後見受任	専門職後見	親族後見	法人後見 (*1)	市民後見 (*2)
平成 27 年度	19	19	0	0	0
平成 28 年度	45	42	0	3	0
平成 29 年度	81	77	0	3	1
平成 30 年度	81	79	1	0	1
合計	226	217	1	6	2

(\*1) 「法人後見」は明石社協（後見支援センター）が受任した法人後見に限る。

(\*2) 明石社協（後見支援センター）が受任した法人後見監督は「市民後見」に含んでいる。

これによると、過去 4 年間で「成年後見を必要とする人」に後見人を選定

できた件数が 226 件あり、一定の効果を上げている。効果指標の設定を含む事業の PDCA については、費用対効果を見ながら、より厳格に行うべきである。

## 18. 福祉局 地域共生社会室 地域総合支援担当

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	地域総合支援センター運営業務委託契約
契約先名（所在地）	社会福祉法人明石市社会福祉協議会（兵庫県明石市）
契約内容	総合相談支援業務
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	○地域包括支援センター運営業務委託契約の中のひとつの事業としては、平成 20 年 4 月 1 日 ○地域総合支援センター運営業務委託契約の中のひとつの事業としては、平成 30 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	128,100,000 円
契約額（税込）	128,100,000 円
執行済額	91,689,000 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項 7 号 <sup>⑩</sup> に基づき、契約保証金は免除 <sup>⑩</sup> 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体と契約をするとき
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	○契約書第 10 条・仕様書に従い、毎月の業務終了後事業報告書、事業年度終了後に実績報告書の提出を受け、履行を確認している ○委託業務報告書を徴求し、センター主催の会議への出席を通じてその真実性を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	<p>当該業務は法令により市町村が設置主体とされており、市民生活の根幹に関わる基幹的なサービスであり、安定的かつ効果的に継続して業務を実施するとともに、業務実施における効率性の向上が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営で行う場合を想定した人件費（本市職員の給与）／801 万円</li> <li>・委託で行う場合の人件費（社協の給与）／535 万円</li> </ul> <p>※平成 30 年度の正規職員の平均給与（給料、手当、社会保険料事業主負担分を含む。）</p>
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	<p>当該業務の責任主体は市町村（※）にあることから、市の主管課に専門性を有する人材を配置することが必要である。しかしながら、市における職員定数削減の方向（財政健全化推進計画（平成 27 年 3 月策定））が示される中で、専門職を継続して定着させることが難しい現状がある。</p> <p>※行政責任において適切に権限を行使して地域住民の保健福祉の推進を担っていく役割がある。また、老人福祉法等に基づいて適切に権限を行使していく必要がある業務（老人福祉法による措置、高齢者虐待防止法、老人福祉法による「やむを得ない措置」、高齢者虐待防止法による立入り調査及び警察署長への援助要請、高齢者虐待防止法による面会制限の行使）がある。</p>
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	<p>社会福祉法人明石市社会福祉協議会は、平成 20 年度から包括的支援に取り組み、社会福祉士等の専門職が継続して配置されており、ソーシャルワークの専門性の発揮が期待できることや、後見支援センターとの連携が促進されるとともに、個別支援から地域支援への展開、地域支援からインフォーマルな住民活動の支援の取組の展開からの相乗効果が期待でき、中立公正なセンターの運営に最も適している非営利組織である。</p>
---------	---

根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	明石市社会福祉協議会から徴収した予算書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	随意契約及び明石市社会福祉協議会
前々回の契約方法及び契約先	随意契約及び明石市社会福祉協議会

- ④ 入札等の概要  
「該当なし」

- ⑤ 効果測定について

事業の目的	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関、制度の利用につなげるなどの支援を行う
期待する効果	本人や家族、近隣の住民、地域のネットワークなどを通じた相談を受け、的確なアセスメントによる、適切なサービスや関係機関、各種制度の利用につなげるなどの支援を行うとともに、継続的な支援を要する高齢者については、高齢者の課題に応じた目標の設定や支援方針を作成し支援などを行う
効果指標	相談件数
効果指標の過去 5 年の推移	相談件数／ H27 年：25,685 件、H28 年：27,425 件、H29 年：32,647 年、H30 年：29,307 件
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—



(2) 監査の結果及び意見

① 委託料の算定において、市は支出した額から固定資産購入積立資産の支出額を除くべきである【結果】

地域総合支援センター運營業務委託契約において、受託者から提出された実績報告書は以下の内容であった。

平成 30 年度地域総合支援センター収支予算執行額

(単位：円)

科目	執行額計	
<b>【収入の部】</b>		
市受託金	373,239,013	
市受託金以外の収入	113,798,259	
①収入計		487,037,272
<b>【支出の部】</b>		
人件費	418,042,990	
事業費	21,264,630	
事務費	25,716,615	
固定費	6,938,654	※
車両運搬具取得	727,920	
器具及び備品取得	815,400	
ソフトウェア取得	5,395,334	
積立資産	15,074,383	
退職給付引当資産	9,760,383	
固定資産購入積立資産	4,484,000	※
事業区分間繰入金	830,000	
②支出計		487,037,272
<b>【収支差額】</b>		
収支差額 ① - ②		0

市の委託料（上表の市受託金）の金額は、【支出の部】支出計から【収入の部】「市受託金以外の収入」を控除することで、算定される。すなわち市の委託費は、地域総合支援センターが支出した額のうち、収入で賄えない分を全額賄うように定められている（実績で精算）。

【支出の部】の固定費は、車両運搬具、器具備品、ソフトウェアなど固定資産を新規に取得した際に支払った金額を計上するのに対し、積立資産は当該期に実際に支出があったものではなく、将来に備える額を計上している。このうち、固定資産購入積立資産は、現在保有している固定資産の将来の買換えに備えて、毎期、減価償却費相当額を積み立てている。

担当課の説明によると、固定資産購入積立資産は現に保有している資産の故障等、買替えが必要なときに使用することであるが、必要な時まで将来の取得予定分を市外部に積立しておくことになることから、市は、当該期の委託費として支出する運用を見直す必要がある。

市は、委託料の算定において、支出した額から固定資産購入積立資産の支出額を除くべきである。

## 19. 福祉局 生活支援室 障害福祉課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市障害者就労・生活支援事業業務委託
契約先名（所在地）	社会福祉法人明桜会（兵庫県明石市）
契約内容	対象者及びその家族に対する就業等に関する相談等、明石市障害者就労・生活支援事業実施要綱(以下要綱)第4条に規定する事業
現契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
同一相手先への委託開始時期	平成21年10月1日
予定価格（税込）	24,000,000円
契約額（税込）	24,000,000円
執行済額	21,200,000円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25条第1項第7号⑥に基づき、契約保証金は免除 ⑥国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体と契約をするとき
当初の契約方法及び根拠法令	プロポーザル方式により受託予定者を決定後、単年度の一者随意契約を行っており、平成30年度で9年目である (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
履行の実績確認方法	契約書第7条、要綱第8条及び9条に従い、四半期ごとの実績報告及び年度報告を受け、履行を確認している

再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	社会福祉法人等が運営する事業所の障害者就労支援に関するノウハウ等を当該業務に活用し、効果的に運営すべく、要綱を策定し、要綱に基づき業務委託している
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

「該当なし」

## ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	障害者の就労に関するノウハウ等を有する必要があるため、単に金額のみでは適切な業者を選定することが困難であるため、プロポーザル方式を選択。書類審査、事業者からのプレゼンテーション及び審査委員との質疑応答をとおして、各審査委員が採点。総合得点が最も高い事業者と随意契約を結んだ。
応札者数	2者
予定価格の積算方法	予定価格の積算については、他都市の状況を参考にしながら設定した
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	指名した2事業者に委託料上限額として予定価格を通知した

前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

⑤ 効果測定について

事業の目的	就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、地域における雇用、福祉、保健、教育等の関係機関との連携を図り、身近な地域において、必要な指導、助言その他の支援を行う事により、障害者の就業生活における自立を図る事を目的としている
期待する効果	障害者やその家族からの就労等に関する相談に応じ、適切な支援を行う。また障害者を雇用しようとする事業主に対する助言等を行うことにより、障害者の雇用促進及び障害者やその家族の生活の安定化を図る
効果指標	相談件数等
効果指標の過去5年の推移	下表「あくど 相談件数等 比較一覧」のとおり
効果指標の前事業者(または直営)との比較	プロポーザル方式により事業所を選定し、当初から一者随意契約により契約しているため比較資料無

あくど 相談件数等 比較一覧(参考資料 実績報告書抜粋)

(単位:人、件)

【登録者数】	H26	H27	H28	H29	H30
身体	9	10	11	8	9
知的	147	166	180	181	195
精神	30	44	55	49	56
その他	20	19	27	20	23
計	206	239	273	258	283

【新規登録者数】	H26	H27	H28	H29	H30
身体	4	1	1	1	1
知的	19	22	20	18	15
精神	8	14	12	8	7
その他	3	2	1	0	2
計	34	39	34	27	25

【相談件数】	H26	H27	H28	H29	H30
身体	115	88	76	114	93
知的	1,568	1,392	1,782	1,561	1,423
精神	420	682	853	1,006	925
その他	140	177	204	238	220
計	2,243	2,339	2,915	2,919	2,661

相談件数の内

【職場定着支援件数】	H26	H27	H28	H29	H30
身体	7	11	16	12	6
知的	244	277	297	324	327
精神	55	103	126	130	119
その他	2	15	7	6	15
計	308	406	446	472	467

【自立生活支援件数】	H26	H27	H28	H29	H30
身体	0	0	5	1	0
知的	37	48	44	60	18
精神	0	11	4	6	10
その他	0	0	0	0	3
計	37	59	53	67	31

【職業斡旋等数】	H26	H27	H28	H29	H30
身体	6	1	2	15	5
知的	35	39	12	10	25
精神	18	22	23	20	19
その他	8	13	2	7	8
計	67	75	39	52	57

【就職件数】	H26	H27	H28	H29	H30
身体	1	2	0	0	0
知的	5	14	17	16	14
精神	8	9	9	7	6
その他	0	0	1	3	0
計	14	25	27	26	20

【事業主への雇用相談件数】	H26	H27	H28	H29	H30
件数	382	413	458	493	576

(2) 監査の結果及び意見

- ① 当初プロポーザル方式により委託先を選定したのち、現在まで同一先と長期間に渡り随意契約をしている。市内に同業務の実績を有する事業者が複数あることから、2号随意契約理由にあたらないため、契約方法の見直しを検討されたい【意見】

本事業は、事業開始当初プロポーザル方式により委託先を選定したのち、現在まで同一先と随意契約を行っており、今年で10年目になる。

随意契約の理由は「障害者の就労支援に関するノウハウはもとより、ハローワークや障害者職業センター、市内の事業所、特別支援学校等の地域の関係機関との連携が不可欠であり、且つ障害者や障害者を雇用する事業所等への継続した支援を実施する必要がある。そのため障害者総合支援法に規定される就労移行支援事業等の実績がなければ業務遂行が困難である。事業者選定にあたり、プロポーザル方式を選んだ理由については、上記のような適切な事業の実施が見込める事業者を選定する必要があったためである。」とされている。しかしプロポーザル方式を行うにあたり、市から障害者就労に関するノウハウ等を持つ事業者2者を対象として指名しており、また現在でも障害者への就労・生活支援業務の実績を持つ事業者は市内に7~8者存在しているとのことである。

したがって、特段同一のものと随意契約を継続する理由とはなっていない。

- ② 効果指標として就職後の定着者数・定着率を用いるべきである【意見】

現在、本業務に係る効果指標としては就労支援に係る相談件数及び就職件数を設定している。しかし、本業務の目的は、障害者の就業生活における自立を図る事であり、あくまで相談の受付や就労の開始は、自立の過程に位置づけられるものである。

本業務の目的に照らして業務の達成度合いをより正確に検証するためにも、業務の効果指標として、就労後の定着者数、定着率を設定すべきである。

## 20. 福祉局 生活支援室 発達支援課

(1) 委託契約の内容等

- ① 委託契約の概要

契約名	明石市立ゆりかご園給食調理業務委託契約
契約先名 (所在地)	ウオクニ株式会社 (兵庫県神戸市)
契約内容	ゆりかご園園児などの給食調理業務

現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 21 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	8,046,000 円
契約額（税込）	7,792,200 円
執行済額	7,792,200 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号に基づき、契約保証金は免除 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証 保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	給食調理業務の委託開始当時は、ゆりかご園と隣接の木の根学園 は同一の組織（課）であった。平成 20 年度に先行して木の根学園 の給食調理業務についてプロポーザル方式により決定した業者 と一者随意契約をした 平成 21 年度からゆりかご園の給食調理について委託業務を拡大 するにあたり、安全かつ効率的な運営のため一体的な業務委託が 不可欠なことから、木の根学園において良好な実施をしてきた業 者と一者随意契約をした (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	契約約款第 10 条及び仕様書に従い、1 日の業務終了後に「業務完 了報告書」、毎月の業務完了後に「委託完了届」の提出を受け、 履行の確認をしている
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	契約約款第 4 条により、再委託を行うには、委託者の書面による 承諾が必要であるとしている
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	市の財政健全化施策として小学校や保育所などの給食調理業務 の民間委託が進められる中、ゆりかご園においても平成 21 年度 に直営から委託へ移行することとなった
同種の業務につき、委託 と直営の併存の有無	無

併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	平成 24 年度に木の根学園が指定管理に移行し、市として、ゆりかご園単独で委託することとなったが、給食数が少数であることから隣接の木の根学園と一括で運営する方が管理面・経済面において効率的であることから、同じ業者との一者随意契約をしている
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	業者から徴取した見積を参考のうえ決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／ウオクニ株式会社
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約／ウオクニ株式会社

### ④ 入札等の概要

「該当なし」

### ⑤ 効果測定について

事業の目的	ゆりかご園園児の療育の一環として、刻み食・極刻み食・粥食等個々の園児にきめ細かな対応をした給食を提供する
期待する効果	園児の摂食機能の向上 保護者の家庭での食事の参考となること



効果指標	園児・保護者の満足度を図る指標として、保護者アンケートのうち「子どもは通所を楽しみにしているか」・「事業所の支援に満足しているか」に「はい」と回答のあった割合 なお、給食のみについての質問はしていない
効果指標の過去 5 年の推移	園児の満足度 ㉑69% ㉓84% 保護者の満足度 ㉑88% ㉓96% 保護者アンケートは平成 29 年度より実施
効果指標の前事業者 (または直営) との比較	—

## ⑥ 事業の概要

本業務は、市の財政健全化施策として肢体不自由児（対象年齢 0～5 歳）の療育を行うゆりかご園（通所施設）における給食調理業務を委託するものである。ゆりかご園の隣には成人の知的障がい者を対象とした通所施設である木の根学園があり、こちらの給食調理業務が先行して委託され、平成 24 年度に指定管理へと移行した後も、指定管理者からの委託によりウオクニ株式会社が業務を行っている。ゆりかご園については指定管理とはなっていないが、効率性や木の根学園での実績を考慮し、ウオクニ株式会社と一者随意契約を行っているものである。ゆりかご園は市からの委託、木の根学園は指定管理者からの委託となっている。

ゆりかご園では、児童、保護者、療育者に給食を実施している。ゆりかご園と木の根学園の給食数は次のとおり。

平成 30 年度 1 日当たり平均給食数

ゆりかご園 園児 5.9 食 保護者 3.5 食 職員 14.5 食

木の根学園 利用者 98.8 食 職員 27.3 食

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 委託範囲が不適切である【意見】

現在、ゆりかご園と木の根学園の給食調理業務については、ともにウオクニ株式会社（以下「ウオクニ」とする。）が業務を実施している。ウオクニとは一者随意契約を行っているが、その理由は、「ゆりかご園単独では給食数が少数であることから、隣接の木の根学園と一括で運営する方が管理面・経済面において効率的」とのことである。

ところが、委託範囲はあくまで調理業務に限られており、材料の発注については別途契約で行われ、費用負担は市が行うこととなっている。また、メ

ニューの策定等についても、それぞれの施設について、個別に行われている。このため、ゆりかご園と木の根学園の給食関係業務全般については同一の業者が行っているにもかかわらず、委託範囲が調理業務に限られることから、一部に作業の非効率が生じているものと考えられる。

以上より市においては、ゆりかご園と木の根学園の委託先が同一の業者であることをより活かし、現在の委託範囲を見直して材料発注やメニュー策定も含め共通的な業務の実施を図ることにより、ゆりかご園と木の根学園の運営に係る委託額の更なる縮減を図ることが望まれる。

## 21. 福祉局 高齢者総合支援室

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業委託契約（市営魚住北住宅・市営東二見住宅）
契約先名（所在地）	社会福祉法人明石恵泉福祉会（兵庫県明石市）
契約内容	市営魚住北住宅及び市営東二見住宅の高齢者世話付住宅に、おおむね 60 戸当たり 1 名の生活援助員を派遣し、住宅内集会所等に設置する相談室を拠点として、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、関係機関等との連絡・調整、緊急時の対応、近隣住民等地域社会との関わりや交流を持つための各種生きがい交流事業の企画立案と実施の調整、その他日常生活上必要な援助を実施する
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 9 年 9 月 1 日
予定価格（税込）	7,275,000 円
契約額（税込）	7,275,000 円
執行済額	7,275,000 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約金額の 10 分の 1 以上 無 契約規則第 25 条第 1 項第 7 号により免除
当初の契約方法及び根拠法令	一者随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
履行の実績確認方法	毎月の月報の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	契約書別添の「個人情報取扱特記事項」第 11 条において、承諾のない再委託が禁止されており、相手先から申告がないため、再委託は無い

再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	当住宅には高齢者が多数居住しており、個別対応を必要とする居住者に日頃から適切な対処をし、緊急事態が発生した場合には 24 時間 365 日体制で正確かつ迅速に対処する必要があるため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	地域での生きがい交流事業において、地域住民との連携やコミュニティ形成の観点から、継続的な支援が求められることや、24 時間 365 日体制で、緊急事態発生時に高齢者対応及び高齢者の生活支援ができる体制が整っている法人であること
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考のうえ決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／社会福祉法人明石恵泉福祉会
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約／社会福祉法人明石恵泉福祉会

④ 入札等の概要  
「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	当住宅居住高齢者の安全かつ快適で自立した生活の維持
期待する効果	可能な限り高齢者が孤独死等に至ることのない、地域での自立した生活の維持
効果指標	緊急通報（誤報を除く）や相談等対応件数等
効果指標の過去5年の推移	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚住北市住 下表のとおり</li> <li>・東二見市住 下表のとおり</li> </ul>
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

・ 魚住北市住

<市営魚住北市住>		H26		H27		H28		H29		H30	
		回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
安否確認	電話	278		322		321		316		225	
	訪問	7077		11031		10345		11463		6546	
	計	7355		11353		10666		11779		6771	
緊急時の対応	受信件数	15		29		17		18		27	
	内訳1 コールボタン			2		2				4	
	水量センサー	7		7		8		11		3	
	ガス漏れ			1							
	その他	8		19		7		7		20	
	内訳2 緊急通報			2						2	
	相談					2					
	誤報	15		27		15		18		25	
	異常表示										
	その他										
	対応			2						3	
	本人確認	10		9		7		12		11	
	住民の応援	4		7		3		4			
その他	1		14		9		7		18		
生きがい交流事業	趣味の活動	17	85	32	93	23	37	11	19		
	バザー			2	9	2	12	3	13		
	健康講座										
	日常動作訓練										
	リハビリ教室	6	21								
その他	4	15	2	4	1	5	9	33			
計	27	121	36	106	26	54	23	65			
相談事業	介護に関する相談		2								2
	医療に関する相談		1				1		1		
	健康に関する相談				4		1				
	ホームヘルプ・ショート・デイサービスの利用相談		2								
	福祉用具・機器の利用相談										
その他の相談		40		32		21		26		29	
計		45		36		23		27		31	
在宅福祉サービス利用手続きの援助		0		0		0		0		0	
緊急時の家事援助等のサービスの提供		150		158		96		57		59	
		世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人
前年度末入居世帯数		31	31	34	34	34	34	31	31	33	33
当年度末入居世帯数		34	34	32	32	31	31	33	33	33	33
相談室開所日		244日		243日		243日		244日		244日	

・ 東二見市住

<市営東二見市住>		H26		H27		H28		H29		H30	
		回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
安否確認	電話	10		6		0		0		0	
	訪問	7640		13643		15334		15495		7190	
	計	7650		13649		15334		15495		7190	
緊急時の対応	受信件数	22		40		37		34		19	
	内訳1	1		5		5		3		1	
	コールボタン										
	水量センサー	14		14		21		18		7	
	ガス漏れ	1		1							
	電話通報			2							
	その他	6		18		11		13		11	
	内訳2			2		4		2			
	緊急通報										
	相談							1			2
	通報	22		35		30		31		15	
	異常表示										2
	その他			3		1					
	対応			2		2		2			
	緊急出動要請										
本人確認	13		25		18		10		7		
住民の応援	3		5		7		8		8		
その他	10		23		28		30		16		
生きがい交流事業	趣味の活動	20	56	11	25	1	1				
	バザー	2	11	1	5	1	5	1	5		
	健康講座										
	日常動作訓練										
	その他										
計	36	325	36	292	36	266	36	237	※(24)	※(154)	
相談事業	介護に関する相談	58	392	48	322	38	266	37	242	※(24)	※(154)
	医療に関する相談		1		1		2				4
	健康に関する相談		1								
	ホームヘルプ・ショート・デイサービスの利用相談				1		1				
	入浴・給食サービスの利用相談		1		1				1		
	機能回復訓練サービス・デイケアの利用相談				2						
	福祉用具・機器の利用相談										1
	保健福祉施設の入所・利用相談										
	その他の相談		27		36		20		24		26
	計		30		41		23		25		31
在宅福祉サービス利用手続きの援助		12		6		4		3		7	
緊急時の家事援助等のサービスの提供		54		42		31		25		15	
		世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人
前年度末入居世帯数		27	27	29	29	33	33	33	33	32	32
当年度末入居世帯数		29	29	33	33	33	33	32	32	31	31
相談室開所日		244日		243日		243日		244日		244日	

※ふれあい会食参加実績

(2) 監査の結果及び意見

① 当初の見積りが正確性に欠ける【意見】

本契約に係る見積書について、当初の見積りでは委託料 7,275,000 円のうち、役務費（電話代、携帯代金、郵便料金、振込料）が 580,000 円となっているが、決算書においては役務費（電話料金、郵便料金、振込料）が 162,233 円と約 72 パーセント減少するとともに、当初の見積りでは計上されていなかった租税公課（消費税）が 320,008 円計上されている。

役務費に上がっている項目は大幅な増減が生じにくいものであり、当初の見積額が正確性に欠けていたものといえる。

よって、市としては、当初より正確な見積書の入手に努めるとともに、決算書を通じてその妥当性を検証することが望ましい。

## 22. こども局 こども育成室 放課後児童クラブ担当

### (1) 委託契約の内容等（明石市放課後児童健全育成事業委託）

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市放課後児童健全育成事業委託
契約先名（所在地）	明石放課後児童クラブ運営委員会（兵庫県明石市）
契約内容	花園校区を除く市内 27 校区放課後児童クラブの運営に係る業務
現契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
同一相手先への委託 開始時期	平成 15 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	532,800,000 円
契約額（税込）	532,800,000 円
執行済額	528,824,739 円
契約保証金の有無及 び契約保証金を免除 した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 7 号⑤に基づき、契約保証金は免除 ⑤国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体と契約 をするとき
当初の契約方法及び 根拠法令	一者随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	契約書第 11 条及び仕様書に従い、実績報告を受けるほか、月 1 回 の運営委員会にて、履行を確認している
再委託先の有無、 ある場合は件数	無（契約書第 4 条により禁止）
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

#### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	人件費等のコスト削減が期待できるとともに、予算の執行や指導 員の雇用における迅速で柔軟な対応が可能であるため
同種の業務につき、委託 と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託 と直営の割合に関す る方針及び割合	—
併存の理由	

委託契約の分割の有無	有
委託契約の分割数	2
委託契約を分割している場合の分割の方針	地域・保護者等からの強い要望があり、運営主体に安定的な運営体制が見込まれる場合に分割を行う

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」は、随意契約によることができる。</p> <p>本業務は市内 27 児童クラブの運営及び指導員の雇用、施設の維持管理を委託するものであり、児童クラブに関する相当の経験と知識、かつ円滑な運営体制を有する必要があることから、競争入札には適さない。よって上記規定により随意契約とする。</p> <p>さらに、明石放課後児童クラブ運営委員会は、平成 15 年度の公立化にあたって、地域の積極的な理解と協力を得ることにより、公正な運営を確保するため、入所児童の保護者の代表者に加え、学識経験者や学校園・保育所関係者、PTA、子ども会、民生児童委員会など 10 名の委員で構成される運営委員会を組織したものであり、これまでの過去 15 年間において、事業の円滑な運営が図られてきた。他に同等の知識と経験を有する相手方がないことから、当運営委員会を契約相手方に選定するものである。</p>
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から提出させた見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／明石放課後児童クラブ運営委員会
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約／明石放課後児童クラブ運営委員会

④ 入札等の概要  
「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る
期待する効果	入所を希望する児童を全員受け入れて育成支援を行い、放課後児童クラブの安定的な運営を行う
効果指標	入所児童数
効果指標の過去 5 年の推移	H26 年:2,204 人 H27 年:2,417 人 H28 年:2,543 人 H29 年:2,753 人 H30 年:2,928 人
効果指標の前事業者 (または直営) との比較	—

(1) 委託契約の内容等 (明石市放課後児童健全育成事業委託 (花園校区分))

① 委託契約の概要

契約名	明石市放課後児童健全育成事業委託 (花園校区分)
契約先名 (所在地)	花園学童運営委員会 (花園小学校内) (兵庫県明石市)
契約内容	花園校区に開設する放課後児童クラブの運営に係る業務
現契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
同一相手先への委託 開始時期	平成 16 年 4 月 1 日
予定価格 (税込)	18,500,000 円
契約額 (税込)	18,500,000 円
執行済額	18,500,000 円
契約保証金の有無及 び契約保証金を免除 した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 7 号㊸に基づき、契約保証金は免除 ㊸国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体と契約 をするとき
当初の契約方法及び 根拠法令	一者随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	契約書第 11 条及び仕様書に従い、実績報告を受けるほか、年 1 回 の総会にて、履行を確認している
再委託先の有無、 ある場合は件数	無 (契約書第 4 条により禁止)
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—



再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	人件費等のコスト削減が期待できるとともに、予算の執行や指導員の雇用における迅速で柔軟な対応が可能であるため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	有
委託契約の分割数	2
委託契約を分割している場合の分割の方針	地域・保護者等からの強い要望があり、運営主体に安定的な運営体制が見込まれる場合に分割を行う

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」は、随意契約によることができる。本業務は花園放課後児童クラブの運営及び指導員の雇用、施設の維持管理を委託するものであり、児童クラブに関する相当の経験と知識、かつ円滑な運営体制を有する必要があることから、競争入札には適さない。よって上記規定により随意契約とする。</p> <p>さらに、花園学童運営委員会については、地域の子どもは地域が育てる趣旨のもと、校区連合自治会、スポーツクラブ 21、高年クラブなどの委員が構成に加わり、地域が主体になった運営委員会を組織し、円滑な運営が図られてきたことから、当運営委員会を契約相手方に選定するものである。</p>
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から提出させた見積書を参考の上、決定

相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／花園学童運営委員会
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約／花園学童運営委員会

④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る
期待する効果	入所を希望する児童を全員受け入れて育成支援を行い、放課後児童クラブの安定的な運営を行う
効果指標	入所児童数
効果指標の過去5年の推移	H26年:81人 H27年:89人 H28年:98人 H29年:109人 H30年:111人
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

⑥ 事業の概要

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的に市が開設している。開設時間は、授業終了後（土曜日・代休日・長期休業日は午前8時30分。希望者は午前8時）から午後5時までで、保護者負担金は月額8,000円（8月のみ12,000円）。（市民税非課税世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯など世帯区分ごとの料金も設定している。）

(2) 監査の結果及び意見

① 花園校区とそれ以外の校区で別運営となっている放課後児童クラブにつき、両者の長所を活かすべく一体運営を検討すべき【意見】

公設・民営としている放課後児童クラブにつき、花園校区とそれ以外の校区で委託先が異なる（花園：花園学童運営委員会、その他 27 校区：明石放課後児童クラブ運営委員会）。

このように契約が分かれている経緯として、放課後児童クラブ公立化の際に花園校区について明石放課後児童クラブ運営委員会での運営ではなく独自運営を求めたためであり、現在もこの体制が続いているものである。

この点、放課後児童クラブは公立の事業であり、保護者負担金も同一体系であることから、同一水準のサービス提供が求められるが、委託先が異なることから事業内容が両者で異なる部分があり、また、委託額算定の基礎となる積算内容も両者で差異がある。

さらに、明石放課後児童クラブ運営委員会では、市から月 1 回運営委員会に参加する、公認会計士による外部監査を受けるといった業務遂行の適切性を高める方策を実施しているが、花園学童運営委員会ではこれらを実施していない。このように、委員会に対する管理実施体制や効果測定といった観点からも、両者の運営が異なっている。

両者とも同様の目的で、市の公金を委託料として投入するのであれば、委託料につき同条件で積算される必要があり、運営内容の把握や支出結果についても同様にチェックする必要がある。そのうえで、現在のように二者を分ける必然性に乏しいのであれば、一つにすることも選択肢の一つである。

また、花園学童運営委員会について、保護者等からのクレームも比較的少なく、事業内容には一定の評価を得られているとのことであるため、これを明石放課後児童クラブ運営委員会にも反映させることも考えられる。

市全体の放課後児童クラブのサービスの質向上や管理体制強化という観点から、一体運営や両運営主体の活発な情報交換の実施を検討されたい。

② 比較的規模の大きい本業務の委託先を法人格のない委員会とすることは組織の安定性等の観点から懸念があるといえるため、委託先の組織形態につき検討すべき【意見】

本業務の委託先である明石放課後児童クラブ運営委員会及び花園学童運営委員会は合計で指導員 300 名弱を抱え、6 億円近くの事業規模を有する組織である。

しかしながら、どちらも法人格のない団体であり、契約上の関係や活動の持続性を保つ等の観点からは、今後の事業拡大方針に鑑みても組織としての

安定性に乏しいと考えられる。

事業規模が大きくなればなるほど、取り扱う事務も増え、また、資金管理等に係る内部統制上の課題も生じることから、あるべき委託先の組織形態の検討を実施することが望まれる。

## 23. こども局 明石こどもセンター 総務課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市児童相談所情報処理システム導入業務委託
契約先名（所在地）	株式会社システムリサーチ神戸支店
契約内容	パッケージシステムを利用したシステム開発および導入
現契約期間	平成30年6月12日～平成31年3月31日
同一相手先への委託 開始時期	—
予定価格（税込）	38,340,000円
契約額（税込）	38,340,000円（落札率100%）
執行済額	40,500,000円（2,160,000円の増額変更あり）
契約保証金の有無及 び契約保証金を免除 した場合その根拠	免除（履行保証保険契約／契約規則第25条第1項第1号）
当初の契約方法及び 根拠法令	プロポーザル方式により受託予定者を決定後、システム開発およびシステム保守（5年間）契約について、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
履行の実績確認方法	実演での動作確認に加え、仕様書4.4納品物に基づき、課題管理表および打合せ議事録の提出を受け、委託者および受託者双方にて履行を確認
再委託先の有無、 ある場合は件数	有
再委託の業務範囲	パッケージシステムの調整
再委託金額	以下(i)、(ii)の方法により必要事項を確認しているため、再委託金額は把握していない (i)プロポーザル方式の際、再委託部分について聴き取りをしておき、業務の主要部分には該当しない（既存パッケージシステムの調整）ことを確認した

	(ii) 暴排に関する誓約書の提出を受けている
再委託確認方法	「再委託に関する承諾願い」の提出を受け、確認
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	本業務にはシステム構築に関する専門的で高度な技術が必要であるため、実績のある民間業者への委託とした
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

「該当なし」

## ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	本案件は、児童相談所における相談業務に係る、支援記録・児童情報・施設情報等の管理を行うものであり、金額以外の操作性や情報管理上の安全性などについても十分考慮する必要がある このことから、金額のみで競争させるのではなく、機能面を含め総合的に評価し、業者を決定する必要があったため、プロポーザル方式を採用した
応札者数	2者
予定価格の積算方法	3者から参考見積を徴収し、その後、本市情報管理課等と協議の上、予定価格を設定した
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	予定価格は公告時に公表している
前回の契約方法及び契約先	—

前々回の契約方法及び契約先	—
---------------	---

⑤ 効果測定について

事業の目的	児童相談対応の迅速化、情報管理および各種業務の安定的かつ効率的な運用を図ること
期待する効果	同上
効果指標	勤務時間の削減
効果指標の過去 5 年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

① 児童相談所利用者に関する情報の取扱いについては、厳格な手続を構築することを検討されたい【意見】

明石市児童相談所情報処理システムには、個人情報登録されているため、当該情報は漏洩することがないように、慎重な取扱いが求められるところである。

当システムの利用に関しては、2 要素認証によるセキュリティ対策がなされているが、USB メモリの利用によりデータを持ち出すことが可能となっている。重要な情報の管理の徹底を図るため、データのシステムからの抽出の権限を特定の者とし、データ抽出の場合は権限者に依頼した上で特定の USB メモリに記録する、利用後の USB メモリは特定の者が消去する等のセキュリティ対策が必要と考えられる。

24. こども局 子育て支援室 子育て支援課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	こども総合支援推進事業業務委託
契約先名（所在地）	一般財団法人あかしこども財団（兵庫県明石市）
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの居場所創出事業（こども食堂への助成等）</li> <li>・ 地域活動支援事業（子育て支援活動団体への助成等）</li> <li>・ あかし子育て応援企業連携事業（子育て応援企業の認定等）</li> </ul>
現契約期間	平成 30 年 5 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

同一相手先への委託開始時期	平成 30 年 5 月 1 日
予定価格 (税込)	30,142,000 円
契約額 (税込)	30,142,000 円
執行済額	26,472,961 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 7 号㊦に基づき、契約保証金は免除 ㊦国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体と契約をするとき
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
履行の実績確認方法	仕様書に従い、月毎に事業の実施報告書、年 2 回、予算執行状況報告書、年 1 回、事業実績報告書及び収支決算書の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	有 2 件
再委託の業務範囲	(i)「あかし子ども・子育て応援メッセ」会場設営・運営補助業務 (ii)あかしこども財団ホームページ保守管理業務
再委託金額	(i)399,600 円 (ii)81,000 円
再委託確認方法	再委託申請書の提出を受け確認
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由 (直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	地域におけるこども支援活動を総合的に推進していくため、地域と行政の連携・要となり、こども支援に関わる人材の掘り起し・育成や地域でのこども支援活動への多面的なサポート体制の構築、こども支援者のネットワークづくりなどが求められるところであり、地域に近い民間的な立場から支援活動の振興を図る必要があるため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無

委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	本市の施策・方針を十分に理解した上で事業を推し進め、こども支援の拡充を図ることのできる唯一の実施団体であるため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

### ④ 入札等の概要

「該当なし」

### ⑤ 効果測定について

事業の目的	全ての子どもたちの居場所となるこども食堂を 28 小学校区で展開するなど地域と行政の中間組織として、あかしこども財団による多面的なこども支援活動を推進する
期待する効果	こども食堂設置件数の増加
効果指標	こども食堂設置件数
効果指標の過去 5 年の推移	平成 29 年度 市内 15 校区 22 か所 平成 30 年度 市内 28 校区 38 か所
効果指標の前事業者（または直営）との比較	市内 28 小学校区全てにこども食堂を開設することができた



(2) 監査の結果及び意見

① 随意契約の委託料は、工数等の内訳が明らかとなった見積書を入手し、これを適切な費用かを検証することにより決定する必要がある【意見】

こども総合支援推進事業業務委託は、こども食堂への助成、子育て支援団体への助成及び子育て応援企業の認定等からなる。市の100%出資により設立された一般財団法人あかしこども財団に随意契約により委託されている。

委託料の決定にあたり、受託者から見積書を入手しているが、委託事業別の支出科目ごとの金額を集計しただけであり、工数等の詳細な情報はわからないもの（下表参照）となっていた。また、財団より提示された見積書記載の財団職員に対する賃金手当の金額と法定福利費の割合が通常では想定できないものとなっているが、市がその原因を把握していなかった。

現状では、委託料が適正かどうかの検証ができない状況となっている。

【一般財団法人あかしこども財団からの見積書記載】

(単位：円、税抜)

科目	こどもの居場所づくり事業	地域活動支援事業	子育て応援企業連携事業	委託事業合計
賃金手当	5,462,963	—	—	5,462,963
法定福利費	4,064,815	—	—	4,064,815
福利厚生費	101,852	—	—	101,852
旅費交通費	18,519	18,519	18,519	55,557
謝金、委託費	46,296	46,296	509,260	601,852
一般管理費	1,185,182	606,478	191,662	1,983,322
合計	20,370,371	6,643,519	895,370	27,909,260

地方自治体の出資団体は、行政の補完的な役割として、柔軟かつ効果的な住民サービスの提供を行うことを目的として設立された団体であるが、多くの地方自治体において契約の透明性の確保及び出資団体の自立を図ることを目的として、出資団体との随意契約が見直され続けているところである。本業務は出資団体への随意契約である以上、委託金額の決定にも慎重な対応が求められる。

委託金額の決定にあたり、より詳細な情報が記載された見積書を入手し、これを過去の実績との比較等により異常がないかを確認し、委託料を決定する必要がある。

## 25. 都市局 住宅・建築室 住宅課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市営住宅維持管理・修繕等業務委託
契約先名（所在地）	日本管財株式会社神戸支店（兵庫県神戸市）
契約内容	明石市が保有する市営住宅及び市営住宅跡道路残地に係る、維持管理及び修繕等業務
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 30 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	119,089,440 円
契約額（税込）	119,089,440 円（落札率 100%）
執行済額	119,089,440 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号⑤に基づき、契約保証金は免除 ⑤契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	プロポーザル方式により受託予定者を決定後、5 年間の一者随意契約（契約は単年度ごとに締結する） （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	契約書第 15 条及び仕様書に従い、月 1 回の業務報告における業務内容ごとの月次報告書の提出を受けるとともに、修繕に係る週報の提出、随時報告により履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	有 22 件
再委託の業務範囲	市営住宅及び市営住宅跡道路残地における建物・設備の修繕及び点検保守、剪定・除草、残存物撤去処分
再委託金額	85,826,736 円
再委託確認方法	通年及び定期的実施する点検・保守業務については、年度当初に徴する業務実施計画書において確認している。 修繕その他業務については、月 1 回の業務報告、週報、随時報告により確認している。
個人情報取扱の有無	有

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	市営住宅の適正な住環境を維持するために必要な設備保守、修繕等について、ビルメンテナンス等に関する技術力と実績を有した専門事業者に一括して委託することで、更なる施設の安全性及び業務品質の向上、スケールメリットを活かした効率化を図るため直営とのコスト比較（決定時）			
	（単位：千円）			
		H29 予算額 （直営）	H28 実績額 （直営）	提案上限額
	修繕料	88,000	80,000	66,300
	委託料	44,800	40,000	37,100
	委託に係る人件費	0	0	7,000
	委託に係る事務管理費等	0	0	9,600
	職員人件費削減（1名分）	8,100	8,100	0
合計	140,900	128,100	120,000	
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無			
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—			
併存の理由	—			
委託契約の分割の有無	無			
委託契約の分割数	—			
委託契約を分割している場合の分割の方針	—			

③ 随意契約の概要

「該当なし」

④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	市営住宅の維持管理業務は、施設の安全性の確保や長寿命化によるライフサイクルコストの低減の観点から重要性が高い業務であること、また、市営住宅入居者への説明及び交渉などは高度なコミュニケーション能力が求められることから、事業者の実績、
-------------------------------------	---

	組織体制や技術力、マネジメント力、追加提案の内容などを総合的に評価し、業務品質の向上と業務の効率化を達成できる信頼性の高い事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式によることとした
応札者数	2者
予定価格の積算方法	事業者から徴収した見積書を参考の上、決定 入手件数：1件
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	公表 公告文に見積限度額として記載
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

⑤ 効果測定について

事業の目的	市営住宅の適正な住環境の維持												
期待する効果	施設の安全性及び業務品質の向上、業務の効率化 維持管理に係る事業費及び人員の削減												
効果指標	施設の維持管理に係る事業費及び正規職員数												
効果指標の過去5年の推移	当該委託については、平成30年度より実施のため、下記欄で直近の直営時との比較を行っている												
効果指標の前事業者（または直営）との比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29 決算（直営）</td> <td>126,644 千円</td> <td>5 名</td> </tr> <tr> <td>H30 決算（事業者）</td> <td>119,089 千円</td> <td>4 名</td> </tr> <tr> <td>前年度比</td> <td>△7,555 千円</td> <td>△1 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の削減に加え、24時間・365日入居者からの修繕受付が可能となったことによる安全性及び業務品質の向上、年間約600件の修繕受付が事業者において実施されることによる、業務の効率化が図られている</p>		事業費	人員数	H29 決算（直営）	126,644 千円	5 名	H30 決算（事業者）	119,089 千円	4 名	前年度比	△7,555 千円	△1 名
	事業費	人員数											
H29 決算（直営）	126,644 千円	5 名											
H30 決算（事業者）	119,089 千円	4 名											
前年度比	△7,555 千円	△1 名											

## ⑥ 事業の概要

本業務の内容は、

- (i) 市営住宅緊急修繕業務
- (ii) 市営住宅退去跡確認業務
- (iii) 空家修繕業務
- (iv) 市営住宅内敷地及び市営住宅跡道路残地の維持管理業務
- (v) 市営住宅内施設の計画的修繕業務
- (vi) 設備保守管理等業務
- (vii) その他業務

に大別される。このうち修繕業務（契約額のうち修繕料 57,309,120 円）に関しては、契約書第 3 条 3 項により、契約期間中の業務履行の結果執行残額が生じたときは、受託者は委託者に当該執行残額を返還するものとされ、不足が生じたときは、委託者は受託者に当該不足額を支払うこととされている。また、修繕業務の実施については、多くの場合において、委託先から下請けに再委託が行われている。

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 長期的に適正な検収を実施できるようにすべき【意見】

本委託業務のうち、修繕業務に対応する金額部分については予算に対する実績の過不足で精算が行われるため、適正な検収と履行確認が重要である。

修繕業務の内容としては、数千円～数万円程度の単発的な不具合等に係る修繕業務が多くを占めているため、現在の市の検収体制としては、基本的に現場立会を行わず、主として委託先からの都度及び月次の修繕報告を受けて、書面で異常な請求や架空請求がないかどうかのチェックを行っているというものである。本業務は平成 29 年度までは直営で実施していたため、市の側で修繕報告の妥当性について異常値の有無等をチェックできる状態であるが、今後は人事異動や退職等により検収ノウハウが喪失することが懸念される。

このような状況のため、市においては、将来的に持続可能な形で適正な検収を行うことのできる体制を整備することが望まれる。具体的には、委託者に対し対象の市営住宅ごとに修繕費の発生額を報告させ経年変化を把握することで異常値把握に役立てる、每期発生する基本的な修繕については標準的な金額を定めておく、などの方策により担当者の変更があってもチェック可能な体制を維持することが考えられる。

## ② 再委託の承諾申請書を入手していない【結果】

契約書第 8 条 2 項において、「受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ本市の承諾を得なければならない」として、委託者の承諾のない再委託を禁止しているため、受託者が再委託を行う場合には再委託の申請に基づき、委託者が承認を行うことが必要である。

しかし、市は再委託の承諾申請書を入手していない。

よって、市において今後は、各規則・契約に定められた期間までに、所定に手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。

## ③ 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない【結果】

「明石市暴力団排除条例」第 6 条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第 5 条第 2 項において、契約金額 200 万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。

しかし市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。

よって、市において今後は、各規則・契約に定められた期間までに、所定に手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。

## 26. 都市局 道路安全室 道路整備課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	市道魚住 10・14 号線道路改良事業に伴う山陽本線大久保・魚住間地西踏切暫定拡幅工事委託
契約先名（所在地）	西日本旅客鉄道株式会社（大阪府大阪市）
契約内容	市道魚住 10・14 号線道路改良事業に伴う山陽本線大久保・魚住間地西踏切暫定拡幅工事委託
現契約期間	平成 30 年 5 月 18 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 30 年 5 月 18 日
予定価格（税込）	125, 104, 000 円
契約額（税込）	89, 106, 467 円
執行済額	89, 106, 467 円

契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 7 号に基づき、契約保証金は免除
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	年度協定書第 5 条に従い、精算時に請負契約ならびに工事の出来高及びしゅん功に関する資料の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	有 (3 社)
再委託の業務範囲	監理業務・積算業務・石積撤去工事・軌道工事・信号工事・電灯工事
再委託金額	81,006,659 円
再委託確認方法	契約書第 7 条に従い、契約・支出証明関係提出資料の提出を受け、確認している
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由(直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	当該工事は、鉄道事業者が管理する軌道内の踏切道拡幅工事であり、鉄道の保安上の観点から鉄道事業者以外の者が工事をできないため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	—
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	鉄道事業者から徴収した見積書を参考の上、決定

相見積の有無（有の場合は見積件数）	なし
相見積を取っているが、一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	歩行者の安全確保
期待する効果	踏切道横断中の事故減少
効果指標	踏切道内の事故件数
効果指標の過去 5 年の推移	効果検証未済
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 鉄道事業者への工事委託について、現状は契約金額が適切かどうか検証できない状況になっている。公共事業透明性の確保のため、鉄道事業者に見積内訳や積算根拠の提示を求め、工事委託金額が適切であるか検証されたい【意見】

協定により鉄道事業者に対し、踏切拡幅工事委託を随意契約により行っている。

工事金額の算定に当たっては、鉄道事業者の積算に基づくことになるが、当該積算額を示す「工事費概算額調書」には、詳細な工事工数等の内訳は明示されておらず、電気設備新設工一式、踏切道新設工一式や管理費一式といった単位で記載されているのみである。現状では、工事金額が適切であるのかが検証できない状況にある。

公共事業の透明性確保のため平成 20 年 12 月 25 日付けで、国土交通省と鉄



道事業者で「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）がなされており、この申し合わせを基礎として公共事業主体と鉄道事業者は透明性の確保に努め、鉄道事業者は工事関係書類を公共事業実施主体に提示するよう要請されている。申し合わせに記された工事関係書類の例示には見積内訳や積算資料等は含まれていないが、契約の透明性を図るという申し合わせが発出された趣旨に鑑みれば、見積り内訳の開示若しくは設計・積算資料の閲覧を鉄道事業者に求め、工事の委託金額が異常なものになっていないか確認するべきである。

踏切拡幅工事は、渋滞緩和や歩行者・自転車の安全確保のための公共事業である以上、見積内訳や積算根拠の提示を鉄道事業者に求められたい。

- ② 鉄道事業者及びその業務の請負業者から暴力団排除条例遵守に関する誓約書が入手されていない。契約の透明性を確保するために設けたルールである以上、一般事業者及び鉄道事業者を問わず、誓約書を入手する必要がある【結果】

市では、契約の透明性を確保する観点から、契約の相手方より、明石市暴力団排除条例を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力する旨の誓約書を入手することになっているが、鉄道事業者及びその業務の請負業者から誓約書を入手していない。

鉄道事業者であっても、民間事業者と異なることはないはずであるため、当該誓約書を入手するルールが整備された趣旨を鑑み、鉄道事業者及びその業務の請負業者から誓約書を入手する必要がある。

## 27. 都市局 道路安全室 道路整備課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	山陽本線明石・西明石間西明石陸橋橋梁点検業務委託
契約先名（所在地）	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部（大阪府大阪市）
契約内容	道路法に伴う橋梁定期点検業務
現契約期間	平成30年5月8日～平成31年3月31日
同一相手先への委託開始時期	—
予定価格（税込）	66,028,000円
契約額（税込）	66,028,000円
執行済額	52,734,004円

契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 7 号に基づき、契約保証金は免除
当初の契約方法及び根拠法令	一者随意契約 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
履行の実績確認方法	協定書第 7 条に従い、点検報告書の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	有 2 件
再委託の業務範囲	工事管理業務、保安停電監督業務、橋梁点検
再委託金額	45,018,500 円
再委託確認方法	契約書第 7 条に従い、契約・支出証明関係提出資料の提出を受け、確認している
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	橋梁定期点検業務は、道路法で 5 年に 1 度の定期点検を義務付けられているが、業務実施における経済性や効率性を追求するため委託している
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	点検を実施するには鉄道を安全に運行させながら作業することが不可欠であり、それが可能なのは西日本旅客鉄道株式会社のみであるため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	西日本旅客鉄道株式会社による積算

相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが、一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

事業の目的	定期点検を実施することで橋梁の状況を把握する
期待する効果	今後の維持管理に役立てる
効果指標	無
効果指標の過去 5 年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 鉄道事業者への跨線橋点検業務委託について、現状は契約金額が適切かどうか検証できない状況になっている。公共事業透明性の確保のため、鉄道事業者に見積内訳や積算根拠の提示を求め、委託金額が適切であるか検証されたい【意見】

協定により鉄道事業者に対し、線路を跨ぐ陸橋の点検を随意契約により委託している

委託金額の算定に当たっては、鉄道事業者の積算に基づくことになるが、当該積算額を示す「点検費概算額調書」には、詳細な点検工数等の内訳は明示されておらず、橋梁点検費一橋や管理費一式といった単位で記載されているのみである。現状では、委託金額が適切であるのかが検証できない状況にある。

公共事業の透明性確保のため平成 20 年 12 月 25 日付けで、国土交通省と鉄道事業者で「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）がなされており、この申し合わせを基礎として公共事業主体と鉄道事業者は透明性の確保に努め、鉄道事業者は工事関係書類を公共事業実施主体に提示するよう要請されている。この点、本委託業務は、公共工事ではなく橋梁の点検業務であるが、公共工事と同様に公金を原資として委託する業務である以上、工事と点検委託で取扱いを異にすべきではない。また、申し合わせに記された工事関係書類の例示には見積内訳や積算資料等は含まれていないが、契約の透明性を図るという申し合わせが発出された趣旨に鑑みれば、見積り内訳の開示若しくは設計・積算資料の閲覧を鉄道事業者に求め、他の橋梁点検に比して、異常な金額になっていないか確認するべきである。

橋梁の点検は、公共事業としての性質を持つものである以上、他の委託業務と同様に、見積内訳や積算根拠の提示を鉄道事業者に求められたい。

- ② 鉄道事業者及びその業務の請負業者から暴力団排除条例遵守に関する誓約書が入手されていない。契約の透明性を確保するために設けたルールである以上、一般事業者及び鉄道事業者を問わず、誓約書を入手する必要がある【結果】

市では、契約の透明性を確保する観点から、契約の相手方より、明石市暴力団排除条例を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力する旨の誓約書を入手することになっているが、鉄道事業者及びその業務の請負業者から誓約書を入手していない。

鉄道事業者であっても、民間事業者と異なることはないはずであるため、当該誓約書を入手するルールが整備された趣旨を鑑み、鉄道事業者及びその業務の請負業者から誓約書を入手する必要がある。

## 28. 都市局 道路安全室 道路整備課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石駅前広場等総合管理業務委託
契約先名（所在地）	大林ファシリティーズ株式会社大阪支店（大阪府大阪市）
契約内容	明石駅前広場等の道路施設について、点検、保守、清掃、監視、緊急時の対応など、総合維持管理業務
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

同一相手先への委託開始時期	平成 28 年 11 月 5 日
予定価格（税込）	29,092,435 円
契約額（税込）	27,045,640 円
執行済額	27,045,640 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号に基づき、契約保証金は免除
当初の契約方法及び根拠法令	見積書により受託予定者を決定後、1 年間一者随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
履行の実績確認方法	仕様書に従い、毎月の業務終了後、作業実施報告書の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	有 3 件
再委託の業務範囲	昇降機保守点検業務 照明設備保守点検、清掃、植栽管理業務 駅前広場等巡回警備業務
再委託金額	200 万円を超えるものはない
再委託確認方法	契約相手先に再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握している
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	当該業務は、駅や商業ビルなどへの来街者のうち多数が通行する、明石駅前広場等の道路施設において、日々の継続的なメンテナンスと応急時の柔軟で迅速な対応を行うことを目的としているため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	明石駅前は多くの人々が集散するため、駅前広場等の管理は、継続的なメンテナンスとともに、応急時には柔軟、迅速かつ総合的な対応が求められる そこで、隣接する再開発ビル「パピオスあかし」で施設管理を行う「大林ファシリティーズ株式会社大阪支店」と契約することにより、駅前広場周辺の一体的な管理が可能となり、上述の課題を図ることができる
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
予定価格の積算方法	事業者から、徴収した見積書を参考の上、決定
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約/大林ファシリティーズ株式会社大阪支店
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約/大林ファシリティーズ株式会社大阪支店

### ④ 入札等の概要

「該当なし」

### ⑤ 効果測定について

事業の目的	—
期待する効果	—
効果指標	—
効果指標の過去 5 年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

① 当該委託を随意契約とする場合、当業務は再委託が行われているため、随意契約によることとした理由と不整合にならないか、特に留意しなければならない【意見】

明石駅前広場等総合管理業務委託契約は、広場の施設の点検、保守及び清掃等の業務からなり、広場に隣接するパピオスあかしの施設管理を行っている者に合わせて委託することが合理的であるとして、随意契約を行っている。

ところで、2号随意契約の「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とは、特殊なあるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務等で、特定のものとして契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合を指すが、当該点検、保守及び清掃業務は他の多くの業者も行い得る業務である。

なお、同業務は再委託されているため、その範囲や金額を確認し、市が再委託先と直接契約することが合理的で「ない」理由も吟味すべきである。そのうえで、隣接するビルの管理者に駅前広場の点検保守、清掃業務を併せて委託することに必ず経済的合理性があるのであれば、ビル管理業務に併せて業者選定することも選択肢の一つである。いずれの場合でも、経済的合理性については確認する必要がある。

※《以下参考》

「公共調達適正化について（平成18年8月25日財計第2017号）」

契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

29. 都市局 都市整備室 海岸課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	砂浜等清掃業務委託（単価契約）
契約先名（所在地）	有限会社明石浚渫興業（兵庫県明石市）
契約内容	市内海岸に設置しているコンテナのごみや、海岸漂着ごみ等の収集・運搬・処分

現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託 開始時期	平成 28 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	538,781 円（各設計単価の合計金額・税抜）
契約額（税込）	538,000 円（各設計単価の合計金額・税抜） 落札率 99.8%
執行済額	27,034,719 円
契約保証金の有無及 び契約保証金を免除 した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 3 号㊸に基づき、契約保証金は免除 ㊸過去 2 年間に市と数回以上にわたって契約を締結し、これら をすべて誠実に履行した者と単価契約を締結する場合において、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
当初の契約方法及び 根拠法令	制限付一般競争入札（郵便方式） 地方自治法第 234 条
履行の実績確認方法	契約約款第 12 条及び仕様書に従い、毎月の業務完了後、報告 書の提出を受け履行を確認している また、毎週の海岸パトロールをはじめ、職員等が適時現場に出 向き、履行を確認している
再委託先の有無、 ある場合は件数	有 1 件
再委託の業務範囲	仕様書で再委託を禁止している本業務の主たる部分以外の業 務
再委託金額	3,961,224 円（税込）
再委託確認方法	契約相手先に再委託に関する承諾願いを文書で提出させ、再委 託を承諾している
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	当該業務は、良好な海岸の環境を保つために必要不可欠であり、 関係法令においても海岸漂着物等の円滑な処理に関して、市は海 岸管理者等に協力することが義務付けられていることから実施 している。また、業務実施における経済性や効率性の観点から直 営ではなく委託としている
同種の業務につき、委託 と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託 と直営の割合に関す る方針及び割合	—
併存の理由	



委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

「該当なし」

④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	制限付一般競争入札
応札者数	1者
予定価格の積算方法	兵庫県標準積算基準書による積算
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	公表
前回の契約方法及び契約先	制限付一般競争入札（郵便方式） 有限会社明石浚渫興業（明石市）
前々回の契約方法及び契約先	制限付一般競争入札（郵便方式） 有限会社明石浚渫興業（明石市）

⑤ 効果測定について

事業の目的	—
期待する効果	—
効果指標	指標なし
効果指標の過去5年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

① 委託する業務の範囲を見直すべき【意見】

本業務は契約方法を制限付一般競争入札とし、平成26年から5年間実施しているが、入札者は下表のとおり、入札者としては2者のみである。

過去5年間の入札者の推移

業者	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
A	○	●	○	○	○
B		○	●		

○：落札者

制限付ではあるものの、契約方法として一般競争入札を採用した理由は、入札者による競争を行わしめることにあり、この趣旨からすれば、ある程度の入札者がいることが望ましく、入札者が多いほど一般競争入札を実施することの効果を発揮する。

しかし、担当課の話では、当該入札の参加資格者として14者程度を想定していたのに対し、過去2年においては、入札者が1者であり、一般競争入札の効果乏しい状況である。

市は、まず原因分析を実施し、入札者が少数であることの原因を究明するとともに、原因分析の結果によっては、入札に係る事務コストを考慮の上、別の契約方法についても検討すべきである。

### 30. 教育委員会事務局 学校給食課

#### (1) 委託契約の内容等

##### ① 委託契約の概要

契約名	(仮称) 明石市立東部学校給食センター調理等業務委託
契約先名 (所在地)	株式会社東洋食品 (東京都台東区)
契約内容	学校給食の調理、配送及び配膳業務
現契約期間	平成29年7月19日～令和3年3月31日
同一相手先への委託開始時期	平成29年7月19日
予定価格 (税込)	221,999,999円 (参考見積限度額)
契約額 (税込)	199,918,800円 (H30年度)
執行済額	199,918,800円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第25条第1項第1号に基づき、契約保証金は免除 (契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき)
当初の契約方法及び根拠法令	・プロポーザル方式により受託予定者を決定 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

	・約3年間の長期継続契約（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
履行の実績確認方法	・業務完了報告書等の提出を受け、履行を確認 ・調理場内で調理工程を確認 ・検食の実施
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	学校給食の実施は義務教育諸学校の設置者の任務であり、確実に継続的な業務の履行が必要とされるとともに、経済性や効率性についても求められている。委託業者の持つ専門性や知見、コスト意識を活用することにより、安全で安定的な給食提供体制の一層の充実を図るため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

「該当なし」

#### ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	学校給食の調理は非常に高度な安全性や品質を継続的に確保することが求められるほか、学校給食は教育の一環として実施されるものであるため、食育への関与など調理員の質もより高いレベルが求められる。 価格競争のみではこれらの担保が十分に行えないため、総合的に評価して最適な契約相手方を選定できるプロポーザル方式を選択することにより、より高品質で安全な学校給食の提供に資するものである。
応札者数	1者
予定価格の積算方法	3者から見積りを入手し、3者の平均額で予定価格を算出
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	公告文に参考見積限度額として記載し、ホームページにて公表
前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

#### ⑤ 効果測定について

事業の目的	学校給食において、高い技術やコスト意識等を活用し、調理等業務の安全性及び効率性を確保することにより、日々の食数を確実に調理し、所定の時間までに配送及び配膳を行う
期待する効果	毎日、所定の食数を衛生的に調理し、所定の時間までに所定の場所へ確実に届ける
効果指標	—
効果指標の過去5年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

#### (2) 監査の結果及び意見

- ① 給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい【意見】

当業務は、中学校給食センターでの調理を委託するものである。食物アレルギーへの対応や衛生に精通した者を受託者として選定したいとして、受託

者の決定をプロポーザル方式により決定している。

プロポーザル方式は、受託者の高度な専門性や独創性を必要とする業務を発注する際に採用されるものであるが、仕様書によれば、市が原材料を調達し、また、調理方法や食材の保管方法等が詳細に定められていること、食物安全性への配慮は当然クリアすべき基準であることから、受託者の専門性や独創性が重要な部分を占めるとは考えにくい。

食物アレルギーや衛生への対応は、慎重にすべきことは理解できるが、コスト削減についても考慮する必要がある。当業務は、専門性や独創性が大いに必要とする業務ではないこと、また、プロポーザル方式によらず、競争性が図れる契約方法により受託者を決定している事例もあることから、業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい。

## ② 調理食数に対する実績管理を充実し、仕様書の見直しを行われたい【意見】

調理食数は、仕様書によると、西部学校給食センター（以下、「西部」という）では2,000食/回、東部学校給食センター（以下、「東部」という）では6,000食/回である。

これに対して実績は、業務完了報告書によると、西部では9月を例にとると、1,375～2,201食に対して従事者数が23人(2,159食)～32人(2,201食)と食数にかかわらず従業員数には10人もの差があり、中には1,376食に32人という日もある。3月には574食～2,145食であったが、従事者数は24人～29人であった。実績から見ると、仕様書に記載された2,000食程度は、23人でも対応ができるが、1,400食程度でも10人程多い人数で対応している日もあるということになる。

東部では10月を例にとると、2,918～5,851食に対し従業員数は51～58人であった。2,000食規模である西部と比べて、3,000食程度で倍以上の従業員で対応することもあるという実態である。実績から見ると調理食数と従事者数はあまり関係していない。

従事人数は契約額を大きく左右することから、実績管理を行い、適切な必要人数を見込むことにより、仕様書の見直しを図られたい。

### 31. 教育委員会事務局 学校給食課

#### (1) 委託契約の内容等

##### ① 委託契約の概要

契約名	(仮称) 明石市西部中学校給食センター調理等業務委託
契約先名 (所在地)	株式会社東洋食品 (東京都台東区)
契約内容	学校給食の調理、配送及び配膳業務
現契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託 開始時期	平成 28 年 4 月 1 日
予定価格 (税込)	52,920,000 円 (参考見積限度額)
契約額 (税込)	50,315,580 円 (対参考見積限度額 : 95.1%)
執行済額	79,775,280 円 (平成 30 年度執行額) ※初年度の運営経費は 2, 3 学期分のみであるため、初年度契約額とは異なる
契約保証金の有無及び 契約保証金を免除 した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号に基づき、契約保証金は免除 (契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき)
当初の契約方法及び 根拠法令	・プロポーザル方式により受託予定者を決定 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) ・3 年間の長期継続契約 (地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
履行の実績確認方法	・業務完了報告書等の提出を受け、履行を確認 ・調理場内で調理工程を確認 ・検食の実施
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	学校給食の実施は義務教育諸学校の設置者の任務であり、確実に継続的な業務の履行が必要とされるとともに、経済性や効率性についても求められている。委託業者の持つ専門性や知見、コスト意識を活用することにより、安全で安定的な給食提供体制の一層の充実を図るため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

「該当なし」

## ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	学校給食の調理は非常に高度な安全性や品質を継続的に確保することが求められるほか、学校給食は教育の一環として実施されるものであるため、食育への関与など調理員の質もより高いレベルが求められる。 価格競争のみではこれらの担保が十分に行えないため、総合的に評価して最適な契約相手方を選定できるプロポーザル方式を選択することにより、より高品質で安全な学校給食の提供に資するものである。
応札者数	1者
予定価格の積算方法	3者から見積りを入手し、3者の平均額で予定価格を算出
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	公告文に参考見積限度額として記載し、ホームページにて公表

前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

⑤ 効果測定について

事業の目的	学校給食において、高い技術やコスト意識等を活用し、調理等業務の安全性及び効率性を確保することにより、日々の食数を確実に調理し、所定の時間までに配送及び配膳を行う
期待する効果	毎日、所定の食数を衛生的に調理し、所定の時間までに所定の場所へ確実に届ける
効果指標	—
効果指標の過去 5 年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい【意見】

当業務は、中学校給食センターでの調理を委託するものである。食物アレルギーへの対応や衛生に精通した者を受託者として選定したいとして、受託者の決定をプロポーザル方式により決定している。

プロポーザル方式は、受託者の高度な専門性や独創性を必要とする業務を発注する際に採用されるものであるが、仕様書によれば、市が原材料を調達し、また、調理方法や食材の保管方法等が詳細に定められていることから、受託者の専門性や独創性が重要な部分を占めるとは考えにくい。

食物アレルギーや衛生への対応は、慎重とすべきことは理解できるが、コスト削減についても考慮する必要がある。当業務は、専門性や独創性が大いに必要とする業務ではないこと、また、プロポーザル方式によらず、競争性が図れる契約方法により受託者を決定している事例もあることから、業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい。



## 32. 教育委員会事務局 学校教育課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	平成 30 年度明石市小学校体験活動事業委託
契約先名 (所在地)	明石市体験活動事業推進委員会 (兵庫県明石市)
契約内容	(i) 明石市立小学校における体験活動事業の実施 (ii) 実施校と体験活動事業実施手法や課題について検討、検証 (iii) 教材 (環境学習・自然学校プログラム) の検討 (iv) 各学校の特性を生かした体験型プログラム提案
現契約期間	平成 30 年 5 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日
同一相手先への委託 開始時期	約 10 年以上
予定価格 (税込)	46,424,000 円
契約額 (税込)	46,424,000 円
執行済額	46,424,000 円
契約保証金の有無及 び契約保証金を免除 した場合その根拠	契約保証金は無し 契約規則第 25 条第 1 項第 7 号により、契約保証金を免除する
当初の契約方法及び 根拠法令	一者随意契約により、受託者を決定する (地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
履行の実績確認方法	契約書に基づき、事業終了後に、実績報告書及び収支決算書を提出してもらい、確認している。明石市体験活動事業推進委員会は、本事業に係る文書、出納簿等を備え、委託事業の内容を明らかにできるようにしている。 教育委員会は、必要があるときは、事業の内容及び経理について調査できる。
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	本事業は、県の交付金（環境体験事業及び自然学校推進事業交付金）対象事業で、児童の豊かな体験活動を推進するため、市内全28小学校で実施しているものであり、県下の多くの自治体が同事業について委託の形態を選択しているため
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	1
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

随意契約の理由	全28小学校において本事業を円滑に実施できるよう、市内各校の教育に関して知見を有する団体が行う必要があり、業務の性質及び目的が競争入札には適さないため
根拠法令	地方自治法施行令167条の2第1項第2号
予定価格の積算方法	兵庫県の交付金交付要綱をもとに、学級の増減、学校の就学支援率に配慮して配分を決めて積算している
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが、一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／明石市体験活動事業推進委員会
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約／明石市体験活動事業推進委員会

④ 入札等の概要

「該当なし」

⑤ 効果測定について

特に直近で検証は行っていない。

事業の目的	—
期待する効果	—
効果指標	—
効果指標の過去 5 年の推移	—
効果指標の前事業者 (または直営) との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 金銭の管理の観点からは、委託料の支出先を委員会とする意義が不明である。また委員会の活動内容を見直し、体験活動の更なる活性化のため、委員会の定期開催等によるモニタリング実施を検討すべきである【意見】

委託先である明石市小学校体験活動事業推進委員会（以下、「委員会」という。）は、小学校長の代表及び市職員（学校教育課長、指導係長、指導主事 2 名）で構成されており、その活動実態は明石市体験活動事業説明会の実施、関係書類の点検、活動計画書及び実施報告書の提出と、委員会要領に定められた委託業務は実質的に各小学校に任されている。なお、各学校の体験学習プログラムは統一でなく、各学校独自に計画・実施している。また、市からの委託料は各小学校へ全額配分され（46,424,000 円、1 校当たり平均 1,658,000 円）、出納事務も各小学校の教職員が行っている。

ここで委託料の支出に関して以下の問題がある。

市の委託料 46 百万円は委員会を相手先として支出されているが、費用の使用主体は各小学校であり、実際は市が支出内容についてチェックを行っており、推進委員会が、支出先の使用方法の適法性や適切性についてチェックを行っていない。

委員会の事務は市の職員が行っているため、実質は、市が小学校に直接支出していることと同義であるが、あくまで相手先が委員会となっているため、小学校での支出のチェックが間接的となっている。

各小学校体験活動の共有や検討を行う目的で各校の校長等が集まる委員会に存在意義があるとしても、金銭の支出において上記のような弊害があるにもかかわらず委員会を通す意義が不明である。なお委託料は全額小学校に配

分されており、委員会は金銭の消費を行っていない。

次に、上記委員会の実態から、委員会の直接的な業務は各小学校における事業実施状況の検討が主たるものであると考えられる。

一方、平成 30 年度における委員会の活動実績は、明石市小学校体験活動事業説明会の実施、書類の点検、活動計画書及び実施報告書の提出となっており、定期的な委員会の開催等は行われていない。

本業務の委託業務内容に掲げられている「実施校と体験活動事業実施手法や課題についての検討、検証」を遂行するためには、このような検討の場を設け、定期的にモニタリングや検討を実施することが望ましいため、定期的な委員会の開催を検討されたい。

## ② 小学校での出納事務におけるリスクを低減させるため、領収書保管等を徹底すべき【意見】

本事業では、各小学校に予算が配分され、体験活動の指導員に対する謝金や交通費、食事代等の経費支払に充てられるため、学校の規模に応じ、環境体験と自然学校の合計で年間 120 万円～290 万円程度の出納事務を取り扱うこととなる。

このように比較的多額の現金を取り扱う以上、一定程度資金の不正使用等のリスクが存在すると考えられるが、出納事務に関する規程等は存在しない。さらに、委員会においては、このような管理が全ての小学校で実施されているかどうかを把握していない。

出納事務執行上のリスクを低減させるため、支出に関する承認や領収書等の保管、残高管理を徹底することが必要である。また、必要に応じて規程化等によるルールの特明確化も検討すべきである。

さらに、各小学校で記帳した帳簿を委員会で確認し、不明瞭な支出等がないことを確認することにより、事業が適切に実施されていることを確認するといった管理の実施が望まれる。

## ③ 指導員に対する謝金の支給基準がないためルール化すべき【意見】

地元の学生等を指導員として体験学習の手伝いに参加させており、本業務の委託費から、その謝金が支払われている。指導内容や参加期間等により支払額が異なることは理解できるが、単価については各小学校の裁量に任せられており、例えば、同じ「指導補助」という指導内容であっても、下記のとおり小学校によって異なる単価により謝金が支払われている。

当該謝金は市が実施する事業に関して支払われる対価であり、依頼される小学校により単価が異なるという状況はいかかなものか。明確な支給基準等

を設け、各小学校の裁量をなくすことが望ましい。

また、謝金支払にあたり、所得税法の規定に基づく源泉徴収が行われていないため、これを行う必要がある。

平成 30 年度 指導補助員謝金実績

学校名	期間	謝金 (1人当たり)	1日当たり金額
明石小学校	4泊5日	80,000円	16,000円
松が丘小学校	4泊5日	73,500円	14,700円
朝霧小学校	4泊5日	73,000円	14,600円
中崎小学校	4泊5日	85,000円	17,000円
人丸小学校	4泊5日	70,000円	14,000円
大観小学校	4泊5日	70,000円	14,000円
王子小学校	4泊5日	75,000円	15,000円
林小学校	4泊5日	73,000円	14,600円
鳥羽小学校	4泊5日	70,000円	14,000円
和坂小学校	4泊5日	75,000円	15,000円
沢池小学校	4泊5日	80,000円	16,000円
藤江小学校	4泊5日	62,400円	12,480円
花園小学校	4泊5日	70,000円	14,000円
貴崎小学校	4泊5日	81,370円	16,274円
大久保小学校	4泊5日	64,000円	12,800円
大久保南小学校	4泊5日	75,000円	15,000円
高丘東小学校	4泊5日	62,000円	12,400円
高丘西小学校	4泊5日	75,000円	15,000円
山手小学校	4泊5日	64,000円	12,800円
谷八木小学校	4泊5日	72,000円	14,400円
江井島小学校	4泊5日	53,404円	10,681円
魚住小学校	4泊5日	68,500円	13,700円
清水小学校	4泊5日	55,000円	11,000円
錦が丘小学校	4泊5日	86,000円	17,200円
錦浦小学校	4泊5日	72,000円	14,400円
二見小学校	4泊5日	65,000円	13,000円
二見北小学校	4泊5日	70,000円	14,000円
二見西小学校	4泊5日	70,000円	14,000円

### 33. 教育委員会事務局 学校給食課

#### (1) 委託契約の内容等

##### ① 委託契約の概要

契約名	明石市立二見北小学校給食調理業務
契約先名（所在地）	株式会社東洋食品（東京都台東区）
契約内容	市立二見北小学校における給食調理業務一式
現契約期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
同一相手先への委託 開始時期	平成 19 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	27,300,000 円（参考見積限度額）
契約額（税込）	25,830,000 円（対参考見積限度額比率：94.6%）
執行済額	26,568,000 円（※平成 26 年度から消費税改定による）
契約保証金の有無及 び契約保証金を免除 した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号に基づき契約保証金は免除 （契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保 証保険契約を締結したとき）
当初の契約方法及び 根拠法令	・プロポーザル方式により受託予定者を決定（地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号） ・6 年間の長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期 継続契約）
履行の実績確認方法	契約約款第 19 条第 2 項又は第 4 号、仕様書 5-12①の規定に従 い、毎月の業務完了後、委託完了届及び業務完了報告書の提出を 受け、履行を確認している
再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

##### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等）	学校給食の実施は義務教育諸学校の設置者の任務であり、安定 的・確実に継続して業務を実施しつつも、業務実施における経済 性や効率性が求められている。 これを踏まえ、本市財政健全化推進計画で示された事務経費の削 減を進めるとともに給食調理体制の一層の充実を図るため。
--	---

同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	直営調理員の退職者不補充により、順次委託化を進める (令和元年度現在、29校中20校委託済)
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

「該当なし」

### ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	学校給食の調理は非常に高度な安全性や品質を継続的に確保することが求められるほか、学校給食は教育の一環として実施されるものであるため、食育への関与など調理員の質もより高いレベルが求められる。 価格競争のみではこれらの担保が十分に行えないため、総合的に評価して最適な契約相手方を選定できるプロポーザル方式を選択することにより、より高品質で安全な学校給食の提供に資するものである。
応札者数	1者
予定価格の積算方法	参考見積書(1者)による
予定価格の公表・非公表の別(非公表の場合はその理由)	非公表(指名型によるプロポーザル方式を選択したため)
前回の契約方法及び契約先	プロポーザル方式 株式会社東洋食品
前々回の契約方法及び契約先	プロポーザル方式 株式会社東洋食品

⑤ 効果測定について

事業の目的	歳出削減（総人件費の抑制）
期待する効果	人件費の削減 事務のスリム化（調理員の労務管理業務の減）
効果指標	直営調理員の人数
効果指標の過去5年の推移	H27 62名、H28 59名、H29 54名、H30 49名、R1 43名 （※各年4月1日現在）
効果指標の前事業者（または直営）との比較	委託校の数 H27 16校、H28 17校、H29 18校、H30 19校、R1 20校

(2) 監査の結果及び意見

- ① 給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい【意見】

当業務は、小学校給食室での給食調理を委託するものである。食物アレルギーへの対応や衛生に精通した者を受託者として選定したいとして、受託者の決定をプロポーザル方式により決定している。

プロポーザル方式は、受託者の高度な専門性や独創性を必要とする業務を発注する際に採用されるものであるが、仕様書によれば、市が原材料を調達し、また、調理方法や食材の保管方法等が詳細に定められていること、食物安全性への配慮は当然クリアすべき基準であることなどから、受託者の専門性や独創性が重要な部分を占めるとは考えにくい。

食物アレルギーや衛生への対応は、慎重とすべきことは理解できるが、コスト削減についても考慮する必要がある。当業務は、専門性や独創性が大いに必要とする業務ではないこと、また、プロポーザル方式によらず、競争性が図れる契約方法により受託者を決定している事例もあることから、業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい。

- ② 給食調理業務委託の参考見積限度額は、継続的に現受託者のみから入手した見積書金額をもとに設定している。契約金額設定に関する透明性を確保するため、複数事業者より見積書を入手して参考見積限度額を設定する必要がある【意見】

当業務は、プロポーザル方式により受託者を選定している。プロポーザル方式における参考見積限度額は、継続的に現在の受託者のみから入手した見



積書をもとに設定し、非公表であるため、現契約者のみがプロポーザル方式の際に参考見積限度額を推察できる状況である。二見北小学校における給食調理業務受託者選定のプロポーザル方式は、給食調理業務の委託を開始して2回目となるが、結果はいずれも現契約者が継続して選定されている。

また、当業務の仕様書には、給食調理業務等に従事する最低限の人員配置を定めているが、受託者からの見積書は、仕様書の人員を超える人数での見積りとなっている。

参考見積限度額を単一の事業者のみから入手した見積書をもとに設定すると、競争性が働かず、同事業者に有利となる可能性がある。また、一方で、契約金額が高止まりとなる可能性もあり、適切な委託金額が設定できない可能性がある。

契約金額設定に関する透明性を確保するため、複数事業者より入手した見積書を調整することにより参考見積限度額を設定する必要がある。また、給食調理業務委託には、受託者の専門性や独創性を必要としない単純業務も含まれるため、当該業務部分については市で設計・積算し、市でできない部分のみ複数の民間事業者の見積書を参考とすることも検討されたい。

③ 小学校給食調理業務の契約額につき小学校ごとに大幅な差があるため、その原因を分析し、参考見積限度額の算定に反映する必要がある【意見】

給食調理業務の外部委託を行っている小学校について契約額を比較したところ、児童生徒在籍人数ひとりあたり契約額は、年間6万円以上の学校から、3万円未満の学校まで大きな差があった（明石養護学校は在籍人数が少なく比較対象とはしていない）。この差は、規模の経済と必ずしも合理的な相関関係があるものでもなかった。

各委託の契約額はプロポーザル方式を実施した結果であり、確実に落札を狙う業者の営業戦略で見積価格を大幅に低くしているなど、年度の入札状況によって差が出ることは避けられないものの、結果的に倍以上の差があることは、現受託業者の見積りを基にした設計額（参考見積限度額）として合理的とはいえず、また低すぎる受注額も健全ではない。給食調理の業務内容が各小学校で倍の差があるとも、人件費に倍の差があるとも考えにくいいため、これらの差が生じる原因を分析し、参考見積限度額に反映する必要がある。

### 34. 教育委員会事務局 学校給食課

#### (1) 委託契約の内容等

##### ① 委託契約の概要

契約名	明石市立二見小学校給食調理業務
契約先名（所在地）	一富士フードサービス株式会社 近畿支社（兵庫県高砂市）
契約内容	市立二見小学校における給食調理業務一式
現契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	平成 18 年 4 月 1 日
予定価格（税込）	23,000,000 円（参考見積限度額）
契約額（税込）	22,680,000 円（対参考見積限度額：98.6%）
執行済額	22,680,000 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号に基づき契約保証金は免除（契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき）
当初の契約方法及び根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル方式により受託予定者を決定（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）</li> <li>・6 年間の長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）</li> </ul>
履行の実績確認方法	契約約款第 19 条第 2 項又は第 4 号、仕様書 5-12①の規定に従い、毎月の業務完了後、委託完了届及び業務完了報告書の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

##### ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	<p>学校給食の実施は義務教育諸学校の設置者の任務であり、安定的・確実に継続して業務を実施しつつも、業務実施における経済性や効率性が求められている。</p> <p>これを踏まえ、本市財政健全化推進計画で示された事務経費の削減を進めるとともに給食調理体制の一層の充実を図るため。</p>
--------------------------------	--

同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	有
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	直営調理員の退職者不補充により、順次委託化を進める (令和元年度現在、29校中20校委託済)
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

「該当なし」

### ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	学校給食の調理は非常に高度な安全性や品質を継続的に確保することが求められるほか、学校給食は教育の一環として実施されるものであるため、食育への関与など調理員の質もより高いレベルが求められる。 価格競争のみではこれらの担保が十分に行えないため、総合的に評価して最適な契約相手方を選定できるプロポーザル方式を選択することにより、より高品質で安全な学校給食の提供に資するものである。
応札者数	1者
予定価格の積算方法	参考見積書(1者)による
予定価格の公表・非公表の別(非公表の場合はその理由)	非公表(指名型によるプロポーザル方式を選択したため)
前回の契約方法及び契約先	プロポーザル方式 一富士フードサービス株式会社 近畿支社
前々回の契約方法及び契約先	プロポーザル方式 一富士フードサービス株式会社 近畿支社

⑤ 効果測定について

事業の目的	歳出削減（総人件費の抑制）
期待する効果	人件費の削減 事務のスリム化（調理員の労務管理業務の減）
効果指標	直営調理員の人数
効果指標の過去5年の推移	H27 62名、H28 59名、H29 54名、H30 49名、R1 43名 （※各年4月1日現在）
効果指標の前事業者（または直営）との比較	委託校の数 H27 16校、H28 17校、H29 18校、H30 19校、R1 20校

(2) 監査の結果及び意見

- ① 給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい【意見】

当業務は、小学校給食室での給食調理を委託するものである。食物アレルギーへの対応や衛生に精通した者を受託者として選定したいとして、受託者の決定をプロポーザル方式により決定している。

プロポーザル方式は、受託者の高度な専門性や独創性を必要とする業務を発注する際に採用されるものであるが、仕様書によれば、市が原材料を調達し、また、調理方法や食材の保管方法等が詳細に定められていることから、受託者の専門性や独創性が重要な部分を占めるとは考えにくい。

食物アレルギーや衛生への対応は、慎重とすべきことは理解できるが、コスト削減についても考慮する必要がある。当業務は、専門性や独創性が大いに必要とする業務ではないこと、また、プロポーザル方式によらず、競争性が図れる契約方法により受託者を決定している事例もあることから、業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい。

- ② 給食調理業務委託の参考見積限度額は、継続的に現受託者のみから入手した見積書金額をもとに設定している。契約金額設定に関する透明性を確保するため、複数事業者より見積書を入手して参考見積限度額を設定する必要がある【意見】

当業務は、プロポーザル方式により受託者を選定している。プロポーザル方式における参考見積限度額（非公表）は、継続的に現在の受託者のみから入手した見積書をもとに設定している。

また、当業務の仕様書には、給食調理業務等に従事する最低限の人員配置を定めているが、受託者からの見積書は、仕様書の人員を超える人数での見積りとなっている。かかる状況で、二見小学校における給食調理業務受託者選定のプロポーザル方式は、給食調理業務の委託を開始して3回目となるが、いずれも現受託者が選定されている。特に、当小学校の委託契約額は同規模の他校と比べ、児童ひとりあたりでみた金額が3割以上高くなっている。今後、当校と同規模の比較的中小規模の学校の給食調理外部委託化が進められるなか、このような大きな金額の差は、合理的に縮小是正していくことが求められる。

参考見積限度額を単一の事業者のみから入手した見積書をもとに設定すると、競争性が働かず、同事業者に有利となる可能性がある。また、一方で、契約金額が高止まりとなる可能性もあり、適切な委託金額が設定できない可能性がある。

契約金額設定に関する透明性を確保するため、複数事業者より入手した見積書を調整することにより参考見積限度額を設定する必要がある。また、給食調理業務委託には、受託者の専門性や独創性を必要としない単純業務も含まれるため、当該業務部分については市で設計・積算し、市でできない部分のみ複数の民間事業者の見積書を参考とすることも検討されたい。

### 35. 教育委員会事務局 学校給食課

#### (1) 委託契約の内容等

##### ① 委託契約の概要

契約名	東部・西部学校給食センター施設維持管理業務委託
契約先名（所在地）	株式会社大和研装社（兵庫県神戸市）
契約内容	給食センターにおける建築設備維持管理業務、清掃業務、分析業務
現契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
同一相手先への委託開始時期	東部・西部センターで一括発注は、平成30年度から実施 東部センターは、平成30年2月1日 西部センターは、平成28年7月1日
予定価格（税込）	26,303,924円
契約額（税込）	22,561,200円（落札率：85.8%）
執行済額	22,561,200円
契約保証金の有無及	契約規則第25条第1項第1号に基づき、契約保証金は免除（契

び契約保証金を免除した場合その根拠	約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき)
当初の契約方法及び根拠法令	公募型見積合せ
履行の実績確認方法	毎月、実施報告書の提出を受け、履行を確認している
再委託先の有無、ある場合は件数	有 7件
再委託の業務範囲	受水槽・貯湯槽・還水槽点検清掃業務、空調フィルター等空調機器点検清掃業務、衛生害虫防除作業等業務、消防設備点検業務、昇降機設備メンテ業務、除外施設点検業務、飲料水水質検査・環境測定等業務
再委託金額	10,704,528円(税込)
再委託確認方法	契約相手先に再委託の有無を文書で提出させ、内容を把握している
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由(直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	学校給食の実施は義務教育諸学校の設置者の任務であり、確実に継続的な業務の履行とともに、経済性や効率性についても求められている。 給食センターの多様な機能を常に最良の状態に保ち、衛生的な環境下で安定した稼働を確保するためには、委託業者の優れたノウハウや知見が必要なため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

「該当なし」

④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	公募型見積合せを採用
応札者数	2者
予定価格の積算方法	1者から見積を入手し、参考の上、決定
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	公告文に予定価格として記載し、HPにて公表
前回の契約方法及び契約先	東部・西部センターで一括発注は、平成30年度から実施 東部センターは、制限付一般競争入札 株式会社大和研装社 西部センターは、公募型見積合せ 株式会社大和研装社
前々回の契約方法及び契約先	東部・西部センターで一括発注は、平成30年度から実施 東部センターは、実施していない 西部センターは、制限付一般競争入札 株式会社大和研装社

⑤ 効果測定について

事業の目的	給食センターの多様な機能を常に最良の状態に保ち、衛生的な環境下で安定した稼働を確保する
期待する効果	給食センターの多様な機能を常に最良の状態に保ち、衛生的な環境下で安定した稼働を確保する
効果指標	—
効果指標の過去5年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 給食センター施設維持管理業務は、市の他施設の維持管理業務と同様の業務であるが、予定価格の設定については、設計・積算を行っておらず、1事業者のみの見積書をもとに予定価格を設定している。契約金額設定に関する透明

## 性を確保するため、市で設計・積算し予定価格を設定する必要がある【意見】

当業務は、公募型見積合せにより受託者を選定している。公募における予定価格は、設計・積算を行わず、1事業者のみから入手した見積書により設定しており、当該事業者が受託者として選出されている。

当該業務は施設の保守・点検及び清掃等の受託者の専門性や独創性を必要としない業務であるが、市の他施設の維持管理委託業務で実施されているような業務の設計・積算が行われていない。

契約金額設定に関する透明性を確保するため、市で委託業務に関する設計・積算し、市でできない部分のみ民間事業者の見積書を参考とし、予定価格を設定する必要がある。

加えて、現状のように予定価格の設定を、単一の事業者のみから入手した見積書をもとに設定すると、競争性が働かず、同事業者に有利となる可能性がある。一方で、契約金額が高止まりとなり、適切な委託金額が設定できない可能性がある。

契約金額設定に関する透明性を確保するため、見積書を入手する場合は、複数事業者より入手しそれを調整することにより予定価格を設定する必要がある。

## 36. 教育委員会事務局 学校教育課

### (1) 委託契約の内容等

#### ① 委託契約の概要

契約名	明石市外国語指導業務委託
契約先名(所在地)	株式会社インタラック関西東海(静岡県浜松市)
契約内容	英語指導業務及び当該関連業務 明石市立小学校における国際理解・外国語活動の推進を図り、中学校における英語教育の推進を図る本事業の目的を達成するため、資質能力の高い外国人講師を確保し、明石市立小学校においてコミュニケーション能力の素地を養うための授業、中学校において英語授業等に従事させる。 また、業務を推進するために必要な事前指導及び外国人講師・日本人教師の研修、レッスンプログラム、カリキュラム、レッスン用教材・教具の開発及び提供等を行う。
現契約期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日(令和2年3月31日まで延長予定) 地方自治法第234条の3に基づく3年間の長期継続契約



同一相手先への委託開始時期	約 10 年以上
予定価格 (税込)	18, 053, 280 円
契約額 (税込)	18, 053, 280 円
執行済額	18, 053, 280 円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約規則第 25 条第 1 項第 1 号に基づき、契約保証金は免除 ※ 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
当初の契約方法及び根拠法令	プロポーザル方式により受託予定者を決定後、一者随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) 地方自治法第 234 条の 3 に基づく 3 年間の長期継続契約
履行の実績確認方法	仕様書に従い、毎月の請求書と請求月の委託業務実施報告書を委員会に送付してもらっている。また、学校からも授業実施報告書を月末に提出させ、両者を照合して整合性を確認している。
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	有

## ② 委託の理由

委託の理由 (直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	(委託の理由) ・ 教育委員会の担当者が、外国語の専門でなくとも事務処理が可能である ・ 授業 (業務) のみを委託することにより、より外国人講師を授業に配置する日数がたくさん確保でき、コストパフォーマンスも高まる
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	有 小学校教育振興事業 (外国語指導業務委託事業)
委託契約の分割数	2
委託契約を分割している場合の分割の方針	外国人講師の配置時間数の分配のため

③ 随意契約の概要

「該当なし」

④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	ALT の質の確保、トラブル等の際の対処、その他研修等のオプションについて、現場の教員を中心とした選定委員会を設置し、様々な視点から市の外国語教育によりふさわしい業者を選定するため（価格が安いことが、業務内容が素晴らしいとは言い切れないため）
応札者数	2 社
予定価格の積算方法	業者から徴収した見積書を参考の上、決定
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	非公表 （業務内容だけでなく、価格についても参考意見としてプロポーザル方式において意見を業者に聞きたいため）
前回の契約方法及び契約先	インタラック関西東海 大阪支店
前々回の契約方法及び契約先	インタラック関西東海 大阪支店

⑤ 効果測定について

特に直近で検証は行っていない。

事業の目的	—
期待する効果	—
効果指標	—
効果指標の過去 5 年の推移	—
効果指標の前事業者（または直営）との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

① 予定価格積算の参考としている見積書の項目が粗く、実績確認に基づく次年度業務の委託額への反映等が難しいため、詳細な見積りを要求すべき【意見】

本業務はプロポーザル方式により業者選定を行っており、予定価格については業者から提出された見積書を基に積算している。見積書添付の「業務費内訳書」によると、「外国人講師給与（交通費含む）23,800,000 円」が最も金額の大きい項目として計上されており、その内訳までは不明である。

この点、業務開始時には別途、「ALT 配置計画表」等が提出されるため配置人員数は把握可能であるが、予定価格積算段階では不明であり、このような項目の粗い見積りでは適切な積算となっているかの検証が困難であると考えられる。配置人員数や日数、単価まで記載されている詳細な見積書を入手し、予定価格算定の基礎とするとともに、業務完了時には実績との比較を実施して次回の委託業務に係る積算の参考とすることが望まれる。

② 効果測定が実施されておらず委託化の効果が不明であるため、外国語力の向上実績等による業務評価を実施すべき【意見】

委託業務において、履行状況の確認はもちろん、当該業務の品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。

しかし、当該業務については、委託業務に対する効果測定指標等を用いた評価は行われていない。当該評価を行わなければ、委託業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務改善に向けた指導が徹底できないおそれや、今後の委託業務の品質管理のための課題を把握できないおそれがある。

本業務は、小中学校における外国語指導業務であり、外国語力の向上実績を評価指標とした評価が考えられる。(ただ、外国語力の向上は定量的に測れるものと測れないものがあることから、その評価指標については慎重に検討する必要がある。)

このように、市として、一定の評価項目を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の際の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。

### 37. 消防局 消防総務課 情報指令課

(1) 委託契約の内容等

① 委託契約の概要

契約名	高機能消防指令センター等保守業務委託
契約先名 (所在地)	日本電気株式会社神戸支社 (兵庫県神戸市)
契約内容	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線等に対する無償保証期間 1 年を含む 10 年間にわたるシステム、機器の保守業務
現契約期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

同一相手先への委託 開始時期	平成 26 年 4 月 1 日
予定価格 (税込)	801, 125, 000 円
契約額 (税込)	588, 000, 000 円 (落札率 : 73. 40%) (平成 27 年 4 月消費増税により契約変更 604, 800, 000 円)
執行済額	261, 660, 240 円 (累計) 82, 992, 600 円 (平成 30 年度決算)
契約保証金の有無及 び契約保証金を免除 した場合その根拠	有 契約規則第 25 条第 1 項第 1 号 (履行保証保険契約)
当初の契約方法及び 根拠法令	制限付一般競争入札
履行の実績確認方法	個々の保守業務修了後における報告書や、年度ごとの業務完了届 及び作業現場立会等により履行を確認している
再委託先の有無、 ある場合は件数	有 11 件
再委託の業務範囲	再委託承諾願のとおり
再委託金額	単に故障や耐用年数が経過したものを計画的に交換するだけの 契約ではなく、オンコールで都度、緊急修繕対応を行うため再委 託金額を把握できない
再委託確認方法	契約当初の再委託申請及び機器、ソフトウェアの更新や調整及び 修理の範囲を保守打合せ協議の中で確認している
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由 (直営にせ ず、委託とする理由、 比較検討した数値等)	24 時間 365 日の安定的かつ確実なシステムや機器の運用が必要 で、その保守業務は高度な専門的知識や技術、資格を要するため
同種の業務につき、委託 と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託 と直営の割合に関す る方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無

委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

### ③ 随意契約の概要

「該当なし」

### ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	—
応札者数	2者
予定価格の積算方法	別途業務委託成果物に基づき積算
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	開札後公表
前回の契約方法及び契約先	随意契約 協和テクノロジーズ株式会社
前々回の契約方法及び契約先	随意契約 協和テクノロジーズ株式会社

### ⑤ 効果測定について

事業の目的	システムや機器の維持管理
期待する効果	24時間365日安定した運用
効果指標	24時間365日連続稼働
効果指標の過去5年の推移	過去5年間、システムが停止したことはない
効果指標の前事業者（または直営）との比較	不明

## (2) 監査の結果及び意見

### ① 再委託先から暴力団排除の誓約書を入手していない【意見】

「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「要綱」）第5条第2項において、契約金

額 200 万円を超える再委託契約については暴力団排除に関する誓約書を入手することとされているが、要綱の施行日が平成 27 年 7 月 1 日であるため、本業務（平成 26 年 4 月 1 日契約締結）については誓約書を入手していない。

しかし、暴力団の排除に関する社会的な要請の高まりから要綱が制定された経緯に加えて、それぞれの契約においては各年度の終了時に検認を行いそれに基づき支払を実施することを考えると、要綱が施行された年度において、誓約書の入手が必要な再委託契約があるかどうか精査し、該当があれば誓約書を入手する、あるいは一律に誓約書を入手するなどの対応を行うことが望ましい。

よって本業務に関しても、契約締結そのものは要綱の施行前であるとしても、誓約書を入手することにより当該契約から暴力団が排除されていることを確かめることが望ましい。

### 38. 消防局 消防総務課 消防団担当

#### (1) 委託契約の内容等

##### ① 委託契約の概要

契約名	消防団浜西班詰所新築ほか工事実施設計業務委託
契約先名（所在地）	川田靖建築設計事務所（兵庫県神戸市）
契約内容	消防団浜西班詰所の新築及び既存施設の除却に係る実施設計の作成
現契約期間	平成 30 年 6 月 13 日～平成 30 年 10 月 31 日
同一相手先への委託開始時期	無
予定価格（税込）	4,408,000 円
契約額（税込）	3,834,000 円（落札率：86.98%）
執行済額	4,779,000 円（契約変更あり）
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	有（383,400 円）
当初の契約方法及び根拠法令	制限付一般競争入札
履行の実績確認方法	明石市業務委託契約約款第 1 条及び建築設計業務委託特記仕様書のⅢ要求成果図書の規定により受託者から成果図書（設計書等）の提出を受け、市が検査による確認を実施する

再委託先の有無、 ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	—
個人情報取扱の有無	無

## ② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	当該業務は、建物の構造、材質等に係る実施設計業務であり、局内には建築設計が可能な建築士等がないため直営ではなく、委託の業務として実施する
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

## ③ 随意契約の概要

「該当なし」

## ④ 入札等の概要

指名競争入札又は総合評価落札方式若しくはプロポーザル方式を選択した理由	—
応札者数	6者
予定価格の積算方法	市営繕課による積算
予定価格の公表・非公表の別（非公表の場合はその理由）	開札後公表

前回の契約方法及び契約先	—
前々回の契約方法及び契約先	—

⑤ 効果測定について

事業の目的	消防団詰所の新築設計並びに既存詰所の除却設計
期待する効果	地域防災の拠点として機能を有すること
効果指標	図面上で消防団活動に係る利便性の確認
効果指標の過去5年の推移	—
効果指標の前事業者 (または直営) との比較	—

(2) 監査の結果及び意見

- ① 小規模施設の建築工事に係る設計業務についても、工事と別発注とすることが、委託額の低減及び事業の円滑の遂行という観点から望ましいか検討すべき【意見】

本業務は消防団の詰所新築に当たっての設計業務であるが、仕様書上の施設の延べ面積は「100 m<sup>2</sup>程度」とされており、比較的小規模な施設の建築工事に係る設計業務であると考えられる。

市では基本的に、工事の規模にかかわらず、まず設計業務を委託しその上で建築工事の発注を行うこととしているが、小規模工事においても必ずこのような業務の切り分けが必要といえるか。特に、当該事業に関しては、本業務の成果品として設計図ができていますが、工事に関しては入札不調が続いている状況であり、当初から設計と工事を一体とした発注とすることが、委託額の低減及び事業の円滑な遂行という観点から望ましい可能性もあったため、今後同様の事業を実施する際には、発注方法についてより慎重な検討を実施することが望まれる。